

厚生労働省 令和元年度老人保健事業推進費等補助金

老人保健健康増進等事業

相談支援専門員と介護支援専門員との連携の推進

に関する調査研究事業

報 告 書

令和2年3月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

<目 次>

1 事業要旨	1
2 事業の目的	2
3 事業概要	2
4 調査結果	3
(1) 調査概要	3
(2) 高齢障害者に係る制度等に関する調査 集計結果	4
(3) 高齢障害者支援に係る相談支援専門員と介護支援専門員の連携に関する調査 集計結果	29
(4) 計画相談支援の状況（障害福祉）	47
(5) 高齢障害者の支援に関する意見等	56
5 調査結果の考察	60
6 参考資料（調査票）	62

1 事業要旨

- 本事業では、障害福祉サービスから介護保険サービスへの継続支援・ケアマネジメントの観点から、障害分野と介護分野の連携に関し、各種現状・課題を把握することを目的として事業を実施した。具体的には、連携の促進に向けた検討のための基礎資料となる情報の把握として、「新高額障害福祉サービス等給付費」の制度等に関する自治体を対象とする調査と、ケアマネジメントにおける居宅介護支援事業者と特定相談支援事業者の連携に関する調査を行った。

- 本事業の実施により、以下の状況が明らかになった。

(高齢障害者に係る制度等)

- ・市町村における新高額障害福祉サービス等給付費に係る支給事務については、現時点で実施している市町村が約3割、実施していない市町村が約7割となっていることがわかった。
- ・支給事務を実施していない市町村では、その理由として、「申請対象者（支給要件を満たしたもの）がない」「申請者がいない」というところが多く、特に規模の小さな自治体では、申請対象者がいないというところが多い。申請対象者がいない自治体においても、定期的に対象者要件に該当する者がいないか確認されている。
- ・市町村の、障害福祉サービス所管部局と介護保険サービス所管部局の連携については、「連携が取れている」というところが約6割と多くなっているが、「連携が取れているとはいえない」というところも1割程度見られた。
- ・高齢障害者支援における障害・介護の連携に関しては、行政が連携の中心になり、高齢障害者の介護保険サービスの利用等に関し、個別ケースへのサポートや、障害・介護のネットワークづくりなど、さまざまな取り組みが行われていることがわかった。

(高齢障害者支援に係る相談支援専門員と介護支援専門員の連携)

- ・居宅介護支援事業所において、利用者の中に高齢障害者がいる事業所は約3割、特定相談支援事業所において、利用者に対し介護保険の利用支援を行ったことのある事業所は約3割であることがわかった。
- ・居宅介護支援事業所、特定相談支援事業所のいずれも、利用者への支援として、「利用者・家族に対する介護保険制度やサービスの移行方法等についての説明」等が多く実施されていることがわかった。また、連携の経緯としては、介護保険と障害福祉の両サービスを運営している法人では、「法人内での依頼・引継ぎ」が多く、一方のサービスのみの運営法人では、「地域包括支援センター」を介した相談や紹介等が多くなっている。
- ・高齢障害者への支援に関する障害福祉と介護保険の連携等の現状評価としては、介護、障害のいずれにおいても、行政との連携等に関して比較的评价されていることがわかった。

【報告書の公開について】本報告書は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社（事業実施者）の公式ホームページ（<https://www.murc.jp/>）で公開する。

2 事業の目的

高齢障害者の自立支援にあたっては、主に、障害福祉制度と介護保険制度の2制度が関わることから、障害分野と介護分野においてさまざまな連携を進めていくことが重要となる。障害福祉サービスから介護保険サービスへの継続支援・ケアマネジメントの観点からは、平成30年度報酬改定において、居宅介護支援事業者と特定相談支援事業者が連携に努める旨が明確化され、また、サービス利用負担が変化することへの対応として「新高額障害福祉サービス等給付費」の制度が創設されるなど、取り組みが進められているところであるが、本事業は、こうしたサービスの接続・ケアマネジメントにおける障害分野と介護分野の連携に関し、各種現状・課題の把握を行い、連携をより促進するための仕組みを検討するうえで、基礎資料となる情報の整理を行うことを目的として実施した。

3 事業概要

①自治体への調査

高齢障害者が介護保険サービスを利用するにあたり、障害福祉と介護保険の両制度における負担軽減の仕組み等が異なるため、高齢障害者のサービス利用負担が増大する場合がある。その負担を軽減するため、「新高額障害福祉サービス等給付費」の制度が創設されている。この制度は、65歳になるまでに5年以上、障害福祉サービスを利用して低所得又は生活保護世帯であって、65歳以降に介護保険サービスの利用に移行した障害者を対象に、介護保険サービスの利用負担が軽減されるものであり、対象は、障害福祉サービスの居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所の利用から、それぞれ、類似する介護保険サービスである訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護に移行した者となる。申請により、対象の介護保険サービス利用料が償還される。

主にこの制度に関することを中心に、自治体へのアンケート調査を行い、制度の利用状況、運用にあたっての課題等の把握を行った。また、障害・介護の連携について、自治体として取り組んでいること、特色ある連携事例等についても調査を行った。全都道府県・市町村（47都道府県、1,741市町村 計1,788）を対象とした。

②居宅介護支援事業者・特定相談支援事業者への調査

平成30年度報酬改定において、居宅介護支援事業者と特定相談支援事業者が連携に努める旨が明確化されたが、そのような動向もふまえ、居宅介護支援事業者・特定相談支援事業者へのアンケート調査を行い、障害・介護双方において連携をどのように進めているか、連携の実績、連携を進めるうえでの課題等の把握を行った。全国の指定特定相談支援事業所、居宅介護支援事業所から、それぞれ1,000事業所を無作為抽出し、調査対象とした。

③調査結果の集計・分析

回収した調査票は入力・データ化し、調査結果の集計・分析（単純集計及び基本属性等によるクロス集計）を行った。

4 調査結果

(1) 調査概要

①調査対象

- ・高齢障害者に係る制度等に関する調査：全都道府県・市町村（47都道府県、1,741市町村 計1,788）
- ・高齢障害者支援に係る相談支援専門員と介護支援専門員の連携に関する調査：全国の指定特定相談支援事業所、居宅介護支援事業所から、それぞれ1,000事業所を無作為抽出（合計2,000事業所）

②調査方法および調査時期

調査方法：調査対象に、郵送により調査票を送付、郵送またはオンラインで回収

調査時期：令和2年1月～2月

③回収状況

	送付数	有効回答数	有効回答率
高齢障害者に係る制度等に関する調査	1,788	1,101	61.6%
高齢障害者支援に係る相談支援専門員と介護支援専門員の連携に関する調査	2,000	906	45.3%

④報告書の見方

- ・図表中の数値については、割合を表す数値はすべて%であり、単位の表示は省略している。合計、平均等の数量を表す数値は、図表中に適宜単位がわかるように記載しており、数値に直接単位表示はしていない。
- ・割合を表す数値については、四捨五入により小数点以下第1位までの表示としており、見かけの合計値が100%にならない場合がある。
- ・集計に用いた標本数は図表中に「N=」と表示している。
- ・集計にあたっては、選択肢の回答については、無回答分は「無回答」カテゴリーに区分して集計を行っている。したがって、集計に用いた標本数は全標本数である。数値の回答については、無回答分は除いて平均値等の算出を行っている。したがって、集計に用いた標本数が全標本数に一致しない場合がある。
- ・図表中、帯グラフについては、煩雑になることを避けるために、基本的に3%未満の数値の表示を省略している。
- ・集計結果に関するコメントについては、クロス集計結果等に言及する場合はその旨を記載している。特に言及なくコメントをしているものは、全体の集計結果に関するコメントである。
- ・クロス分析における地域区分別の該当都道府県は以下の通りである。

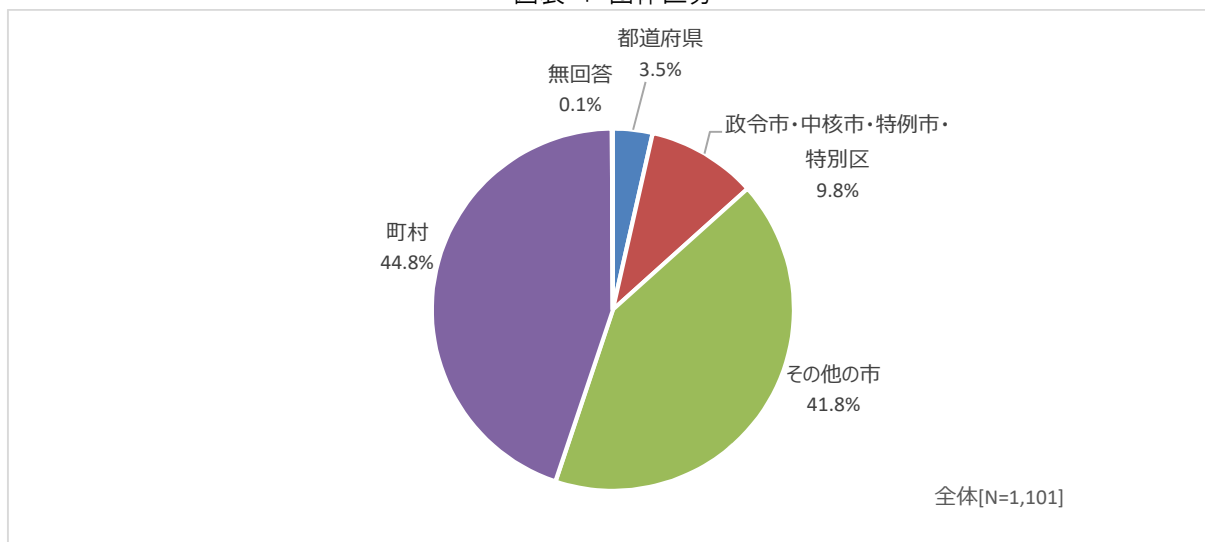
北海道	東北	関東信越	東海北陸	近畿	中国四国	九州
北海道	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県	富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(2) 高齢障害者に係る制度等に関する調査 集計結果

①地方自治体の団体区分

調査に回答した地方公共団体は1,101団体（広域連合含む）、内訳の構成比は、「町村」が44.8%、「その他の市」が41.8%、「政令市・中核市・特例市・特別区」が9.8%、「都道府県」が3.5%となっている。

図表 1 団体区分



②新高額障害福祉サービス等給付費

■ 支給決定者数

市町村に、令和元年12月末日時点の障害福祉サービス等支給決定者数を聞いたところ、平均で総数743.8人、うち、65歳以上は86.2人となっている。

図表 2 支給決定者数

平均値	全体[N=1,058]	政令市・中核市・特例市・特別区[N=108]	その他の市[N=458]	町村[N=491]
総数(人)	743.8	3,987.5	659.8	109.9
うち、65歳以上(人)	86.2	421.8	83.5	14.9

図表 3 支給決定者数(地域区分別)

平均値	全体[N=1,058]	北海道[N=104]	東北[N=134]	関東信越[N=284]	東海北陸[N=128]	近畿[N=134]	中国四国[N=116]	九州[N=157]
総数(人)	743.8	546.1	425.8	934.7	705.9	1,069.5	612.6	654.2
うち、65歳以上(人)	86.2	69.9	61.1	94.7	65.3	115.1	93.8	89.8

■ 新高額障害福祉サービス等給付費に係る対象者数

令和元年 12 月末日時点の新高額障害福祉サービス等給付費に係る対象者数を聞いたところ、平均で 2.5 人となっている。団体区分別で見ると、政令市・中核市・特例市・特別区での平均は 16.5 人、その他の市では 1.6 人、町村では 0.2 人となっている。地域区分別では近畿の平均人数が大きくなっている。

図表 4 新高額障害福祉サービス等給付費に係る対象者数

平均値	全体[N=1,048]	政令市・中核市・特例市・特別区[N=106]	その他の市[N=453]	町村[N=488]
新高額障害福祉サービス等給付費対象者数(人)	2.5	16.5	1.6	0.2

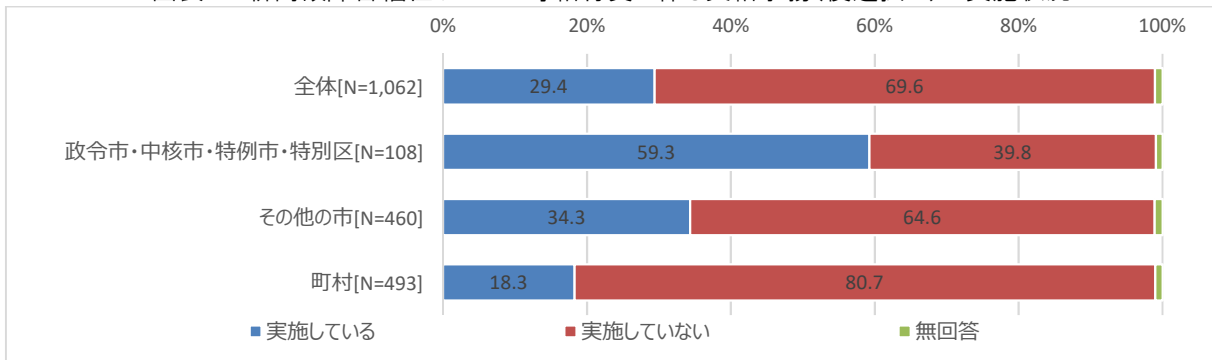
図表 5 新高額障害福祉サービス等給付費に係る対象者数(地域区分別)

平均値	全体[N=1,048]	北海道[N=103]	東北[N=135]	関東信越[N=280]	東海北陸[N=125]	近畿[N=133]	中国四国[N=115]	九州[N=156]
新高額障害福祉サービス等給付費対象者数(人)	2.5	1.2	1.1	3.1	2.0	4.8	2.7	1.6

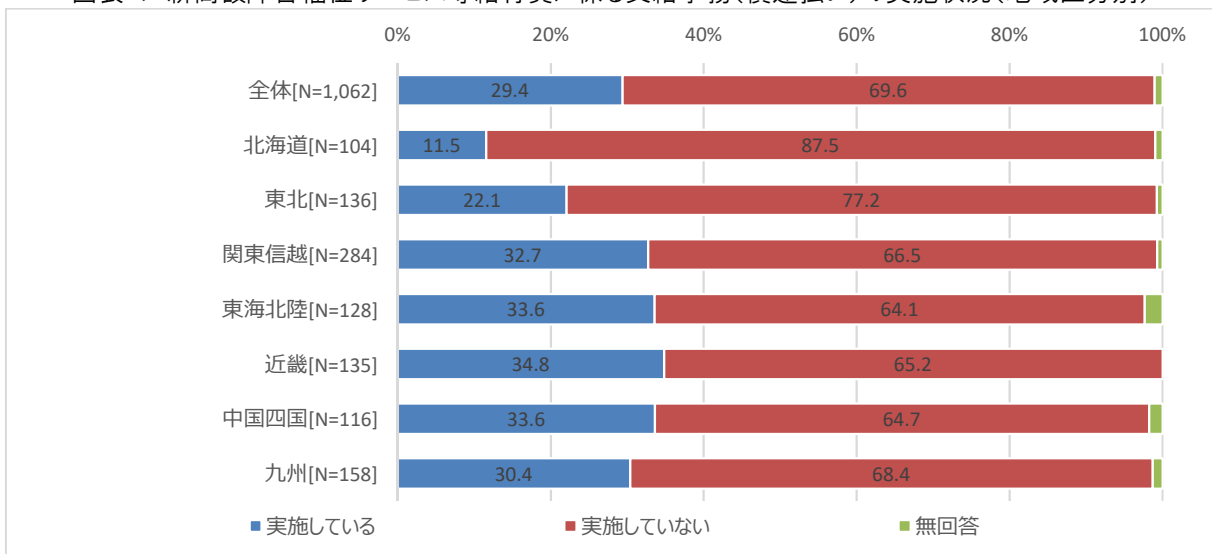
■ 新高額障害福祉サービス等給付費に係る支給事務(償還払い)の実施状況

新高額障害福祉サービス等給付費に係る支給事務(償還払い)の実施状況は、「実施していない」が 69.6%、「実施している」が 29.4%となっている。政令市・中核市・特例市・特別区では、「実施している」が 59.3%となっている。地域区分別では北海道、東北で「実施していない」の割合の高い傾向が見られる。

図表 6 新高額障害福祉サービス等給付費に係る支給事務(償還払い)の実施状況



図表 7 新高額障害福祉サービス等給付費に係る支給事務(償還払い)の実施状況(地域区分別)



■ 新高額障害福祉サービス等給付費の実績

新高額障害福祉サービス等給付費に係る支給事務を実施している市町村に、新高額障害福祉サービス等給付費の実績（平成30年度実績）を聞いたところ、平均で232.0千円となっている。

図表 8 新高額障害福祉サービス等給付費の実績(平成30年度実績)

平均値	全体[N=302]	政令市・中核市・特例市・特別区[N=63]	その他の市[N=152]	町村[N=87]
新高額障害福祉サービス等給付費(千円)	232.0	791.8	107.5	44.0

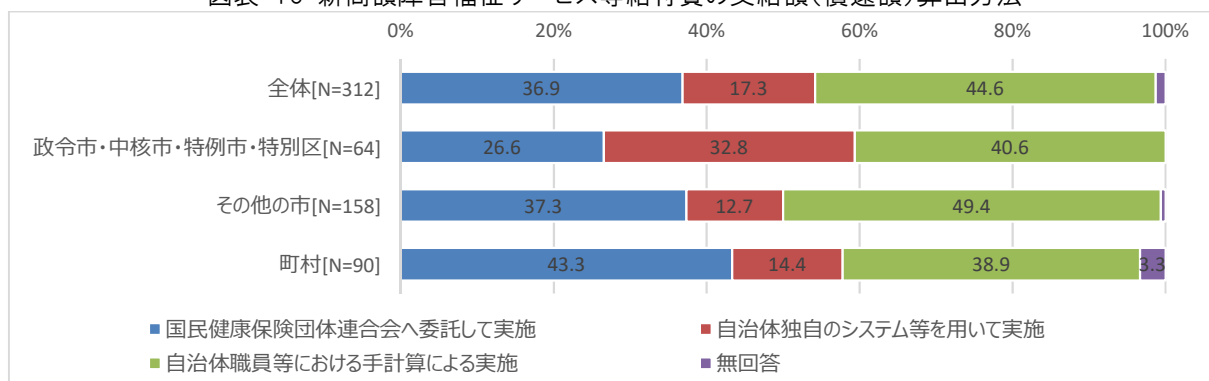
図表 9 新高額障害福祉サービス等給付費の実績(平成30年度実績)(地域区分別)

平均値	全体[N=302]	北海道[N=11]	東北[N=29]	関東信越[N=91]	東海北陸[N=39]	近畿[N=46]	中国四国[N=39]	九州[N=47]
新高額障害福祉サービス等給付費(千円)	232.0	314.8	124.6	187.9	158.7	328.0	452.3	148.0

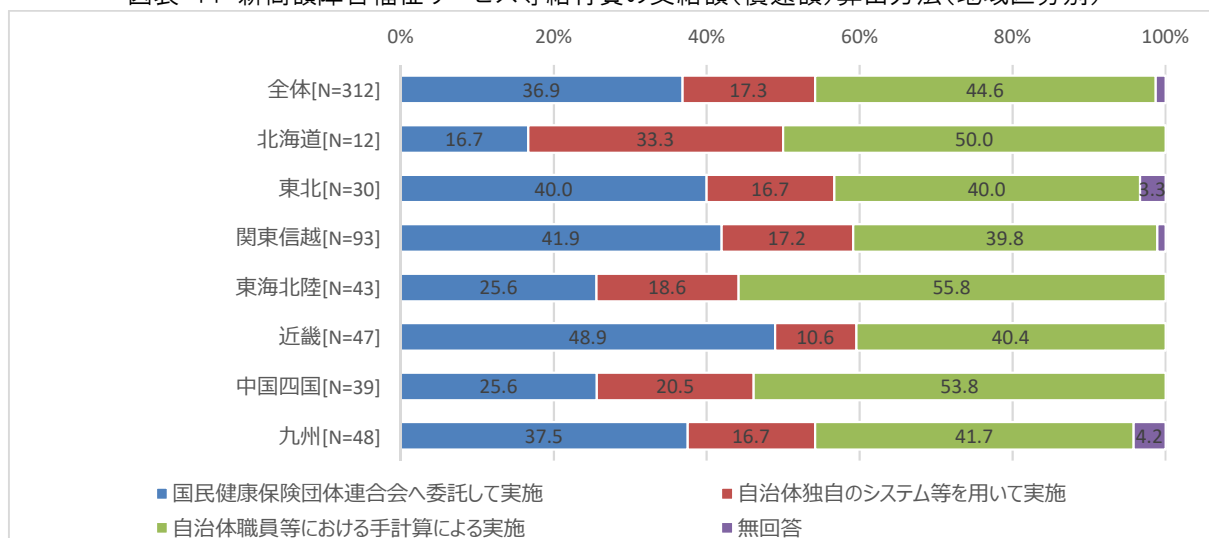
■ 新高額障害福祉サービス等給付費の支給額（償還額）算出方法

新高額障害福祉サービス等給付費の支給額（償還額）算出方法は、「自治体職員等における手計算による実施」が44.6%、「国民健康保険団体連合会へ委託して実施」が36.9%、「自治体独自のシステム等を用いて実施」が17.3%となっている。地域区分別で見ると、北海道、東海北陸、中国四国では、「国民健康保険団体連合会へ委託して実施」の割合の低い傾向が見られる。

図表 10 新高額障害福祉サービス等給付費の支給額(償還額)算出方法



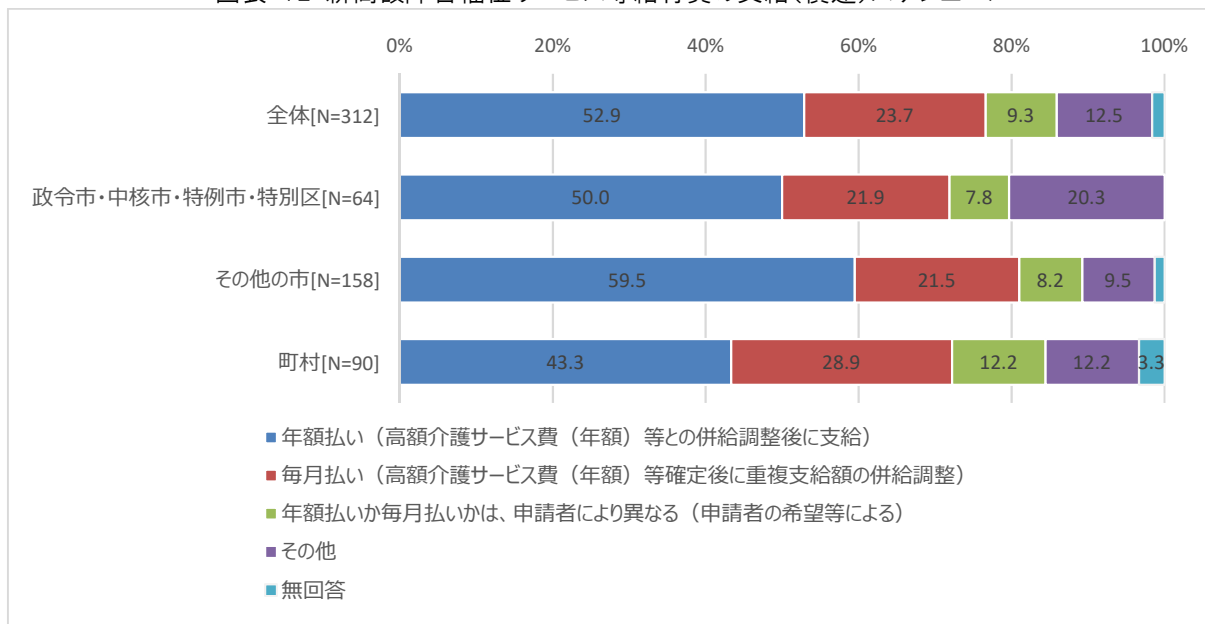
図表 11 新高額障害福祉サービス等給付費の支給額(償還額)算出方法(地域区分別)



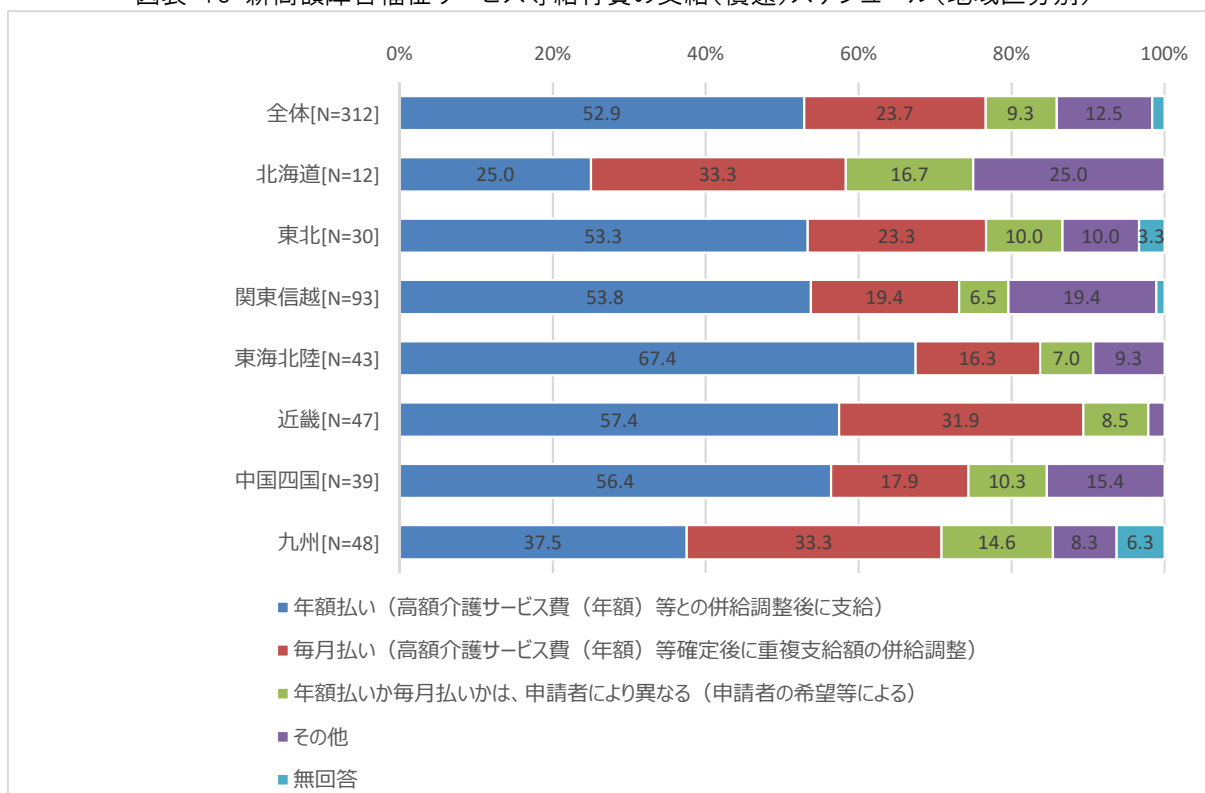
■ 新高額障害福祉サービス等給付費の支給（償還）スケジュール

新高額障害福祉サービス等給付費の支給（償還）スケジュールについては、「年額払い（高額介護サービス費（年額）等との併給調整後に支給）」が52.9%、「毎月払い（高額介護サービス費（年額）等確定後に重複支給額の併給調整）」が23.7%となっている。地域区分別で見ると、東海北陸で「年額払い（高額介護サービス費（年額）等との併給調整後に支給）」の割合の高い傾向が見られる。

図表 12 新高額障害福祉サービス等給付費の支給（償還）スケジュール



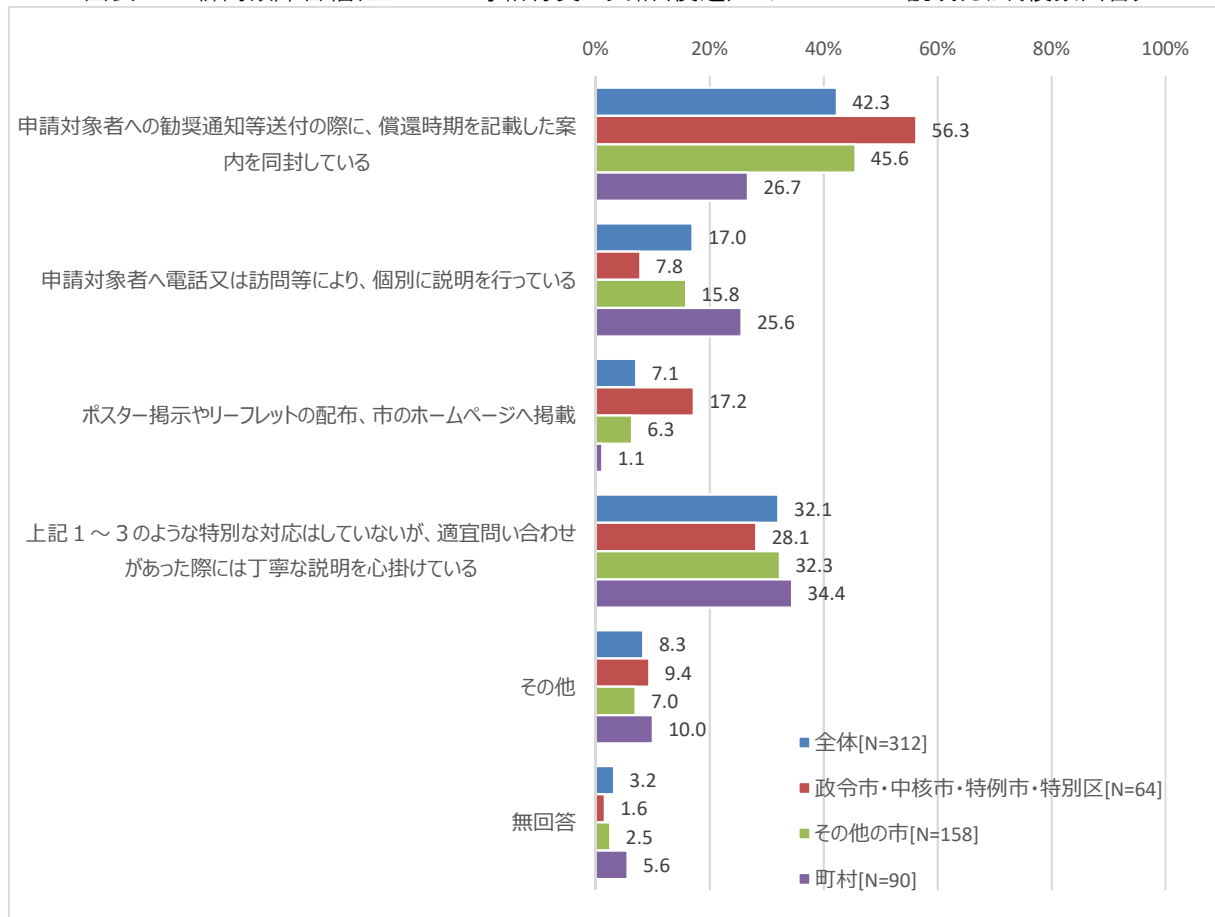
図表 13 新高額障害福祉サービス等給付費の支給（償還）スケジュール（地域区分別）



■ 新高額障害福祉サービス等給付費の支給（償還）スケジュールの説明方法

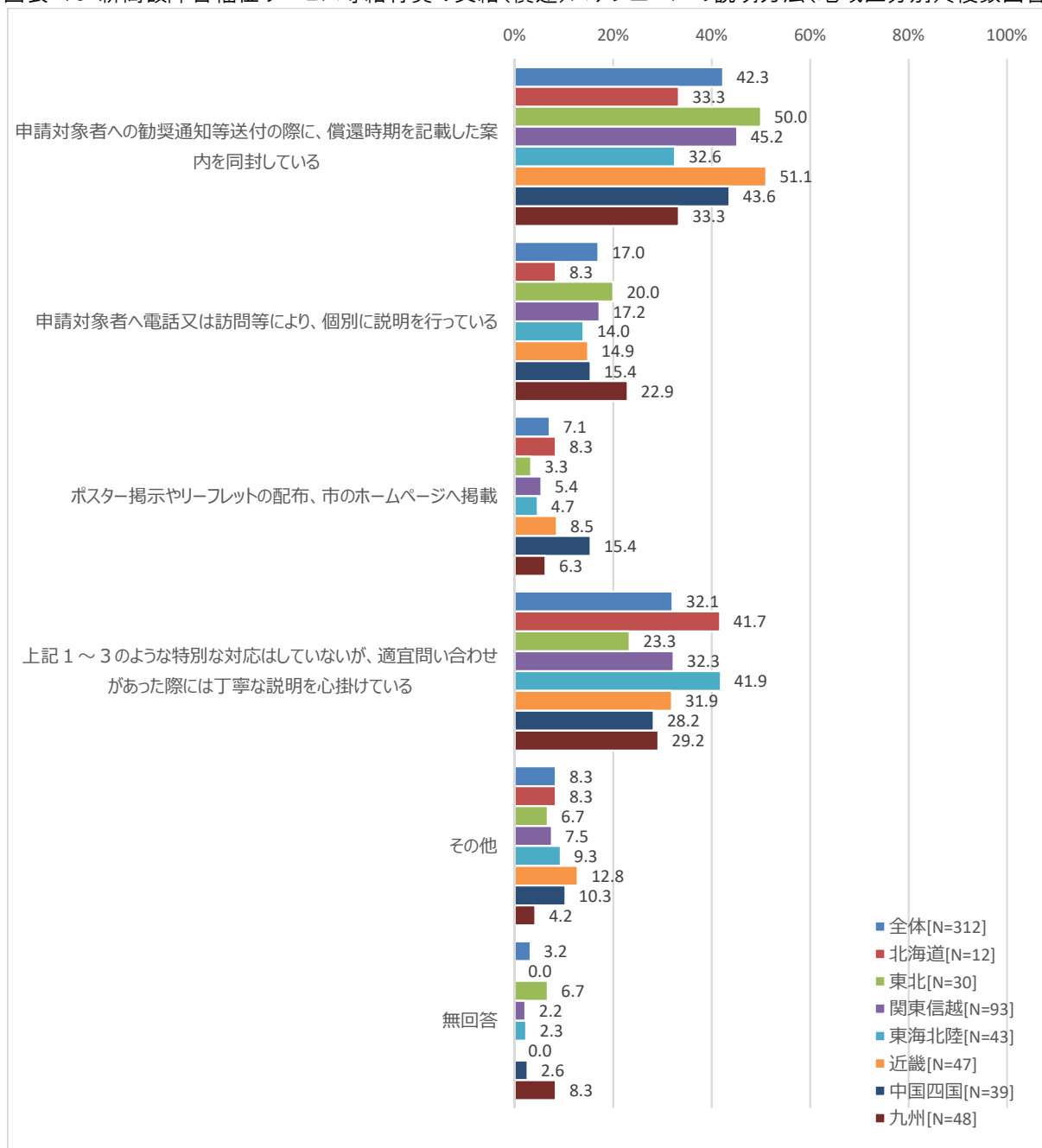
新高額障害福祉サービス等給付費の支給（償還）スケジュールの説明方法について聞いたところ、「申請対象者への勧奨通知等送付の際に、償還時期を記載した案内を同封している」が42.3%、次いで、「上記1～3のような特別な対応はしていないが、適宜問い合わせがあった際には丁寧な説明を心掛けている」が32.1%となっている。政令市・中核市・特例市・特別区では、「申請対象者への勧奨通知等送付の際に、償還時期を記載した案内を同封している」の割合が高い。町村では、他と比べて「申請対象者へ電話又は訪問等により、個別に説明を行っている」の割合が高くなっている。

図表 14 新高額障害福祉サービス等給付費の支給（償還）スケジュールの説明方法〔複数回答〕



地域区別で見ると、近畿、東北で「申請対象者への勧奨通知等送付の際に、償還時期を記載した案内を同封している」の割合が比較的高くなっている。

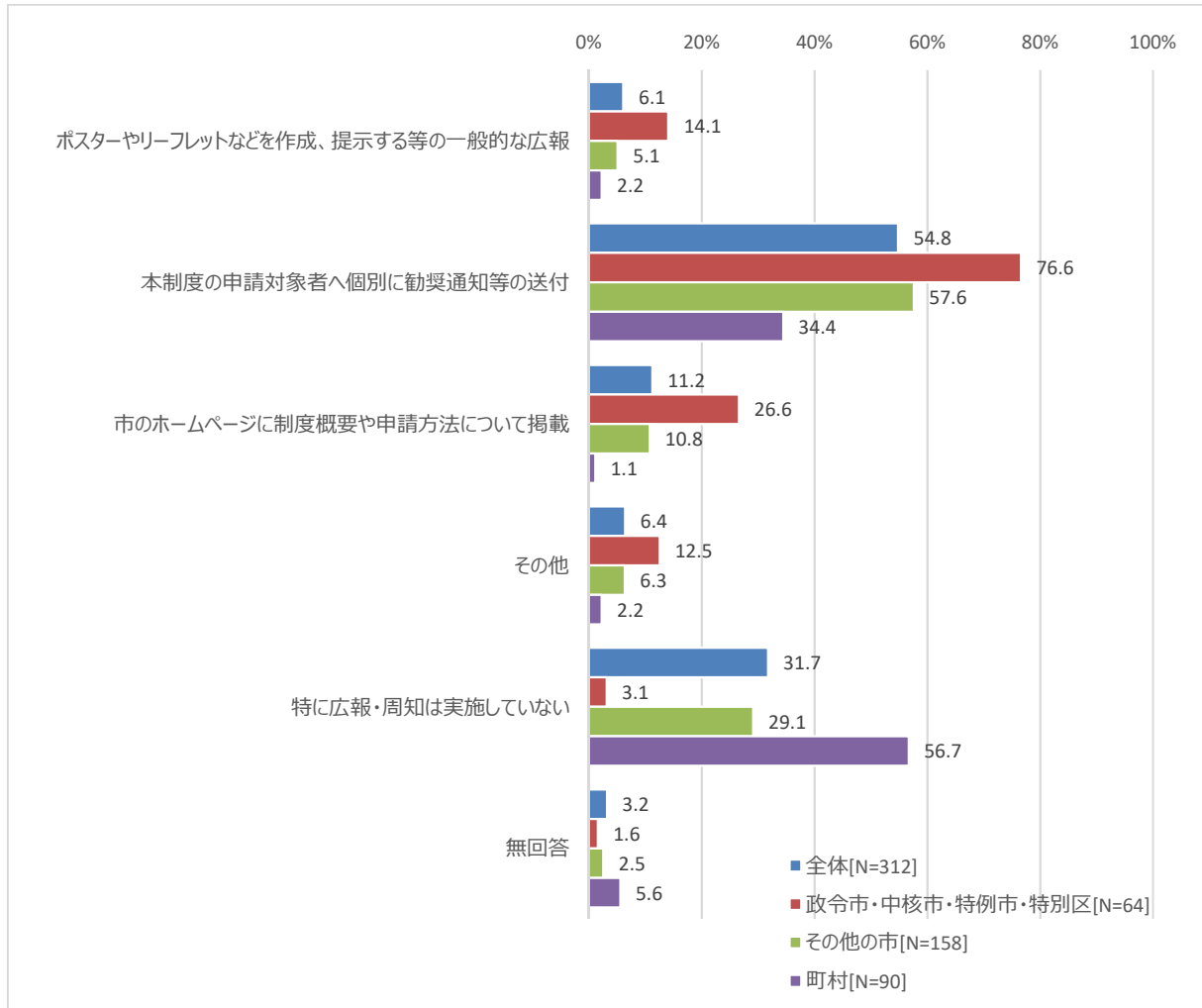
図表 15 新高額障害福祉サービス等給付費の支給（償還）スケジュールの説明方法（地域区別）〔複数回答〕



■ 住民向けの広報・周知の状況

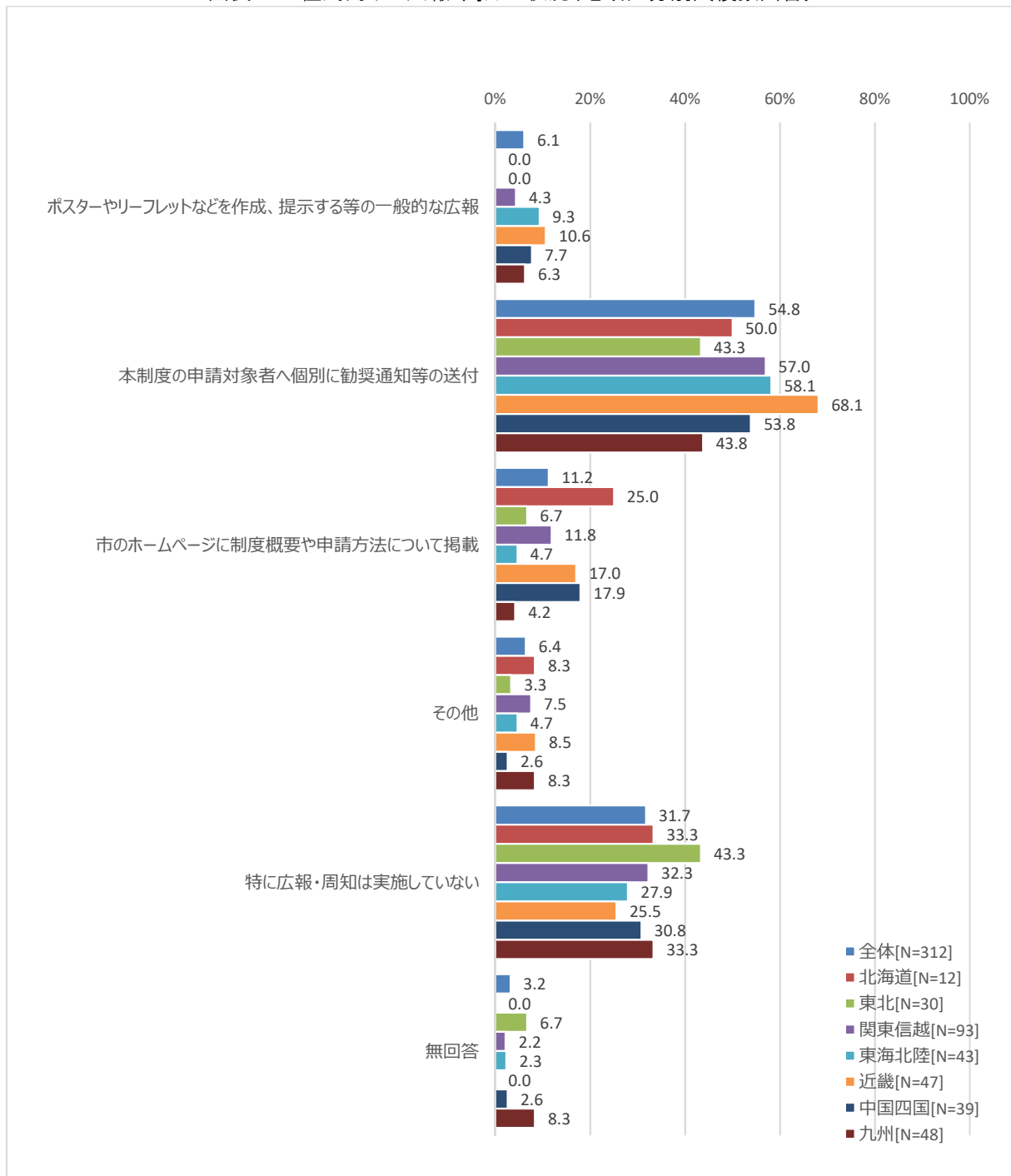
住民向けの広報・周知の状況は、「本制度の申請対象者へ個別に勧奨通知等の送付」が54.8%となっている一方、「特に広報・周知は実施していない」が31.7%となっている。中核市・特例市・特別区では、「本制度の申請対象者へ個別に勧奨通知等の送付」の割合が高く、町村では、「特に広報・周知は実施していない」の割合が高い。

図表 16 住民向けの広報・周知の状況〔複数回答〕



地域区別で見ると、近畿で「本制度の申請対象者へ個別に勧奨通知等の送付」の割合が比較的高くなっている。

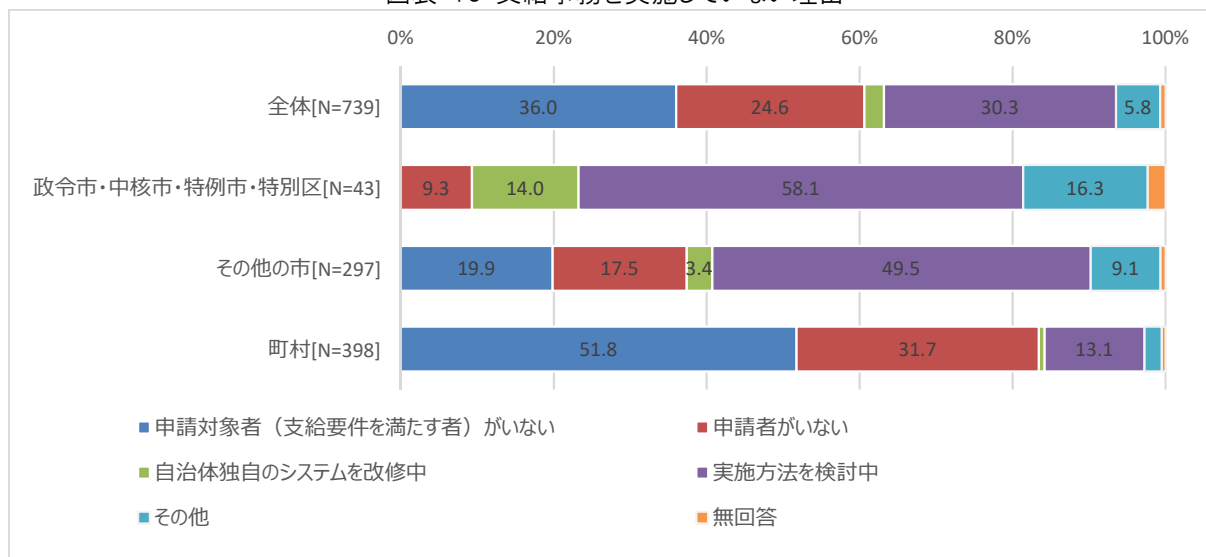
図表 17 住民向けの広報・周知の状況(地域区別)[複数回答]



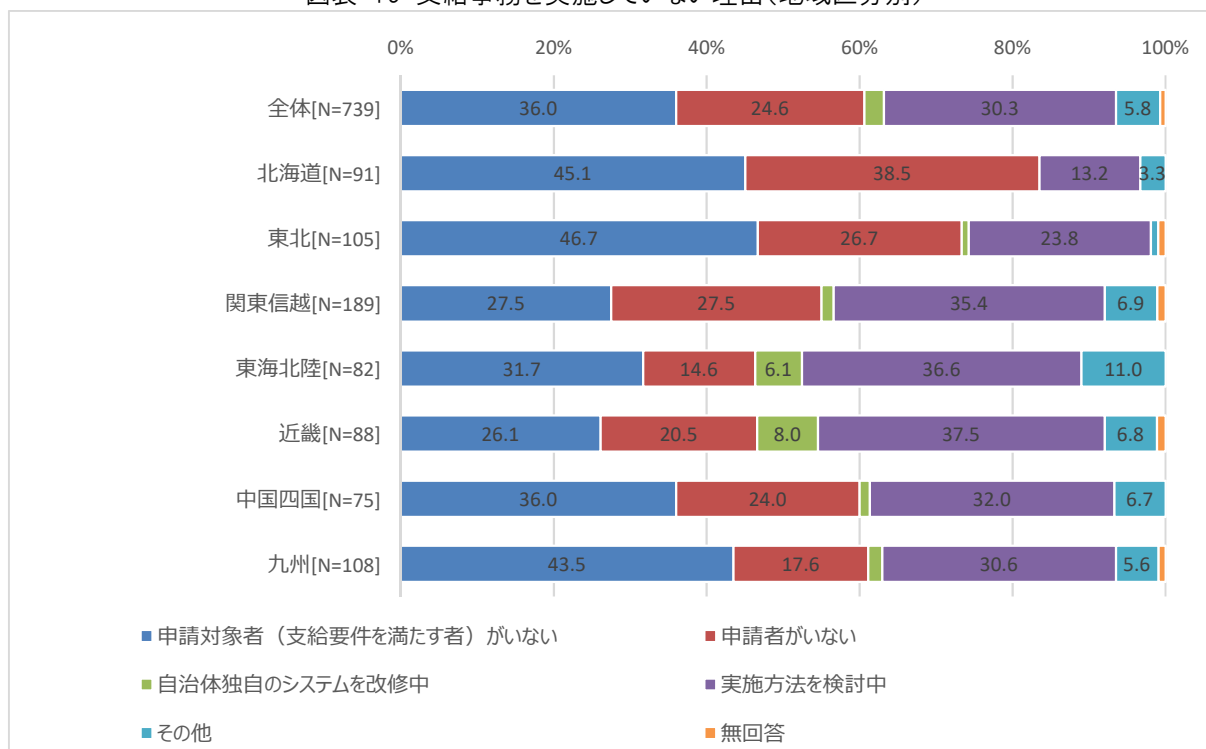
■ 支給事務を実施していない理由

新高額障害福祉サービス等給付費に係る支給事務を実施していない市町村に、実施していない理由を聞いたところ、「申請対象者（支給要件を満たす者）がいない」が 36.0%、「実施方法を検討中」が 30.3%、「申請者がいない」が 24.6%となっている。町村では、「申請対象者（支給要件を満たす者）がいない」の割合が高くなっている。地域区分別で見ると、北海道、東北で「申請対象者（支給要件を満たす者）がいない」の割合が高くなっている。

図表 18 支給事務を実施していない理由



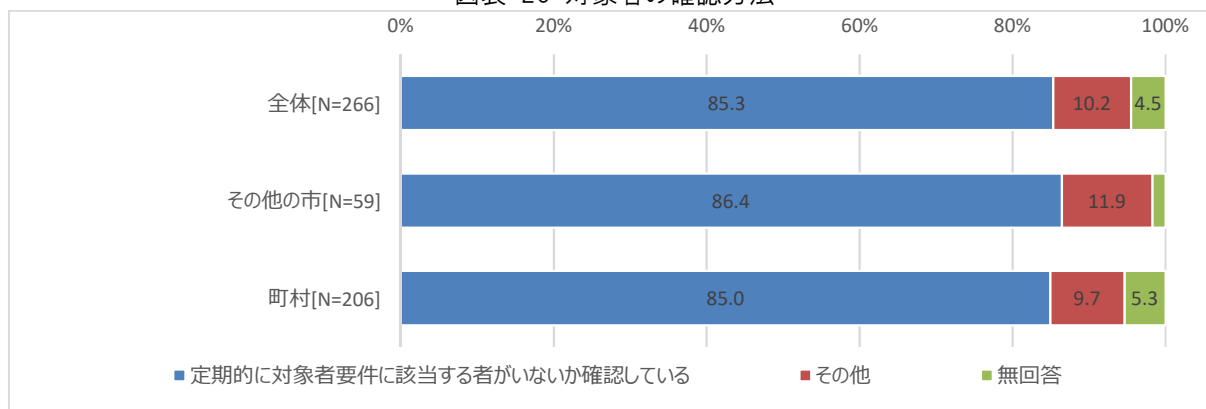
図表 19 支給事務を実施していない理由(地域区分別)



■ 対象者の確認方法

「申請対象者（支給要件を満たす者）がない」と回答した市町村に、対象者の確認方法を聞いたところ、「定期的に対象者要件に該当する者がいないか確認している」が85.3%となっている。

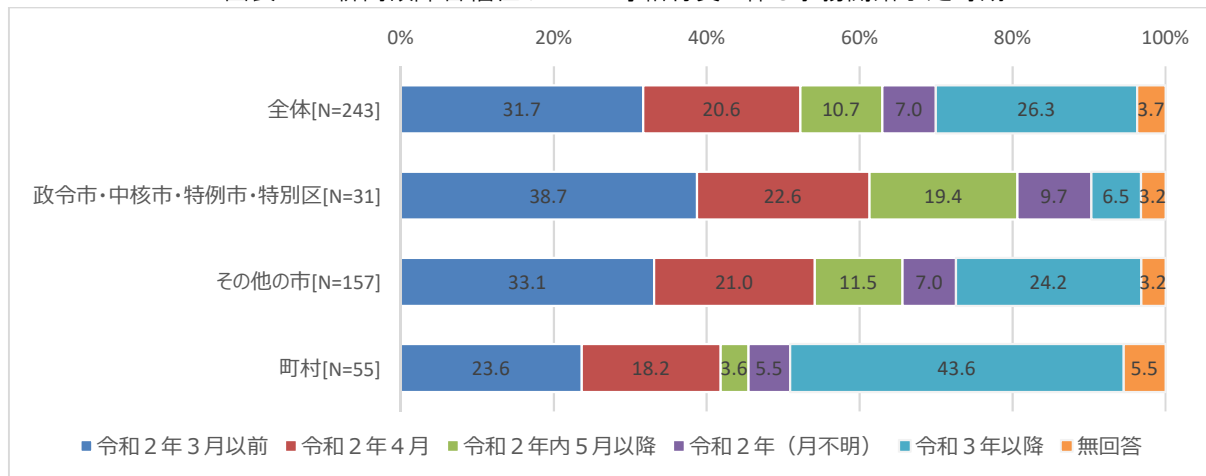
図表 20 対象者の確認方法



■ 新高額障害福祉サービス等給付費に係る事務開始予定時期

「自治体独自のシステムを改修中」または「実施方法を検討中」と回答した市町村に、新高額障害福祉サービス等給付費に係る事務開始予定時期を聞いたところ、「令和2年3月以前」の実施が31.7%、「令和3年以降」の実施が26.3%、「令和2年4月」の実施が20.6%、「令和2年内5月以降」の実施が10.7%となっている。

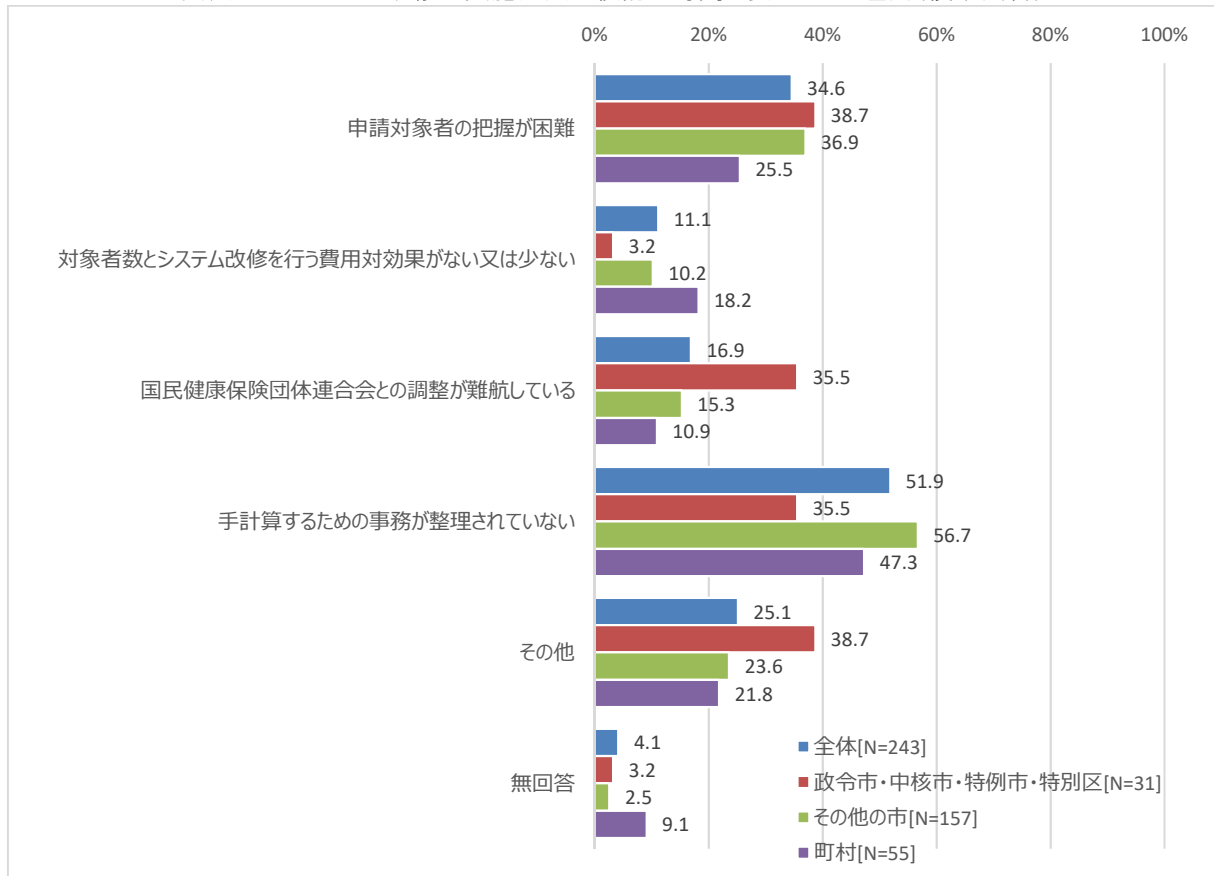
図表 21 新高額障害福祉サービス等給付費に係る事務開始予定時期



■ システム改修や実施方法の検討に時間を要している理由

「自治体独自のシステムを改修中」または「実施方法を検討中」と回答した市町村に、システム改修や実施方法の検討に時間を要している理由を聞いたところ、「手計算するための事務が整理されていない」が51.9%、次いで、「申請対象者の把握が困難」が34.6%となっている。

図表 22 システム改修や実施方法の検討に時間を要している理由〔複数回答〕



■ 都道府県別の状況（参考）

前述の新高額障害福祉サービス等給付費に係る支給事務等の状況について、各項目における都道府県別の集計結果を以下に示す。

図表 23 新高額障害福祉サービス等給付費に係る支給事務等の都道府県別状況

支給決定者数				新高額障害福祉サービス等給付費に係る対象者数		
平均値（人）	支給決定者数 （総数）	うち、65歳以上	65歳以上の 割合	平均値（人）	新高額障害福祉 サービス等給付費 に係る対象者数	65歳以上支 給決定者数に 対する割合
全体[N=1,058]	743.8	86.2	11.6%	全体[N=1,048]	2.5	2.9%
北海道[N=104]	546.1	69.9	12.8%	北海道[N=103]	1.2	1.7%
青森県[N=28]	266.5	40.4	15.2%	青森県[N=28]	0.0	0.0%
岩手県[N=20]	540.9	100.4	18.6%	岩手県[N=19]	1.6	1.6%
宮城県[N=20]	662.6	75.1	11.3%	宮城県[N=21]	3.0	3.9%
秋田県[N=18]	482.4	87.9	18.2%	秋田県[N=18]	0.2	0.2%
山形県[N=20]	323.9	41.7	12.9%	山形県[N=20]	0.6	1.3%
福島県[N=28]	370.3	40.4	10.9%	福島県[N=29]	1.6	3.9%
茨城県[N=24]	573.2	47.7	8.3%	茨城県[N=24]	1.4	2.9%
栃木県[N=14]	876.4	98.6	11.3%	栃木県[N=13]	2.6	2.7%
群馬県[N=23]	571.5	73.0	12.8%	群馬県[N=23]	1.2	1.6%
埼玉県[N=43]	881.0	76.0	8.6%	埼玉県[N=42]	2.4	3.2%
千葉県[N=40]	882.0	76.9	8.7%	千葉県[N=40]	4.4	5.7%
東京都[N=45]	1,742.5	178.2	10.2%	東京都[N=43]	6.6	3.7%
神奈川県[N=20]	2,203.1	212.0	9.6%	神奈川県[N=20]	4.9	2.3%
新潟県[N=21]	725.5	92.5	12.7%	新潟県[N=21]	1.2	1.3%
富山県[N=13]	649.5	60.0	9.2%	富山県[N=13]	0.1	0.1%
石川県[N=13]	701.7	93.7	13.4%	石川県[N=12]	1.3	1.3%
福井県[N=10]	586.1	77.8	13.3%	福井県[N=10]	0.8	1.0%
山梨県[N=18]	282.7	40.8	14.4%	山梨県[N=18]	1.8	4.4%
長野県[N=36]	287.1	38.7	13.5%	長野県[N=36]	1.6	4.2%
岐阜県[N=21]	459.3	46.3	10.1%	岐阜県[N=21]	0.8	1.7%
静岡県[N=26]	895.5	85.2	9.5%	静岡県[N=25]	3.4	4.0%
愛知県[N=41]	790.7	55.6	7.0%	愛知県[N=41]	2.8	5.1%
三重県[N=14]	531.8	63.6	12.0%	三重県[N=13]	0.8	1.2%
滋賀県[N=8]	1,060.6	108.5	10.2%	滋賀県[N=7]	1.9	1.7%
京都府[N=18]	1,581.3	225.6	14.3%	京都府[N=18]	12.4	5.5%
大阪府[N=28]	1,204.3	114.5	9.5%	大阪府[N=29]	4.4	3.9%
兵庫県[N=33]	1,525.5	149.3	9.8%	兵庫県[N=32]	6.0	4.0%
奈良県[N=23]	418.0	38.8	9.3%	奈良県[N=23]	1.3	3.2%
和歌山県[N=14]	488.1	49.7	10.2%	和歌山県[N=14]	3.2	6.5%
鳥取県[N=12]	349.9	59.7	17.1%	鳥取県[N=12]	0.9	1.5%
島根県[N=12]	637.2	107.3	16.8%	島根県[N=12]	4.1	3.8%
岡山県[N=12]	1,331.2	106.8	8.0%	岡山県[N=12]	2.9	2.7%
広島県[N=13]	770.6	124.2	16.1%	広島県[N=13]	2.8	2.2%
山口県[N=16]	589.9	81.9	13.9%	山口県[N=16]	3.5	4.3%
徳島県[N=11]	438.1	182.2	41.6%	徳島県[N=11]	0.5	0.2%
香川県[N=13]	403.5	56.9	14.1%	香川県[N=13]	0.3	0.5%
愛媛県[N=16]	607.6	79.9	13.2%	愛媛県[N=15]	5.5	6.9%
高知県[N=11]	364.1	59.3	16.3%	高知県[N=11]	2.5	4.3%
福岡県[N=39]	897.9	108.2	12.0%	福岡県[N=38]	1.7	1.6%
佐賀県[N=10]	364.2	63.1	17.3%	佐賀県[N=10]	0.5	0.8%
長崎県[N=15]	601.7	82.2	13.7%	長崎県[N=15]	3.3	4.0%
熊本県[N=26]	568.0	83.9	14.8%	熊本県[N=25]	0.4	0.5%
大分県[N=10]	998.1	158.5	15.9%	大分県[N=10]	5.0	3.2%
宮崎県[N=14]	565.2	77.6	13.7%	宮崎県[N=14]	1.5	1.9%
鹿児島県[N=24]	529.5	90.3	17.1%	鹿児島県[N=25]	1.9	2.1%
沖縄県[N=19]	507.7	51.9	10.2%	沖縄県[N=19]	0.4	0.7%

新高額障害福祉サービス等給付費に係る支給事務（償還払い）の実施状況			
(%)	実施している	実施していない	無回答
全体[N=1,062]	29.4	69.6	1.0
北海道[N=104]	11.5	87.5	1.0
青森県[N=28]	3.6	96.4	0.0
岩手県[N=20]	35.0	65.0	0.0
宮城県[N=21]	42.9	52.4	4.8
秋田県[N=18]	16.7	83.3	0.0
山形県[N=20]	20.0	80.0	0.0
福島県[N=29]	20.7	79.3	0.0
茨城県[N=24]	25.0	75.0	0.0
栃木県[N=14]	28.6	71.4	0.0
群馬県[N=23]	30.4	69.6	0.0
埼玉県[N=43]	20.9	76.7	2.3
千葉県[N=40]	37.5	62.5	0.0
東京都[N=45]	44.4	55.6	0.0
神奈川県[N=20]	30.0	70.0	0.0
新潟県[N=21]	28.6	66.7	4.8
富山県[N=13]	15.4	76.9	7.7
石川県[N=13]	23.1	69.2	7.7
福井県[N=10]	50.0	50.0	0.0
山梨県[N=18]	55.6	44.4	0.0
長野県[N=36]	27.8	72.2	0.0
岐阜県[N=21]	28.6	71.4	0.0
静岡県[N=26]	38.5	61.5	0.0
愛知県[N=41]	39.0	58.5	2.4
三重県[N=14]	42.9	57.1	0.0
滋賀県[N=8]	25.0	75.0	0.0
京都府[N=18]	33.3	66.7	0.0
大阪府[N=29]	55.2	44.8	0.0
兵庫県[N=33]	21.2	78.8	0.0
奈良県[N=23]	26.1	73.9	0.0
和歌山県[N=14]	35.7	64.3	0.0
鳥取県[N=12]	33.3	66.7	0.0
島根県[N=12]	33.3	66.7	0.0
岡山県[N=12]	8.3	91.7	0.0
広島県[N=13]	38.5	61.5	0.0
山口県[N=16]	56.3	43.8	0.0
徳島県[N=11]	27.3	72.7	0.0
香川県[N=13]	23.1	76.9	0.0
愛媛県[N=16]	37.5	62.5	0.0
高知県[N=11]	36.4	45.5	18.2
福岡県[N=39]	38.5	61.5	0.0
佐賀県[N=10]	40.0	60.0	0.0
長崎県[N=15]	53.3	46.7	0.0
熊本県[N=26]	26.9	69.2	3.8
大分県[N=10]	40.0	60.0	0.0
宮崎県[N=14]	28.6	64.3	7.1
鹿児島県[N=25]	12.0	88.0	0.0
沖縄県[N=19]	15.8	84.2	0.0

新高額障害福祉サービス等給付費の実績（平成30年度実績）	
平均値（千円）	
全体[N=302]	232.0
北海道[N=11]	314.8
青森県[N=1]	0.0
岩手県[N=7]	137.3
宮城県[N=8]	246.4
秋田県[N=3]	0.0
山形県[N=4]	78.8
福島県[N=6]	60.8
茨城県[N=6]	91.3
栃木県[N=4]	416.5
群馬県[N=7]	45.1
埼玉県[N=8]	12.0
千葉県[N=15]	151.9
東京都[N=20]	401.6
神奈川県[N=5]	168.6
新潟県[N=6]	0.0
富山県[N=2]	0.0
石川県[N=2]	0.0
福井県[N=5]	55.4
山梨県[N=10]	205.2
長野県[N=10]	127.3
岐阜県[N=6]	56.2
静岡県[N=9]	93.4
愛知県[N=15]	295.7
三重県[N=5]	115.4
滋賀県[N=2]	297.5
京都府[N=6]	1,167.7
大阪府[N=15]	43.6
兵庫県[N=7]	594.7
奈良県[N=6]	50.0
和歌山県[N=5]	418.8
鳥取県[N=4]	116.5
島根県[N=4]	15.0
岡山県[N=1]	1,386.0
広島県[N=5]	282.4
山口県[N=9]	206.7
徳島県[N=3]	140.7
香川県[N=3]	67.0
愛媛県[N=6]	1,826.7
高知県[N=4]	218.3
福岡県[N=15]	141.5
佐賀県[N=4]	6.5
長崎県[N=8]	181.5
熊本県[N=6]	0.0
大分県[N=4]	331.3
宮崎県[N=4]	164.8
鹿児島県[N=3]	456.7
沖縄県[N=3]	0.0

新高額障害福祉サービス等給付費の支給額（償還額）算出方法				
(%)	国民健康保険団体連 合会へ委託して実施	自治体独自のシステム 等を用いて実施	自治体職員等における 手計算による実施	無回答
全体[N=312]	36.9	17.3	44.6	1.3
北海道[N=12]	16.7	33.3	50.0	0.0
青森県[N=1]	0.0	0.0	100.0	0.0
岩手県[N=7]	28.6	28.6	42.9	0.0
宮城県[N=9]	44.4	11.1	44.4	0.0
秋田県[N=3]	66.7	0.0	33.3	0.0
山形県[N=4]	25.0	25.0	50.0	0.0
福島県[N=6]	50.0	16.7	16.7	16.7
茨城県[N=6]	83.3	0.0	16.7	0.0
栃木県[N=4]	25.0	0.0	75.0	0.0
群馬県[N=7]	28.6	14.3	57.1	0.0
埼玉県[N=9]	22.2	44.4	33.3	0.0
千葉県[N=15]	46.7	6.7	40.0	6.7
東京都[N=20]	30.0	30.0	40.0	0.0
神奈川県[N=6]	50.0	0.0	50.0	0.0
新潟県[N=6]	50.0	16.7	33.3	0.0
富山県[N=2]	0.0	0.0	100.0	0.0
石川県[N=3]	100.0	0.0	0.0	0.0
福井県[N=5]	100.0	0.0	0.0	0.0
山梨県[N=10]	50.0	10.0	40.0	0.0
長野県[N=10]	50.0	20.0	30.0	0.0
岐阜県[N=6]	50.0	16.7	33.3	0.0
静岡県[N=10]	0.0	10.0	90.0	0.0
愛知県[N=16]	6.3	31.3	62.5	0.0
三重県[N=6]	66.7	16.7	16.7	0.0
滋賀県[N=2]	50.0	0.0	50.0	0.0
京都府[N=6]	0.0	16.7	83.3	0.0
大阪府[N=16]	50.0	0.0	50.0	0.0
兵庫県[N=7]	42.9	14.3	42.9	0.0
奈良県[N=6]	50.0	33.3	16.7	0.0
和歌山県[N=5]	60.0	20.0	20.0	0.0
鳥取県[N=4]	0.0	0.0	100.0	0.0
島根県[N=4]	75.0	25.0	0.0	0.0
岡山県[N=1]	100.0	0.0	0.0	0.0
広島県[N=5]	0.0	0.0	100.0	0.0
山口県[N=9]	11.1	33.3	55.6	0.0
徳島県[N=3]	100.0	0.0	0.0	0.0
香川県[N=3]	0.0	33.3	66.7	0.0
愛媛県[N=6]	16.7	50.0	33.3	0.0
高知県[N=4]	25.0	0.0	75.0	0.0
福岡県[N=15]	0.0	33.3	66.7	0.0
佐賀県[N=4]	100.0	0.0	0.0	0.0
長崎県[N=8]	50.0	0.0	37.5	12.5
熊本県[N=7]	71.4	14.3	0.0	14.3
大分県[N=4]	50.0	25.0	25.0	0.0
宮崎県[N=4]	75.0	0.0	25.0	0.0
鹿児島県[N=3]	0.0	0.0	100.0	0.0
沖縄県[N=3]	0.0	33.3	66.7	0.0

新高額障害福祉サービス等給付費の支給（償還）スケジュール					
(%)	年額払い（高額介護サービス費（年額）等との併給調整後に支給）	毎月払い（高額介護サービス費（年額）等確定後に重複支給額の併給調整）	年額払いか毎月払いかは、申請者により異なる（申請者の希望等による）	その他	無回答
全体[N=312]	52.9	23.7	9.3	12.5	1.6
北海道[N=12]	25.0	33.3	16.7	25.0	0.0
青森県[N=1]	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
岩手県[N=7]	57.1	28.6	14.3	0.0	0.0
宮城県[N=9]	55.6	22.2	11.1	11.1	0.0
秋田県[N=3]	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0
山形県[N=4]	50.0	0.0	25.0	25.0	0.0
福島県[N=6]	50.0	16.7	0.0	16.7	16.7
茨城県[N=6]	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0
栃木県[N=4]	50.0	0.0	25.0	25.0	0.0
群馬県[N=7]	57.1	0.0	14.3	28.6	0.0
埼玉県[N=9]	66.7	11.1	0.0	22.2	0.0
千葉県[N=15]	53.3	26.7	6.7	6.7	6.7
東京都[N=20]	60.0	15.0	5.0	20.0	0.0
神奈川県[N=6]	50.0	0.0	16.7	33.3	0.0
新潟県[N=6]	83.3	16.7	0.0	0.0	0.0
富山県[N=2]	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
石川県[N=3]	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0
福井県[N=5]	60.0	20.0	20.0	0.0	0.0
山梨県[N=10]	40.0	40.0	0.0	20.0	0.0
長野県[N=10]	20.0	30.0	10.0	40.0	0.0
岐阜県[N=6]	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0
静岡県[N=10]	60.0	20.0	0.0	20.0	0.0
愛知県[N=16]	56.3	31.3	6.3	6.3	0.0
三重県[N=6]	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
滋賀県[N=2]	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0
京都府[N=6]	50.0	33.3	16.7	0.0	0.0
大阪府[N=16]	68.8	25.0	6.3	0.0	0.0
兵庫県[N=7]	42.9	42.9	0.0	14.3	0.0
奈良県[N=6]	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0
和歌山県[N=5]	80.0	20.0	0.0	0.0	0.0
鳥取県[N=4]	75.0	0.0	0.0	25.0	0.0
島根県[N=4]	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
岡山県[N=1]	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
広島県[N=5]	80.0	0.0	20.0	0.0	0.0
山口県[N=9]	66.7	22.2	11.1	0.0	0.0
徳島県[N=3]	33.3	33.3	0.0	33.3	0.0
香川県[N=3]	33.3	0.0	33.3	33.3	0.0
愛媛県[N=6]	16.7	50.0	0.0	33.3	0.0
高知県[N=4]	50.0	25.0	25.0	0.0	0.0
福岡県[N=15]	46.7	33.3	13.3	6.7	0.0
佐賀県[N=4]	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
長崎県[N=8]	0.0	62.5	12.5	12.5	12.5
熊本県[N=7]	14.3	28.6	14.3	14.3	28.6
大分県[N=4]	50.0	25.0	0.0	25.0	0.0
宮崎県[N=4]	25.0	25.0	50.0	0.0	0.0
鹿児島県[N=3]	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0
沖縄県[N=3]	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0

新高額障害福祉サービス等給付費の支給（償還）スケジュールの説明方法						
(%)	申請対象者への勸奨通知等送付の際に、償還時期を記載した案内を同封している	申請対象者へ電話又は訪問等により、個別に説明を行っている	ポスター掲示やリーフレットの配布、市のホームページへ掲載	上記1～3のような特別な対応はしていないが、適宜問い合わせがあった際には丁寧な説明を心掛けている	その他	無回答
全体[N=312]	42.3	17.0	7.1	32.1	8.3	3.2
北海道[N=12]	33.3	8.3	8.3	41.7	8.3	0.0
青森県[N=1]	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
岩手県[N=7]	42.9	28.6	14.3	28.6	0.0	0.0
宮城県[N=9]	55.6	22.2	0.0	11.1	0.0	11.1
秋田県[N=3]	0.0	0.0	0.0	66.7	66.7	0.0
山形県[N=4]	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0
福島県[N=6]	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	16.7
茨城県[N=6]	50.0	16.7	0.0	33.3	0.0	0.0
栃木県[N=4]	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0
群馬県[N=7]	57.1	28.6	14.3	14.3	0.0	0.0
埼玉県[N=9]	11.1	11.1	0.0	55.6	11.1	11.1
千葉県[N=15]	40.0	0.0	13.3	33.3	6.7	6.7
東京都[N=20]	65.0	15.0	5.0	30.0	15.0	0.0
神奈川県[N=6]	83.3	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0
新潟県[N=6]	83.3	33.3	16.7	0.0	0.0	0.0
富山県[N=2]	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
石川県[N=3]	0.0	33.3	0.0	66.7	0.0	0.0
福井県[N=5]	60.0	0.0	0.0	60.0	0.0	0.0
山梨県[N=10]	30.0	10.0	0.0	50.0	10.0	0.0
長野県[N=10]	20.0	40.0	0.0	30.0	10.0	0.0
岐阜県[N=6]	33.3	16.7	0.0	50.0	0.0	0.0
静岡県[N=10]	40.0	10.0	10.0	40.0	0.0	10.0
愛知県[N=16]	31.3	18.8	6.3	31.3	18.8	0.0
三重県[N=6]	50.0	0.0	0.0	33.3	16.7	0.0
滋賀県[N=2]	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
京都府[N=6]	66.7	16.7	33.3	33.3	0.0	0.0
大阪府[N=16]	50.0	18.8	6.3	25.0	25.0	0.0
兵庫県[N=7]	71.4	14.3	14.3	14.3	0.0	0.0
奈良県[N=6]	0.0	33.3	0.0	33.3	33.3	0.0
和歌山県[N=5]	40.0	0.0	0.0	60.0	0.0	0.0
鳥取県[N=4]	50.0	0.0	25.0	25.0	0.0	0.0
島根県[N=4]	50.0	0.0	50.0	25.0	25.0	0.0
岡山県[N=1]	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
広島県[N=5]	60.0	20.0	20.0	20.0	0.0	0.0
山口県[N=9]	55.6	11.1	11.1	22.2	11.1	0.0
徳島県[N=3]	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
香川県[N=3]	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0
愛媛県[N=6]	0.0	50.0	16.7	16.7	33.3	16.7
高知県[N=4]	25.0	0.0	0.0	75.0	0.0	0.0
福岡県[N=15]	46.7	26.7	6.7	20.0	0.0	0.0
佐賀県[N=4]	50.0	25.0	0.0	0.0	25.0	0.0
長崎県[N=8]	25.0	25.0	0.0	37.5	12.5	12.5
熊本県[N=7]	0.0	28.6	14.3	14.3	0.0	42.9
大分県[N=4]	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0
宮崎県[N=4]	50.0	25.0	0.0	25.0	0.0	0.0
鹿児島県[N=3]	33.3	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0
沖縄県[N=3]	0.0	33.3	0.0	66.7	0.0	0.0

住民向けの広報・周知の状況						
(%)	ポスターやリーフレットなどを作成、提示する等の一般的な広報	本制度の申請対象者へ個別に勧奨通知等の送付	市のホームページに制度概要や申請方法について掲載	その他	特に広報・周知は実施していない	無回答
全体[N=312]	6.1	54.8	11.2	6.4	31.7	3.2
北海道[N=12]	0.0	50.0	25.0	8.3	33.3	0.0
青森県[N=1]	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
岩手県[N=7]	0.0	57.1	14.3	0.0	42.9	0.0
宮城県[N=9]	0.0	44.4	0.0	0.0	44.4	11.1
秋田県[N=3]	0.0	0.0	0.0	33.3	66.7	0.0
山形県[N=4]	0.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0
福島県[N=6]	0.0	50.0	0.0	0.0	33.3	16.7
茨城県[N=6]	0.0	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0
栃木県[N=4]	0.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0
群馬県[N=7]	0.0	42.9	14.3	0.0	57.1	0.0
埼玉県[N=9]	0.0	33.3	22.2	11.1	33.3	11.1
千葉県[N=15]	13.3	46.7	13.3	0.0	33.3	6.7
東京都[N=20]	5.0	80.0	20.0	20.0	10.0	0.0
神奈川県[N=6]	16.7	50.0	0.0	0.0	33.3	0.0
新潟県[N=6]	0.0	66.7	16.7	33.3	16.7	0.0
富山県[N=2]	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
石川県[N=3]	0.0	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0
福井県[N=5]	0.0	80.0	0.0	0.0	20.0	0.0
山梨県[N=10]	0.0	50.0	10.0	0.0	50.0	0.0
長野県[N=10]	0.0	60.0	0.0	0.0	40.0	0.0
岐阜県[N=6]	0.0	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0
静岡県[N=10]	20.0	60.0	10.0	10.0	20.0	10.0
愛知県[N=16]	12.5	56.3	6.3	0.0	25.0	0.0
三重県[N=6]	0.0	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0
滋賀県[N=2]	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
京都府[N=6]	33.3	66.7	50.0	16.7	33.3	0.0
大阪府[N=16]	12.5	62.5	25.0	12.5	18.8	0.0
兵庫県[N=7]	14.3	71.4	14.3	0.0	14.3	0.0
奈良県[N=6]	0.0	50.0	0.0	16.7	50.0	0.0
和歌山県[N=5]	0.0	80.0	0.0	0.0	40.0	0.0
鳥取県[N=4]	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0
島根県[N=4]	0.0	75.0	50.0	0.0	25.0	0.0
岡山県[N=1]	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
広島県[N=5]	20.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
山口県[N=9]	11.1	55.6	11.1	0.0	33.3	0.0
徳島県[N=3]	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
香川県[N=3]	0.0	66.7	33.3	0.0	33.3	0.0
愛媛県[N=6]	16.7	33.3	16.7	0.0	33.3	16.7
高知県[N=4]	0.0	25.0	0.0	25.0	50.0	0.0
福岡県[N=15]	6.7	53.3	6.7	6.7	33.3	0.0
佐賀県[N=4]	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
長崎県[N=8]	0.0	50.0	0.0	12.5	25.0	12.5
熊本県[N=7]	0.0	14.3	14.3	0.0	28.6	42.9
大分県[N=4]	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
宮崎県[N=4]	25.0	50.0	0.0	25.0	25.0	0.0
鹿児島県[N=3]	33.3	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0
沖縄県[N=3]	0.0	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0

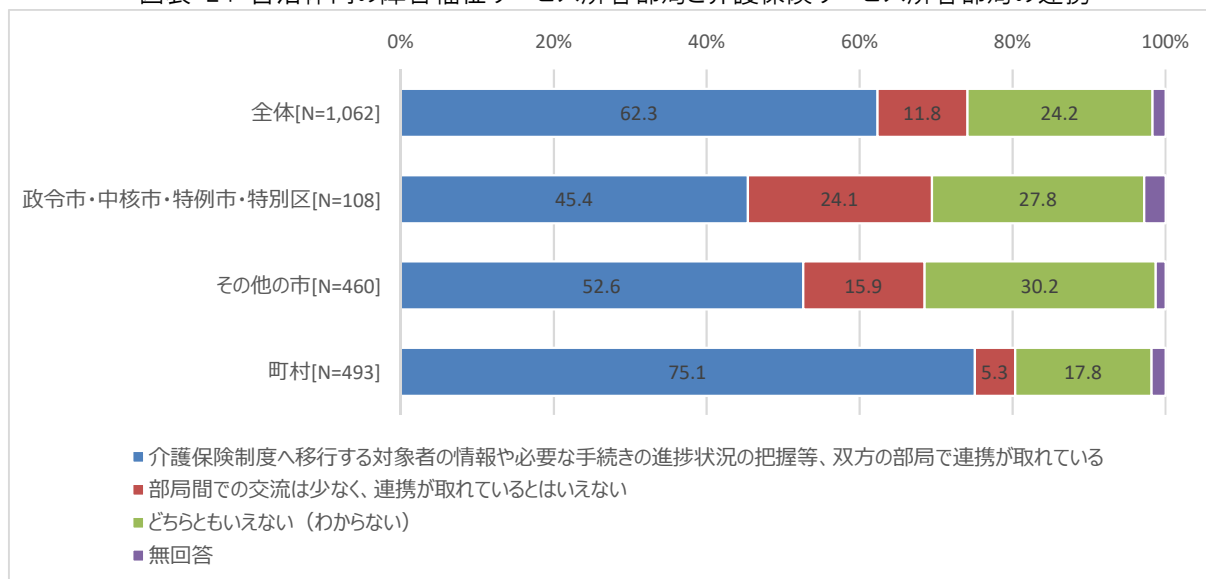
実施していない理由						
(%)	申請対象者（支給要件を満たす者）がない	申請者がいない	自治体独自のシステムを改修中	実施方法を検討中	その他	無回答
全体[N=739]	36.0	24.6	2.6	30.3	5.8	0.7
北海道[N=91]	45.1	38.5	0.0	13.2	3.3	0.0
青森県[N=27]	55.6	29.6	0.0	14.8	0.0	0.0
岩手県[N=13]	30.8	30.8	0.0	38.5	0.0	0.0
宮城県[N=11]	27.3	45.5	0.0	27.3	0.0	0.0
秋田県[N=15]	33.3	33.3	6.7	20.0	6.7	0.0
山形県[N=16]	50.0	25.0	0.0	18.8	0.0	6.3
福島県[N=23]	60.9	8.7	0.0	30.4	0.0	0.0
茨城県[N=18]	33.3	27.8	0.0	33.3	0.0	5.6
栃木県[N=10]	20.0	10.0	0.0	60.0	10.0	0.0
群馬県[N=16]	31.3	31.3	0.0	25.0	12.5	0.0
埼玉県[N=33]	21.2	24.2	0.0	48.5	6.1	0.0
千葉県[N=25]	16.0	32.0	0.0	44.0	8.0	0.0
東京都[N=25]	16.0	24.0	8.0	44.0	8.0	0.0
神奈川県[N=14]	21.4	0.0	7.1	50.0	14.3	7.1
新潟県[N=14]	64.3	7.1	0.0	14.3	14.3	0.0
富山県[N=10]	10.0	40.0	0.0	20.0	30.0	0.0
石川県[N=9]	22.2	22.2	0.0	33.3	22.2	0.0
福井県[N=5]	20.0	0.0	0.0	60.0	20.0	0.0
山梨県[N=8]	12.5	62.5	0.0	25.0	0.0	0.0
長野県[N=26]	42.3	50.0	0.0	7.7	0.0	0.0
岐阜県[N=15]	26.7	13.3	0.0	60.0	0.0	0.0
静岡県[N=16]	25.0	12.5	0.0	56.3	6.3	0.0
愛知県[N=24]	54.2	4.2	0.0	29.2	12.5	0.0
三重県[N=8]	25.0	12.5	62.5	0.0	0.0	0.0
滋賀県[N=6]	33.3	0.0	0.0	66.7	0.0	0.0
京都府[N=12]	16.7	50.0	0.0	33.3	0.0	0.0
大阪府[N=13]	15.4	30.8	15.4	30.8	7.7	0.0
兵庫県[N=26]	30.8	3.8	15.4	42.3	7.7	0.0
奈良県[N=17]	29.4	29.4	5.9	23.5	5.9	5.9
和歌山県[N=9]	33.3	22.2	0.0	33.3	11.1	0.0
鳥取県[N=8]	50.0	25.0	0.0	25.0	0.0	0.0
島根県[N=8]	37.5	12.5	12.5	25.0	12.5	0.0
岡山県[N=11]	45.5	9.1	0.0	36.4	9.1	0.0
広島県[N=8]	0.0	37.5	0.0	62.5	0.0	0.0
山口県[N=7]	28.6	42.9	0.0	28.6	0.0	0.0
徳島県[N=8]	50.0	12.5	0.0	25.0	12.5	0.0
香川県[N=10]	60.0	10.0	0.0	20.0	10.0	0.0
愛媛県[N=10]	30.0	30.0	0.0	30.0	10.0	0.0
高知県[N=5]	0.0	60.0	0.0	40.0	0.0	0.0
福岡県[N=24]	50.0	8.3	0.0	29.2	12.5	0.0
佐賀県[N=6]	66.7	0.0	0.0	16.7	0.0	16.7
長崎県[N=7]	28.6	0.0	28.6	42.9	0.0	0.0
熊本県[N=18]	33.3	22.2	0.0	38.9	5.6	0.0
大分県[N=6]	16.7	50.0	0.0	16.7	16.7	0.0
宮崎県[N=9]	44.4	11.1	0.0	44.4	0.0	0.0
鹿児島県[N=22]	59.1	18.2	0.0	18.2	4.5	0.0
沖縄県[N=16]	31.3	31.3	0.0	37.5	0.0	0.0

③自治体内の障害福祉サービス所管部局と介護保険サービス所管部局の連携

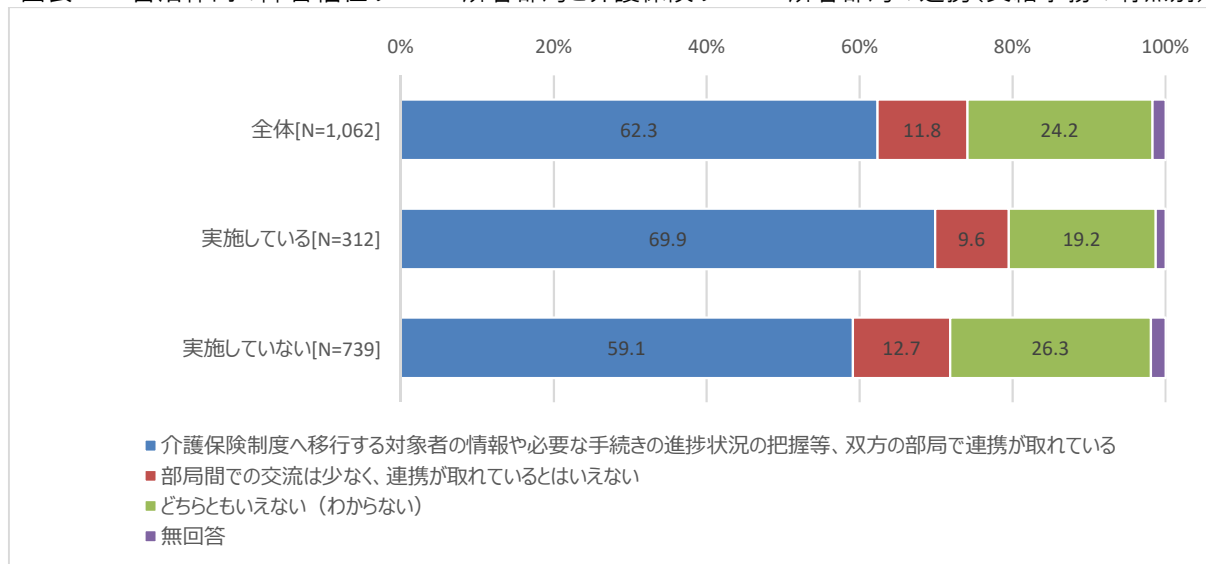
市町村に、自治体内の障害福祉サービス所管部局と介護保険サービス所管部局の連携について聞いたところ、「介護保険制度へ移行する対象者の情報や必要な手続きの進捗状況の把握等、双方の部局で連携が取れている」が62.3%、「どちらともいえない（わからない）」が24.2%、「部局間での交流は少なく、連携が取れているとはいえない」が11.8%となっている。

新高額障害福祉サービス等給付費に係る支給事務の実施の有無別で見ると、事務を実施している自治体の方が、「介護保険制度へ移行する対象者の情報や必要な手続きの進捗状況の把握等、双方の部局で連携が取れている」の割合が高くなっている。

図表 24 自治体内の障害福祉サービス所管部局と介護保険サービス所管部局の連携



図表 25 自治体内の障害福祉サービス所管部局と介護保険サービス所管部局の連携（支給事務の有無別）

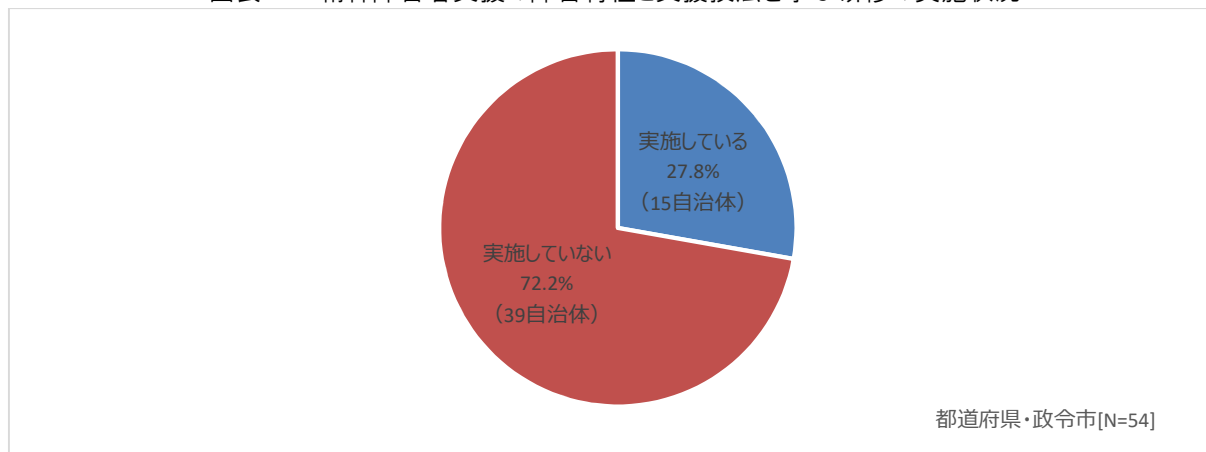


④精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修等

■ 精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修の実施状況

都道府県・政令市に、精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修の実施状況について聞いたところ、「実施していない」が72.2%（39自治体）、「実施している」が27.8%（15自治体）となっている。

図表 26 精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修の実施状況



■ 研修補助の実績（平成30年度実績）

精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修を実施している都道府県・政令市に、研修補助の実績額（平成30年度実績）を聞いたところ、平均で270.6千円となっている。

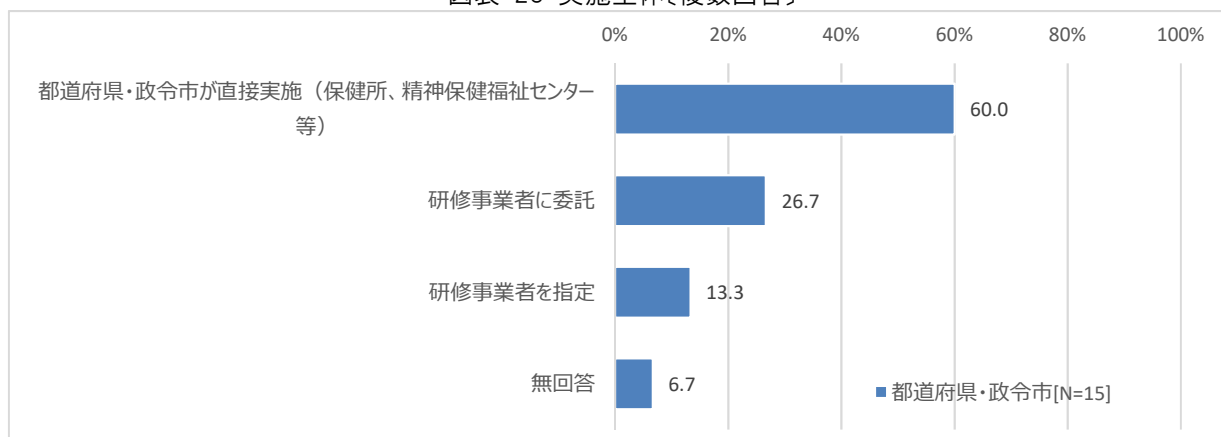
図表 27 研修補助の実績(平成30年度実績)

項目	都道府県・政令市[N=15]
平均値	
実績額（千円）	270.6

■ 実施主体

研修の実施主体は、「都道府県・政令市が直接実施（保健所、精神保健福祉センター等）」が60.0%、「研修事業者に委託」が26.7%、「研修事業者を指定」が13.3%となっている。

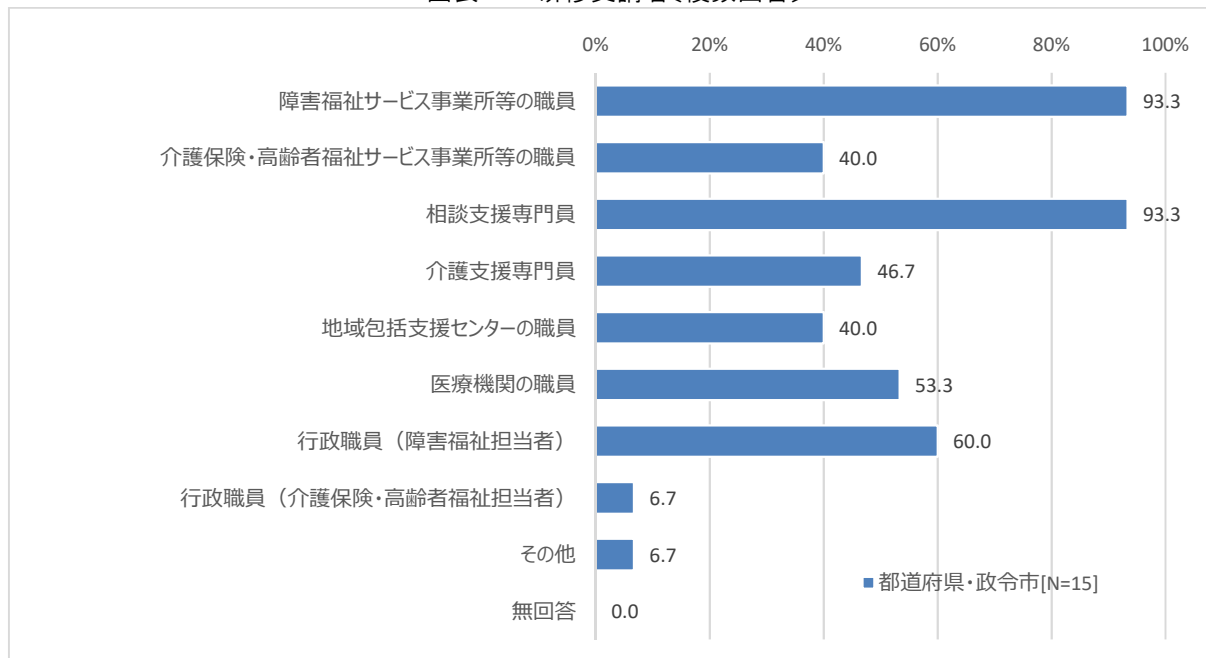
図表 28 実施主体[複数回答]



■ 研修受講者

研修受講者は、「障害福祉サービス事業所等の職員」「相談支援専門員」がいずれも93.3%、「行政職員（障害福祉担当者）」が60.0%、「医療機関の職員」が53.3%等となっている。なお、「その他」については、地域移行推進員、精神保健医療福祉関係者などがあげられている。

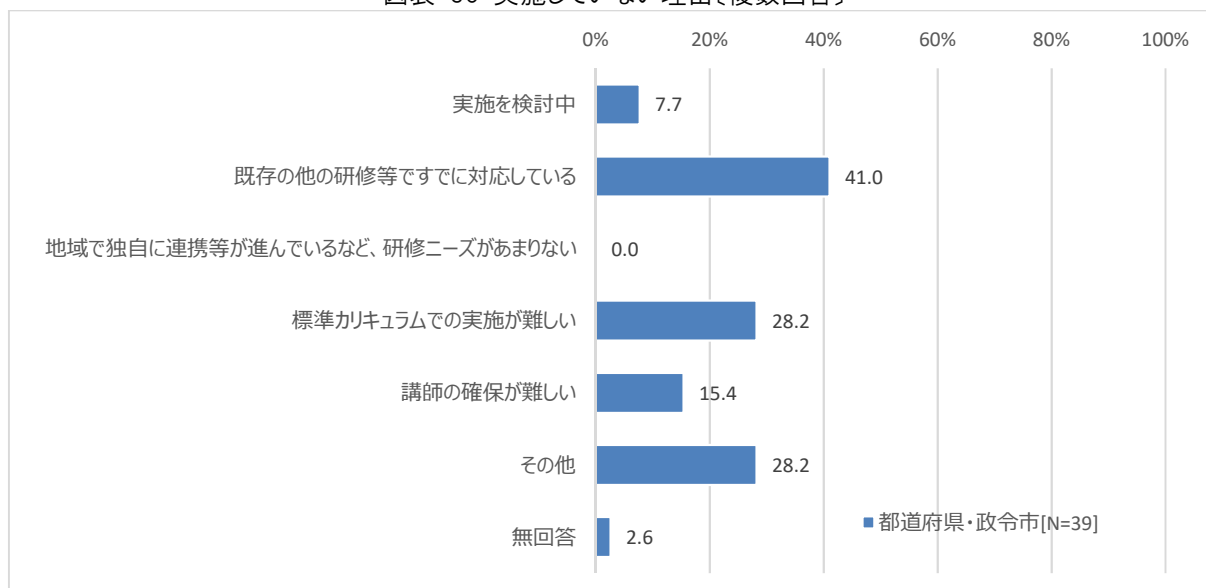
図表 29 研修受講者〔複数回答〕



■ 実施していない理由

精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修を実施していない都道府県・政令市に、実施していない理由を聞いたところ、「既存の他の研修等ですでに対応している」が41.0%となっている。なお、「その他」については、財源や人員が確保できない、県で実施されているから（政令市の回答）といった回答が多くみられる。

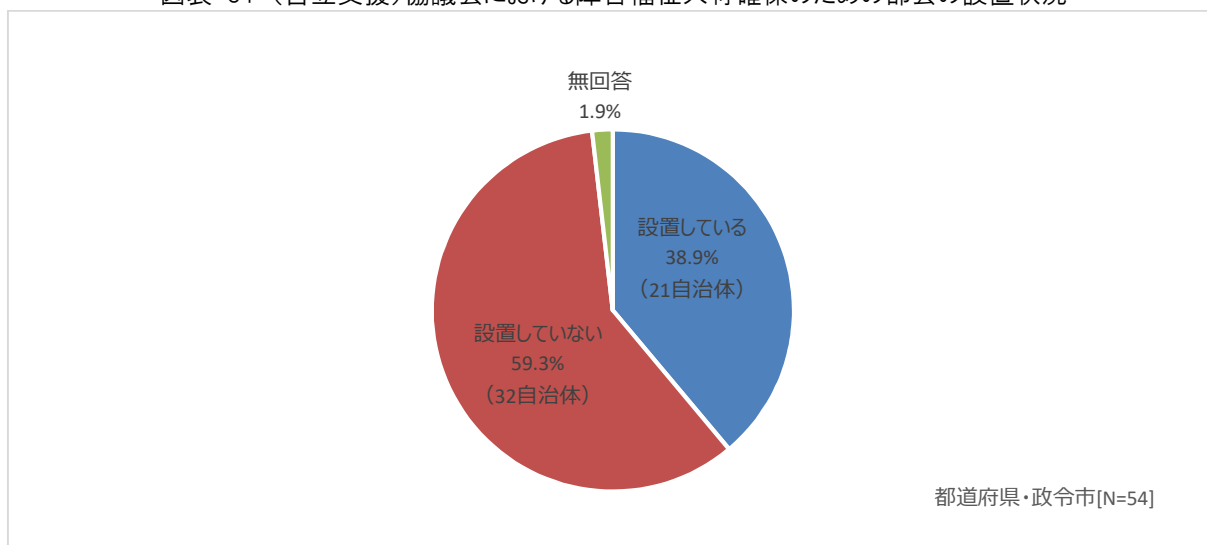
図表 30 実施していない理由〔複数回答〕



■ (自立支援) 協議会における障害福祉人材確保のための部会の設置状況

(自立支援) 協議会における障害福祉人材確保のための部会の設置状況を聞いたところ、「設置していない」が 59.3% (32 自治体)、「設置している」が 38.9% (21 自治体) となっている。

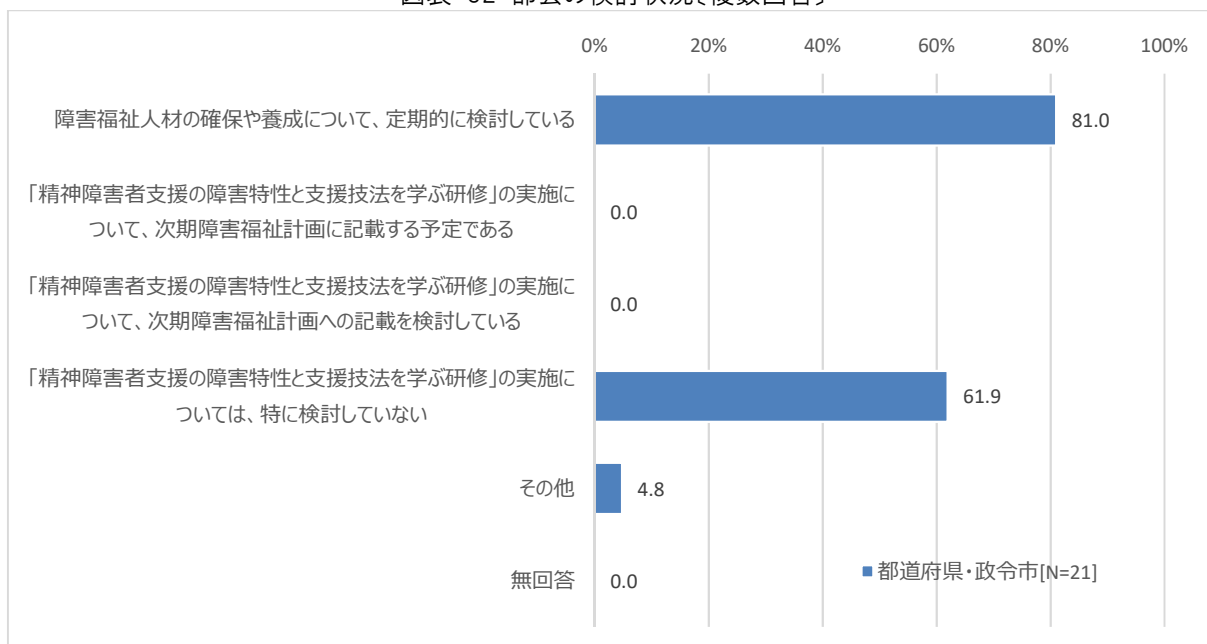
図表 31 (自立支援)協議会における障害福祉人材確保のための部会の設置状況



■ 部会の検討状況

(自立支援) 協議会における障害福祉人材確保のための部会を設置している都道府県・政令市に、部会の検討状況を聞いたところ、「障害福祉人材の確保や養成について、定期的に検討している」が 81.0%となっている。一方、「精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修」の実施に関しては、「精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修」の実施については、特に検討していない」が 61.9%となっている。

図表 32 部会の検討状況〔複数回答〕

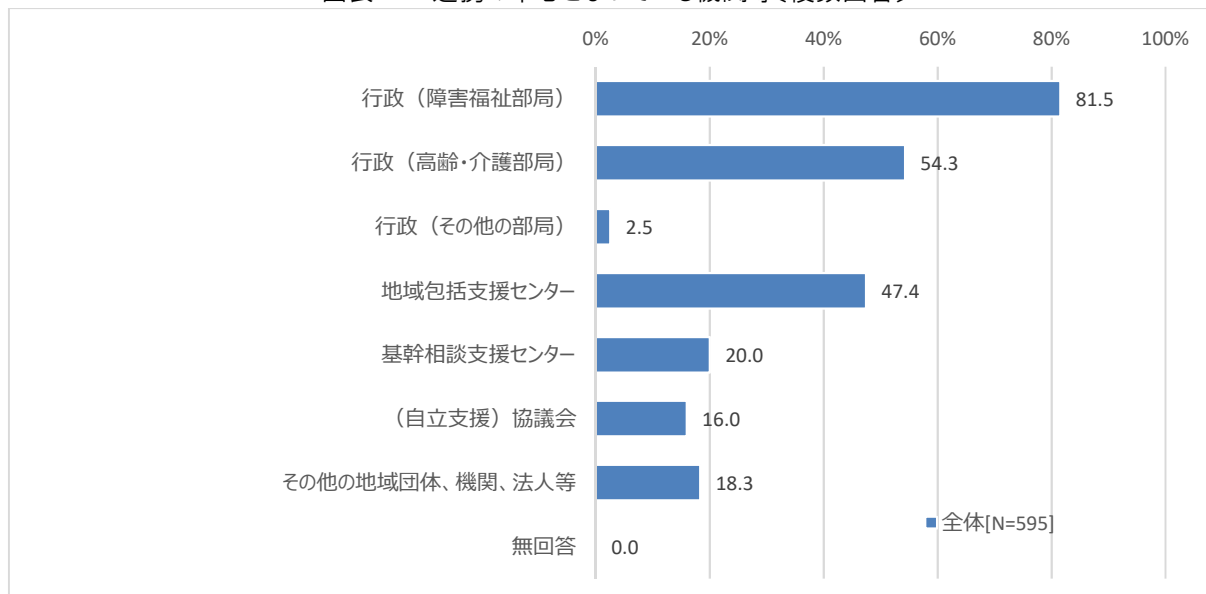


⑤ 高齢障害者支援における障害福祉サービスと介護保険サービスの連携

■ 連携の中心となっている機関等

連携の中心となっている機関等の回答は、「行政（障害福祉部局）」が 81.5%、「行政（高齢・介護部局）」が 54.3%、「地域包括支援センター」が 47.4%等となっている。

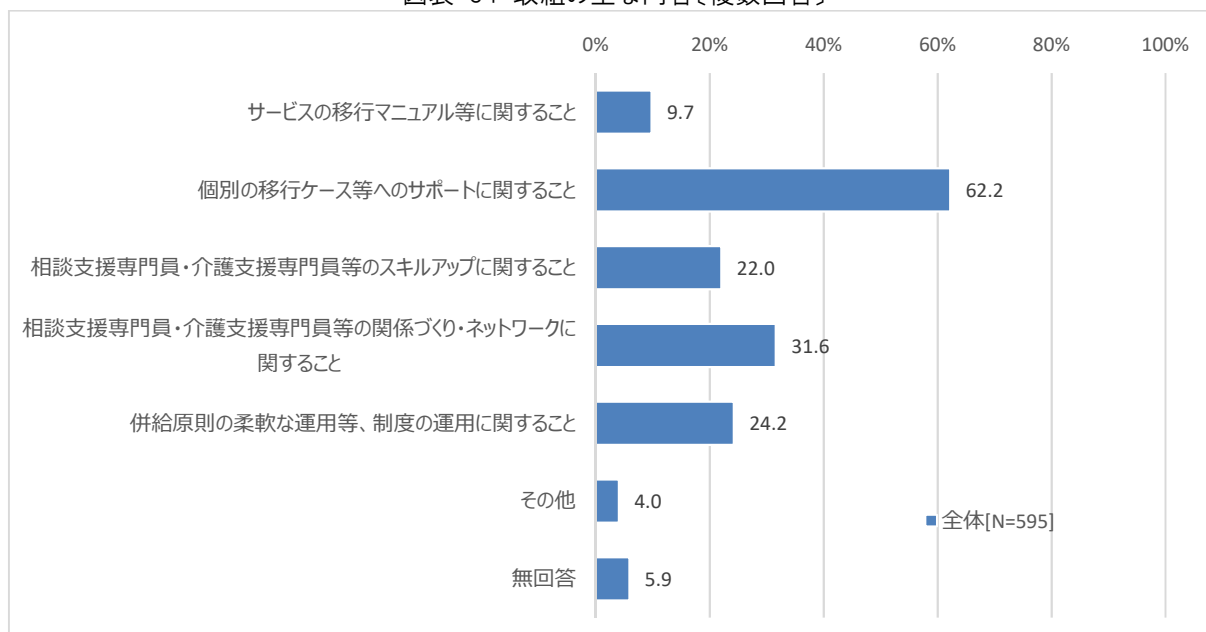
図表 33 連携の中心となっている機関等〔複数回答〕



■ 取組の主な内容

取組の主な内容は、「個別の移行ケース等へのサポートに関すること」が 62.2%、「相談支援専門員・介護支援専門員等の関係づくり・ネットワークに関すること」が 31.6%等となっている。

図表 34 取組の主な内容〔複数回答〕



■ 取組事例

具体的な取り組み事例としては、次のような回答があった。

図表 35 事例の概要

取組	回答例
1. サービスの移行マニュアル等に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉部署と介護保険部署と担当者による検討会を開催して、障害福祉サービスから介護サービスへのスムーズな移行ができるよう移行フロー図やルールを作成した。 ・ 障がい福祉課、高齢介護課、地域包括支援センターで「65歳問題ワーキング」を立ち上げ、介護保険への移行をスムーズに行うためのマニュアル、フローチャートを作成した。 ・ 自立支援協議会の定例会議においてサービスの移行マニュアルを作成した。 ・ 障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行のためのフロー図を作成した。
2. 個別の移行ケース等へのサポートに関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉課より該当者への通知および計画相談員への通知を6か月、3か月前に行い、介護保険への移行の手続きをスムーズに行えるよう働きかけている。 ・ 行政(障害福祉部局と高齢・介護部局)とケース担当の相談支援専門員、情報を共有し、介護保険の申請手続の支援や介護認定調査が円滑に行えるよう連携している。また、ケアマネジャーの選定などの手続きに支援が必要な場合は、地域包括支援センターの協力をもらっている。 ・ 移行ケースに対し、半年～1年前より事前説明を行っている。必要があれば、介護保険の申請時、声かけ等を行っている。また、認定審査等に同席し、障害特性等を伝えている。介護保険関係者がわかった段階で、移行会議等を行っている。 ・ マニュアル案に沿い、65歳に到達する前の一定の期間から特定相談支援事業所、担当となる地域統括センター、障がい支援部局職員が参集し、移行に関するサービスの擦り合わせ、スケジュールの確認等について会議を開催している。 ・ 介護保険サービスでまかなう事ができないサービスや支給量について、障がい部局で個別に対応している、
3. スキルアップに関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援事業所や地域包括支援センターを対象とした研修等を、定期的実施。満65才を迎えたケースの事例研究を行い、今後の対応方法を検討したり、地域包括支援センターとの連携を深めるために障害福祉サービスと介護保険の違いを知ってもらうための研修、意見交換会を行っている。 ・ 「相談支援専門員・介護支援専門員コラボ研修会」を基幹相談支援センターの主催で定期的開催。事例検討、障害・介護制度の運用研修、交流を行っている。 ・ 自立支援協議会の定例会に介護支援専門員の参加を求め、会の中で意見交換を行ったり、ライフステージの変化に対応できる支援について協議する機会を設けている。 ・ ケアマネジャー定例会に町内の相談支援専門員及び役場の職員が参加し、障害福祉サービスから介護保険のサービスの移行に関する障害福祉サービスの基準の説明や個別ケース事例紹介などを行い、双方のスキルアップや関係づくり等につながっている。 ・ 基幹相談支援センターの研修会において65才到達時の介護保険の申請やケアマネ同士の引継ぎの時期などについて、個別事例によりタイムスケジュールに落とし込む等の具体的な研修会の実施や、介護保険の主任ケアマネ研修会での併給の原則等・障害福祉制度の周知、及び介護保険のケアマネ連絡協議会での障害福祉サービスの周知など、高齢・介護分野の担当課と連携しながら、毎年1～2回、対象支援者を変更しながら、連携するために必要な知識の習得に向けた研修会の開催、もしくは開催に向け協力している。

取組	回答例
4.関係づくり・ネットワークに関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・障害・介護分野の関係者会を毎月開催。65才を迎える前に、移行についての検討会を行い、必要性のある方には介護移行を促している。 ・各地区の障害者相談支援センターと包括支援センターが交流を深め、それぞれが主催する地区のネットワーク会議に参加している。 ・相談窓口職員連絡会を開催し、顔の見えるネットワークを構築し、相談し合える関係づくりを行っている。 ・介護保険への移行対象者の情報共有を自立支援協議会で実施。 ・自立支援協議会の専門部会である相談支援部会の中で、計画相談支援員とケアマネが合同でサービスの移行に関する研修を行った。 ・障害特性などにより支援が困難なケースなど相談支援専門員と引き継ぎを受けるケアマネジャーを招集し支援会議の開催を行っている。 ・相談支援部会に介護支援専門員連絡協議会の方に来ていただき、研修を行うとともに顔の見える関係づくりを行っている。 ・平成30年度より自立支援協議会にて高齢者部会を設置し高齢分野、障害分野双方の参加により制度の理解、推進を図っている。
5.併給原則の柔軟な運用等、制度の運用に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・障害特性ゆえに、障害者本人が変化を受け入れる事ができなかつたり、サービス提供事業所の体制が整っていない。介護保健サービスへ移行後、サービスの支給量が減る事で本人の生活に支障が出る事が考えられる場合には、ケアマネ、相談員等から相談を受け、都度柔軟に対応している。 ・介護保険対象外の対象者や何らかの理由で併給が必要と思われる対象者が確認された場合に、地域包括支援センターと情報共有を行い、障害福祉サービスにつなげている。 ・視覚障害者の同行援護など、介護保険サービスでは対応できない場合や足りない場合、障害福祉サービスで補えるよう、障害・高齢者の各担当で連携をとっている。 ・個々のケースで、併給が必要か否かを、本人が今まで受けていたサービスが受けられなくなることはないよう、事業所や介護保険担当と障害福祉担当で連携を行っている。 ・自立支援協議会でワーキング部会を立ち上げ、地域課題について協議している。
6. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービスの要介護認定の申請手続きを円滑に行うため、障害福祉サービス利用の方が65才に到達する3か月前にお知らせを送付し、承諾書を返送していただいた方から関係課などへ情報提供を行っている。
7. 事例に関する特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢の精神障害者について、介護分野の障害特性への理解不足、介護保険でのサービス支給量の限界等があり、なかなか介護移行が進んでいない。 ・介護保険の給付基準が厳しくなっており、不足分を障害福祉サービスで対応できないかという相談がある。介護保険移行を考えながら、支援内容を検討している。

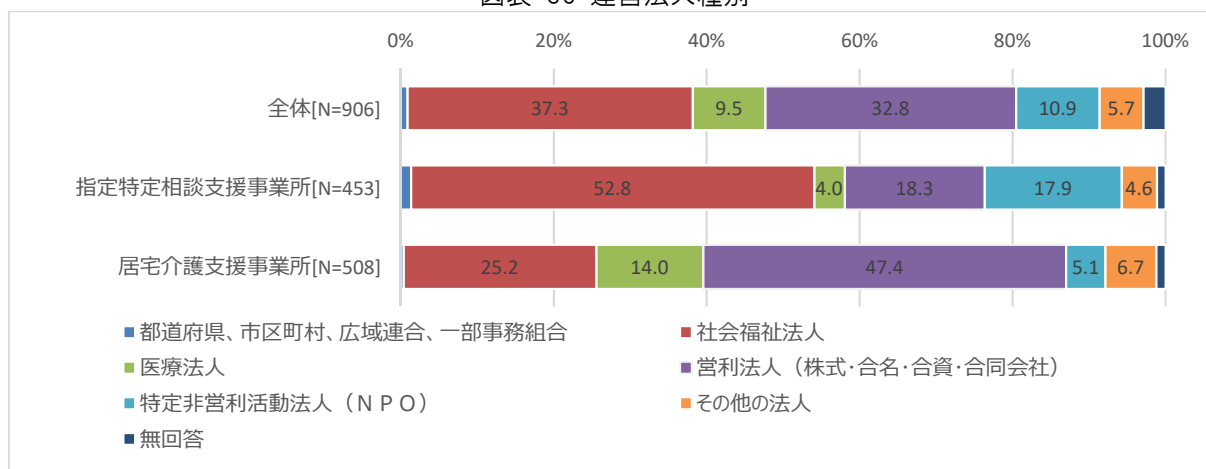
(3) 高齢障害者支援に係る相談支援専門員と介護支援専門員の連携に関する調査 集計結果

①事業所の基本情報

■ 運営法人

事業所の運営法人の種別は、「社会福祉法人」が 37.3%、「営利法人（株式・合名・合資・合同会社）」が 32.8%となっている。指定特定相談支援事業所では「社会福祉法人」の割合が高く、居宅介護支援事業所では「営利法人（株式・合名・合資・合同会社）」の割合が高い。

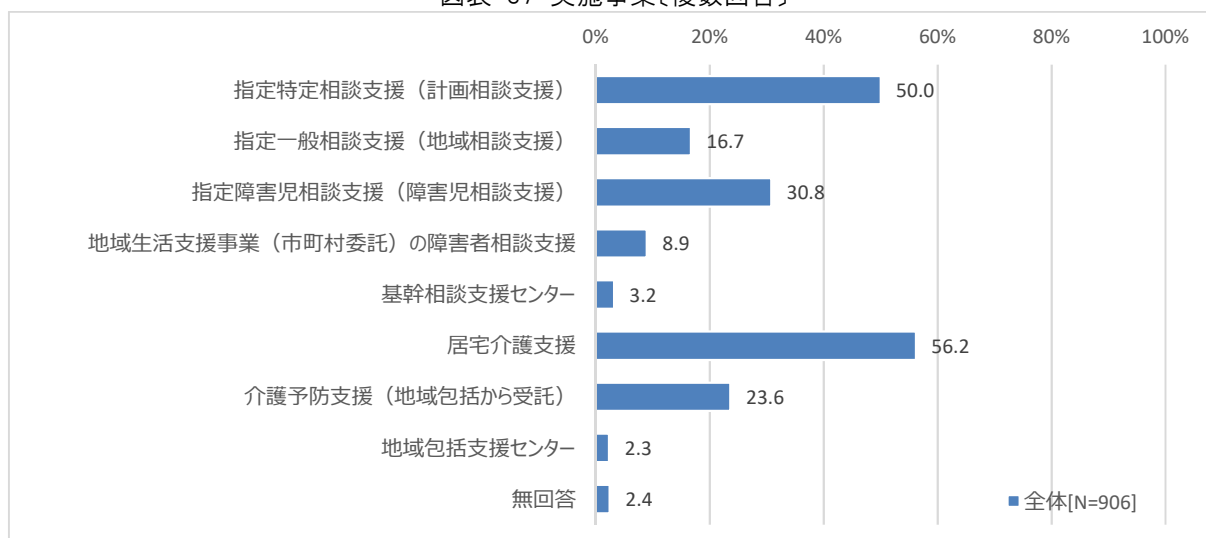
図表 36 運営法人種別



■ 実施事業

事業所における相談支援等の実施事業については、「居宅介護支援」が 56.2%、「指定特定相談支援（計画相談支援）」が 50.0%、「指定障害児相談支援（障害児相談支援）」が 30.8%、「介護予防支援（地域包括から受託）」が 23.6%等となっている。

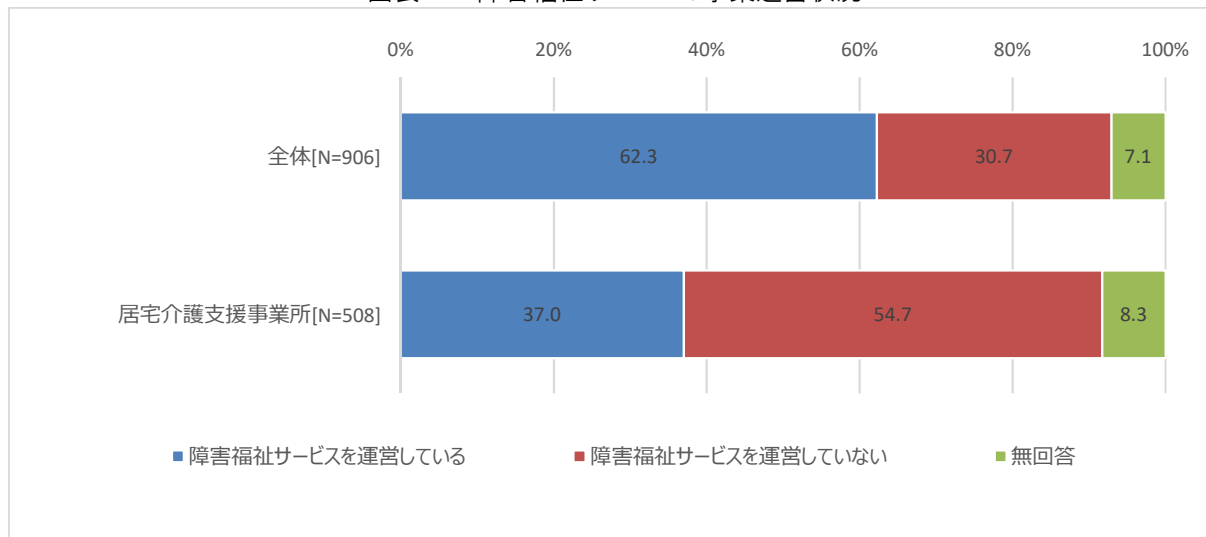
図表 37 実施事業〔複数回答〕



■ 障害福祉サービスの事業運営状況

事業所を運営する法人の、障害福祉サービスの事業運営状況を聞いたところ、「障害福祉サービスを運営している」が 62.3%、「障害福祉サービスを運営していない」が 30.7%となっている。居宅介護支援事業所の運営法人に限定すると、「障害福祉サービスを運営している」法人は 37.0%である。

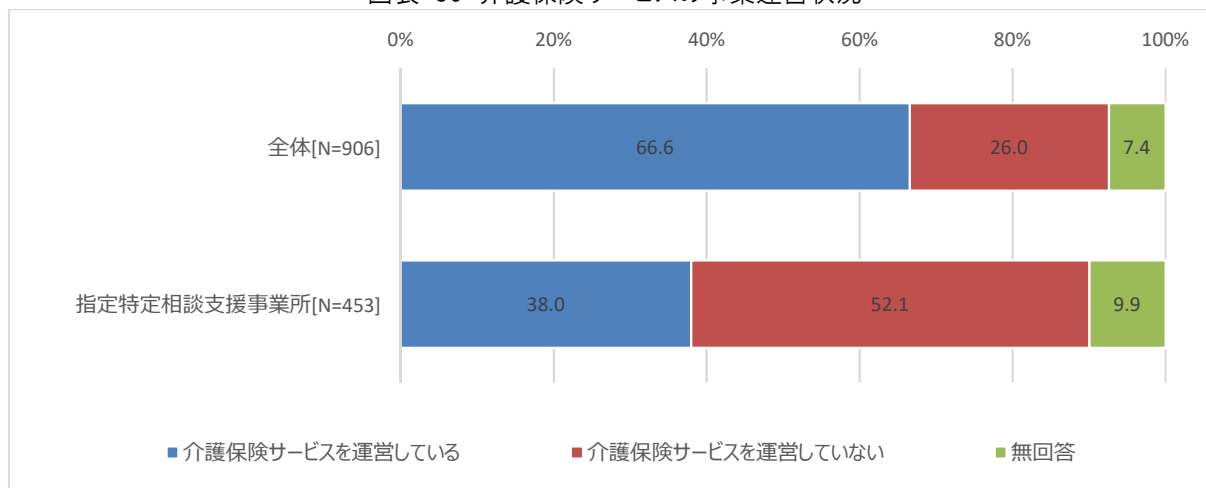
図表 38 障害福祉サービスの事業運営状況



■ 介護保険サービスの事業運営状況

事業所を運営する法人の、介護保険サービスの事業運営状況を聞いたところ、「介護保険サービスを運営している」が 66.6%、「介護保険サービスを運営していない」が 26.0%となっている。指定特定相談支援事業所の運営法人に限定すると、「介護保険サービスを運営している」法人は 38.0%である。

図表 39 介護保険サービスの事業運営状況

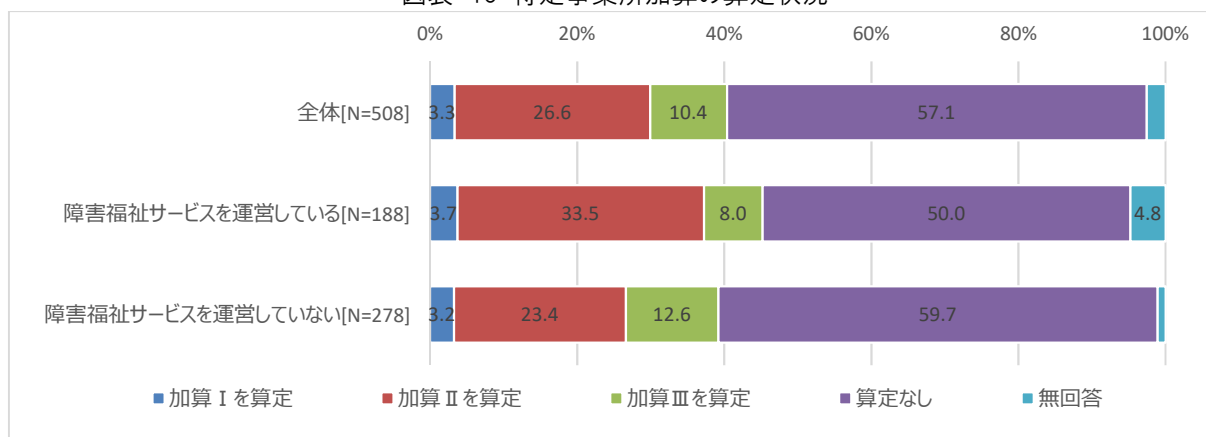


②居宅介護支援の状況（介護保険）

■ 特定事業所加算の算定状況

特定事業所加算の算定状況は、「算定なし」が57.1%、「加算Ⅱを算定」が26.6%、「加算Ⅲを算定」が10.4%、「加算Ⅰを算定」が3.3%となっている。法人の障害福祉サービス運営の別で見ると、障害福祉サービスを運営していない法人の事業所で、「算定なし」の割合が高くなっている。

図表 40 特定事業所加算の算定状況



■ 給付管理ケース数

令和2年1月に給付管理を行ったケース数について聞いたところ、65～74歳の平均11.0人、75歳以上の平均66.6人、合計で77.5人となっている。うち、障害福祉サービスを併給しているケースは、65～74歳の平均0.5人、75歳以上の平均0.2人、合計で0.7人となっている。

図表 41 給付管理ケース数

平均値	全体[N=484]			障害福祉サービスを運営している[N=175]			障害福祉サービスを運営していない[N=269]		
	65～74歳	75歳以上	計	65～74歳	75歳以上	計	65～74歳	75歳以上	計
全体（人）	11.0	66.6	77.5	12.0	72.2	84.2	10.3	63.6	73.9
うち、障害福祉サービスを併給（人）	0.5	0.2	0.7	0.8	0.3	1.1	0.3	0.2	0.5

■ 介護支援専門員数

介護支援専門員数は、1事業所の平均で、実人数3.2人、常勤換算人数2.8人となっている。うち、障害福祉サービスの経験を有する者は実人数0.5人、常勤換算人数0.3人、うち、障害福祉の相談支援専門員の資格を有する者は実人数0.2人、常勤換算人数0.1人となっている。

図表 42 介護支援専門員数

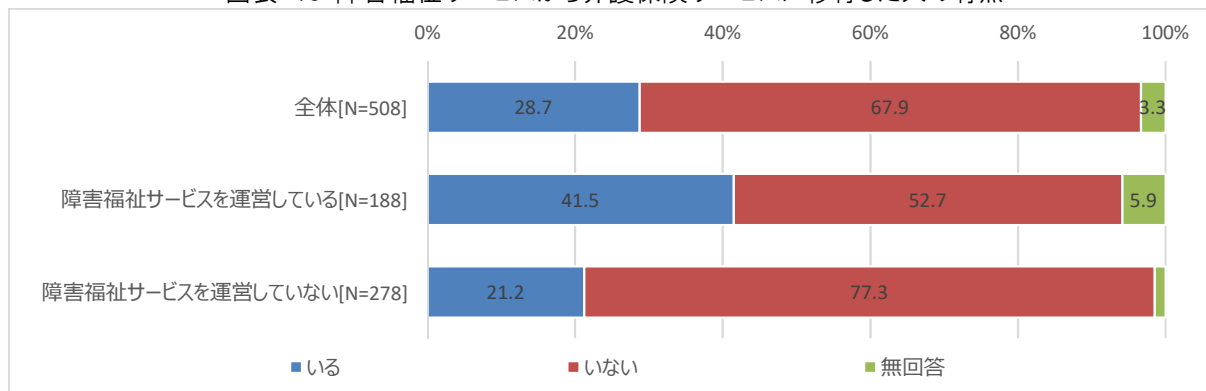
平均値	全体[N=498]		障害福祉サービスを運営している[N=179]		障害福祉サービスを運営していない[N=277]	
	実人数	常勤換算人数	実人数	常勤換算人数	実人数	常勤換算人数
介護支援専門員（人）	3.2	2.8	3.7	3.1	3.0	2.6
うち、障害福祉サービスの経験を有する者（人）	0.5	0.3	1.0	0.6	0.2	0.2
うち、障害福祉の相談支援専門員の資格を有する者（人）	0.2	0.1	0.5	0.3	0.1	0.0

■ 障害福祉サービスから介護保険サービスに移行した人の有無

現在の居宅介護支援の利用者の中に、65歳まで障害福祉サービスの利用者で、65歳到達後に障害福祉サービスから介護保険サービスに移行した人（介護保険移行後も障害福祉サービスを併給している人を含む）がいるかどうかを聞いたところ、「いない」が67.9%、「いる」が28.7%となっている。

「いる」と回答した事業所に、人数を聞いたところ、平均で1.8人となっている。

図表 43 障害福祉サービスから介護保険サービスに移行した人の有無



図表 44 障害福祉サービスから介護保険サービスに移行した人の人数

項目	全体[N=146]	障害福祉サービスを運営している[N=78]	障害福祉サービスを運営していない[N=59]
平均値			
移行者数 (人)	1.8	2.1	1.4

■ 障害福祉サービスから介護保険サービスに移行した人の状況

利用者の中に、障害福祉サービスから介護保険サービスに移行した人が「いる」と回答した事業所に、移行者の個々の状況を聞いた。全体で254人分の回答があった。

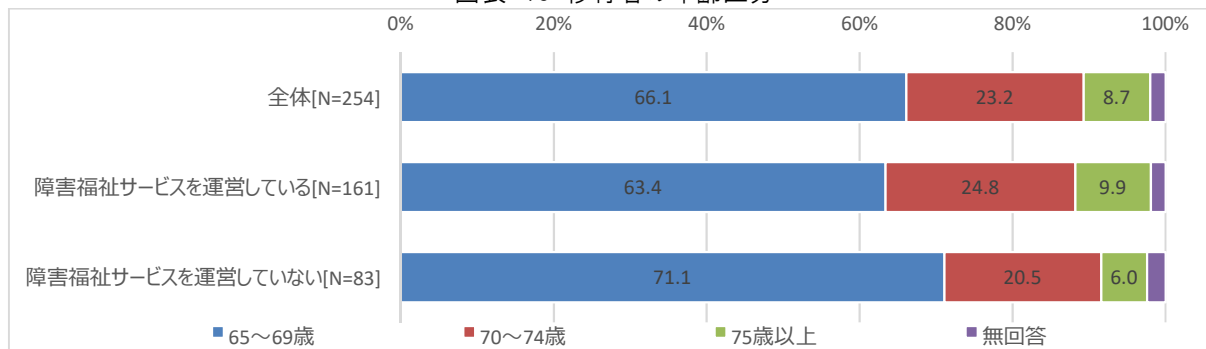
◎年齢

移行者の年齢は、平均で69.0歳となっている。年齢の区分で見ると、「65～69歳」が多くなっている。

図表 45 移行者の年齢

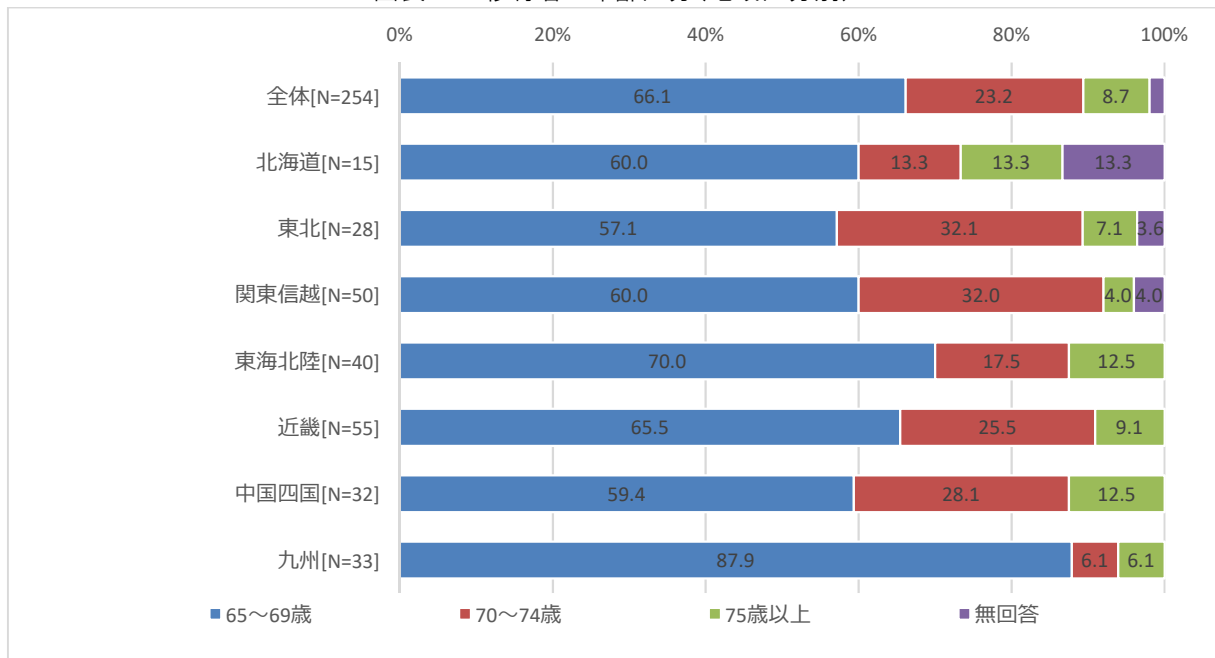
項目	全体[N=249]	障害福祉サービスを運営している[N=158]	障害福祉サービスを運営していない[N=81]
平均値			
年齢 (歳)	69.0	69.4	68.3

図表 46 移行者の年齢区分

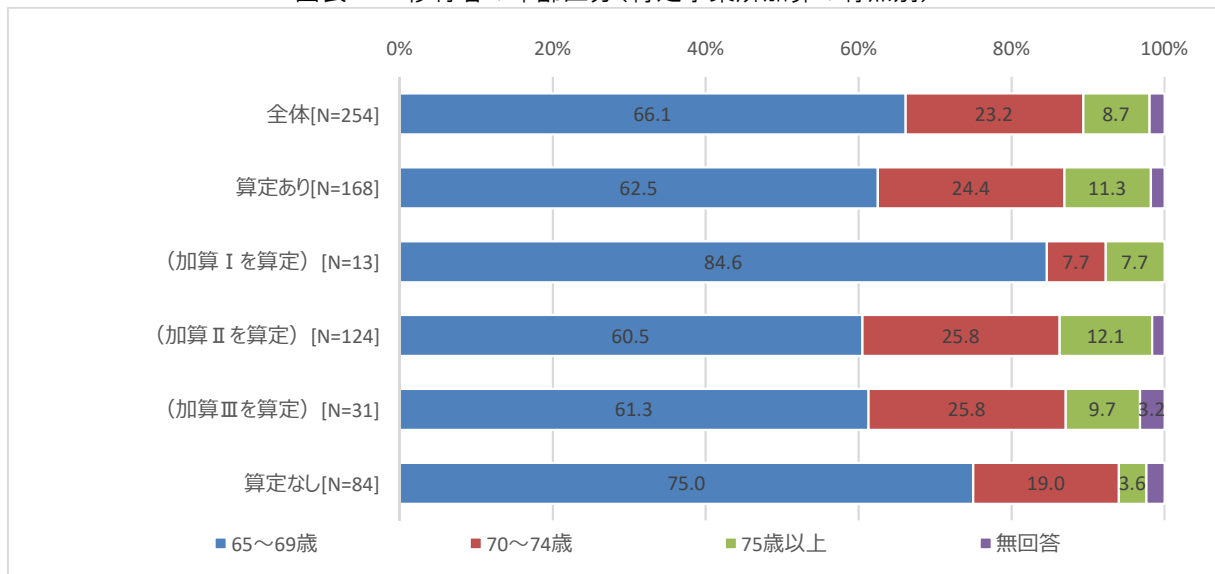


地域区分別では、「九州」で「65～69歳」が多くなっている。また、特定事業所加算の有無別で見ると、「加算Ⅱを算定」「加算Ⅲを算定」と比較して、「算定なし」で「65～69歳」が多くなっている。

図表 47 移行者の年齢区分(地域区分別)



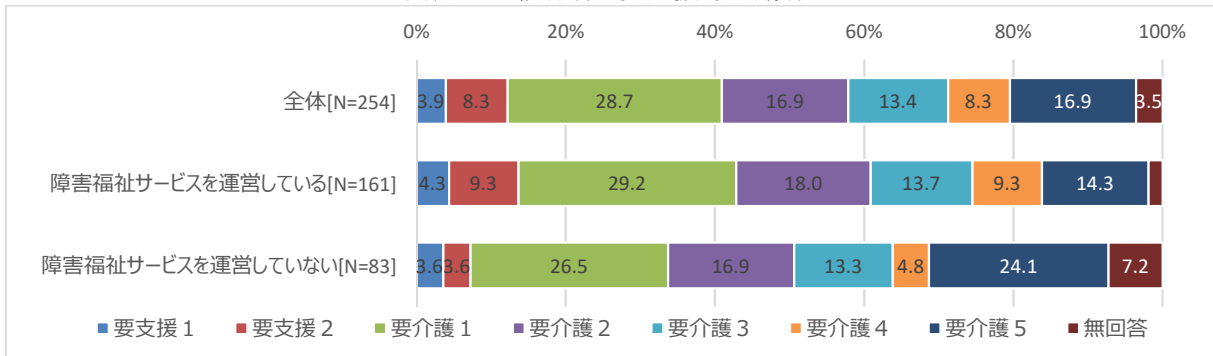
図表 48 移行者の年齢区分(特定事業所加算の有無別)



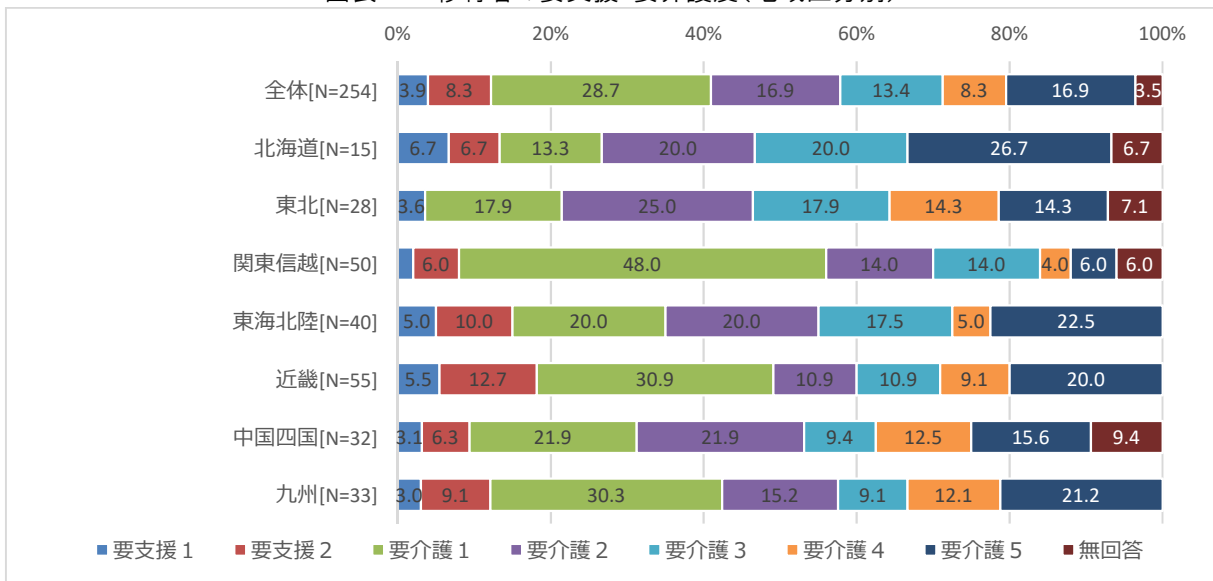
◎要支援・要介護度

移行者の要支援・要介護度は、「要介護1」が28.7%、「要介護2」「要介護5」がいずれも16.9%、「要介護3」が13.4%等となっている。

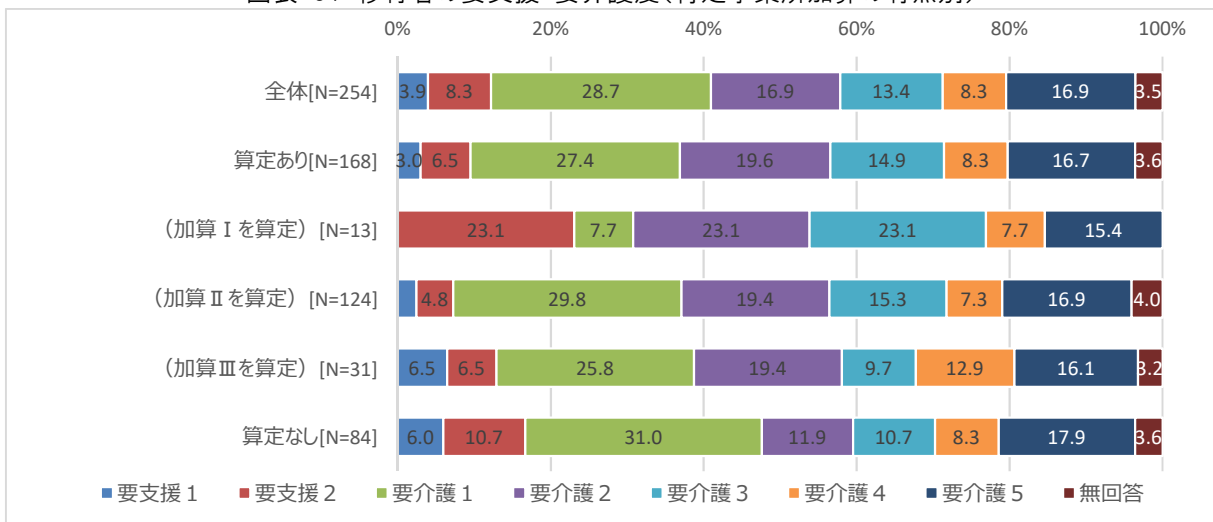
図表 49 移行者の要支援・要介護度



図表 50 移行者の要支援・要介護度(地域区分別)



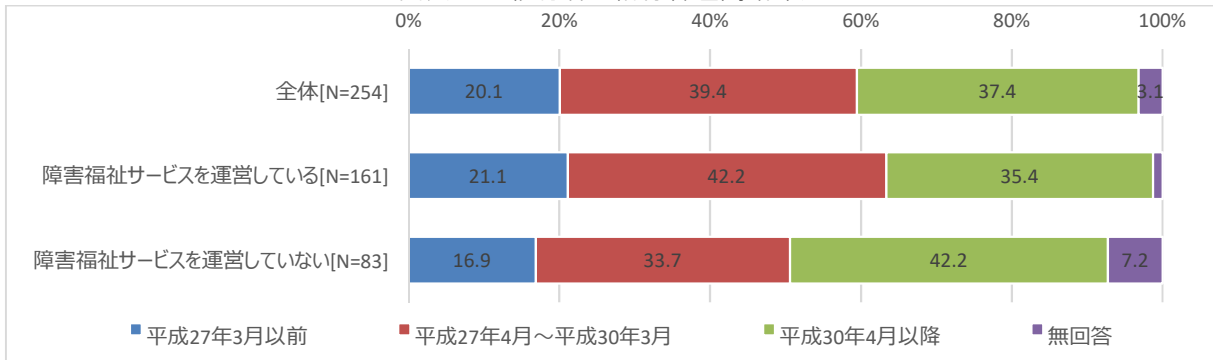
図表 51 移行者の要支援・要介護度(特定事業所加算の有無別)



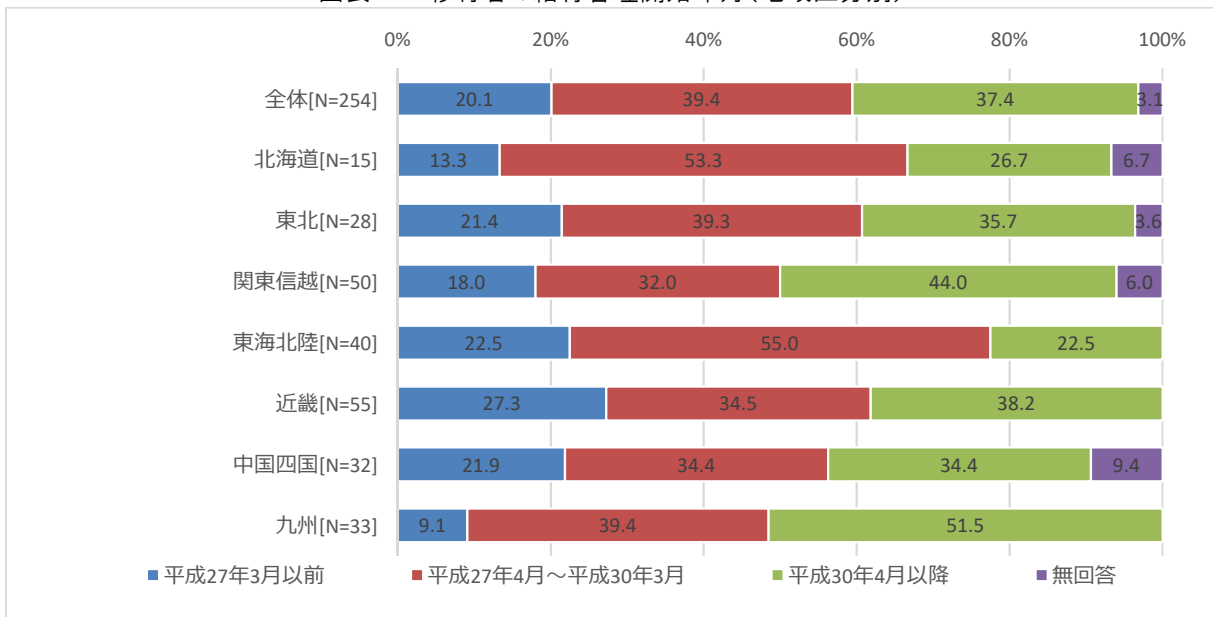
◎給付管理を開始した年月

移行者の給付管理を開始した年月は、「平成27年4月～平成30年3月」が39.4%、「平成30年4月以降」が37.4%、「平成27年3月以前」が20.1%となっている。

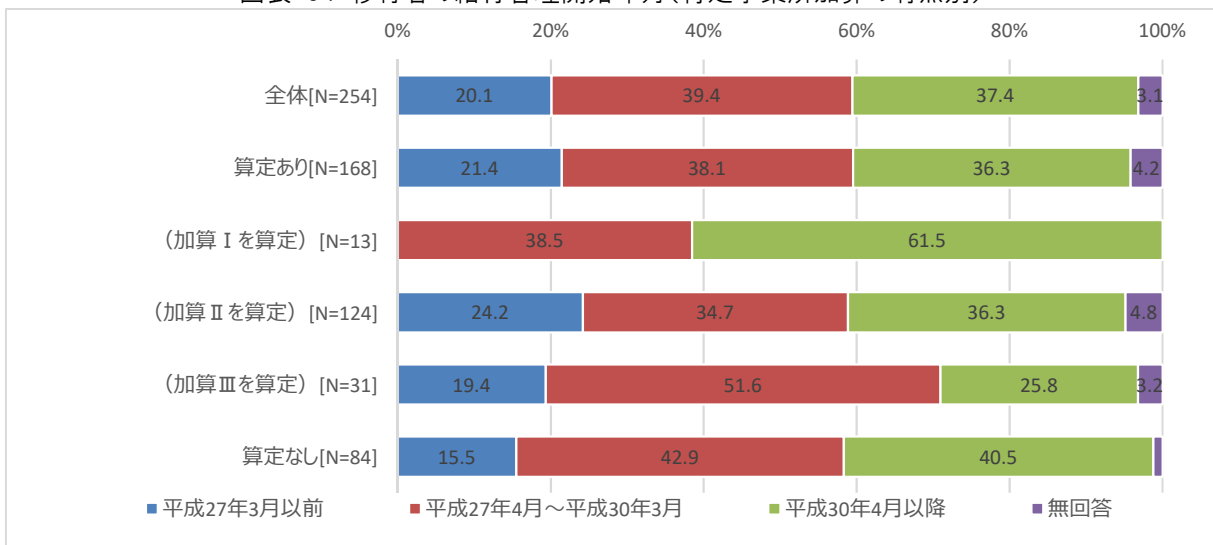
図表 52 移行者の給付管理開始年月



図表 53 移行者の給付管理開始年月(地域区分別)



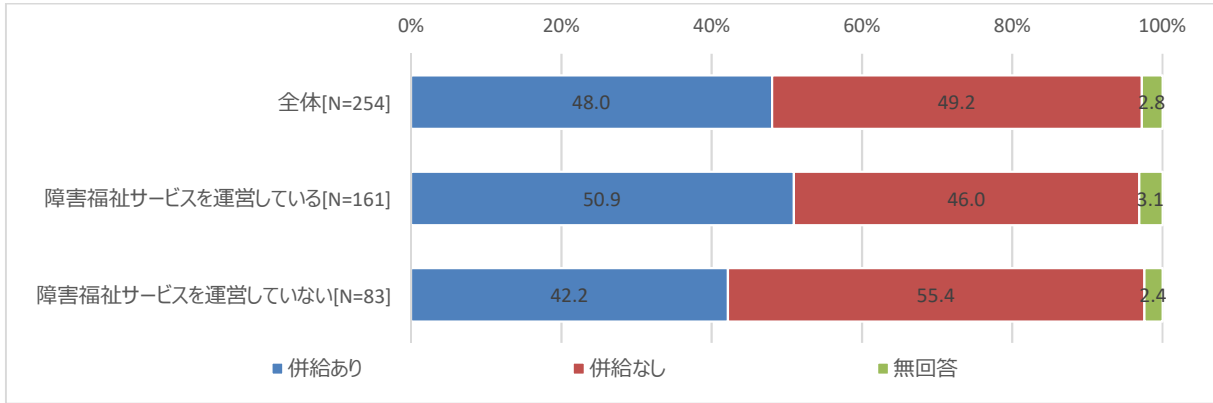
図表 54 移行者の給付管理開始年月(特定事業所加算の有無別)



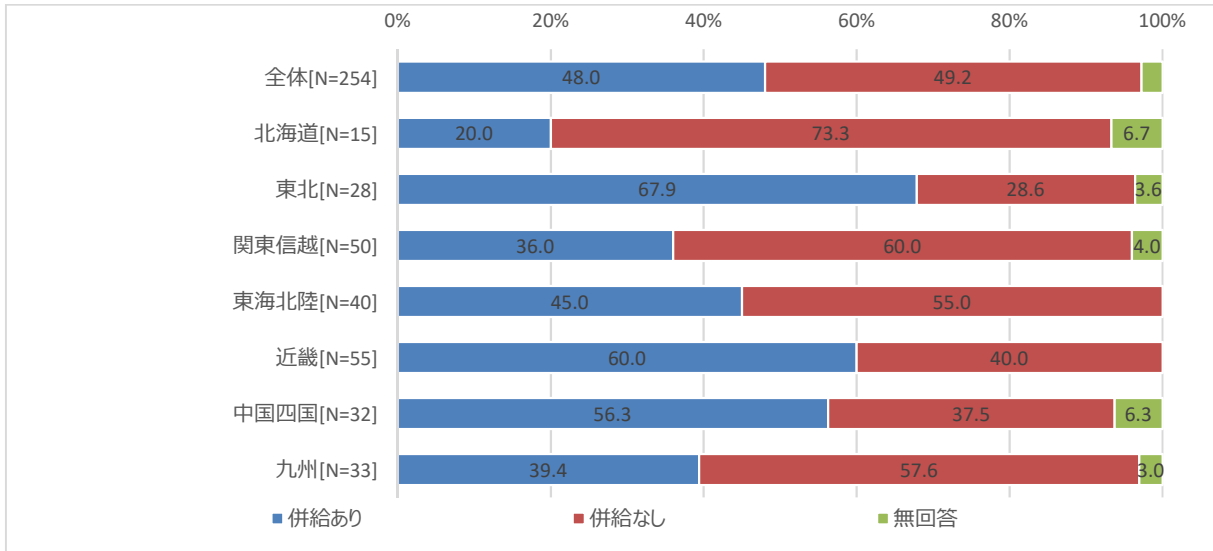
◎障害福祉サービスの併給状況

障害福祉サービスの併給状況は、「併給なし」が49.2%、「併給あり」が48.0%となっている。法人の障害福祉サービス運営の別で見ると、障害福祉サービスを運営している法人の事業所利用者で、「併給あり」の割合が高くなっている。地域区分別では、北海道、関東信越等で「併給なし」の割合が高くなっている。

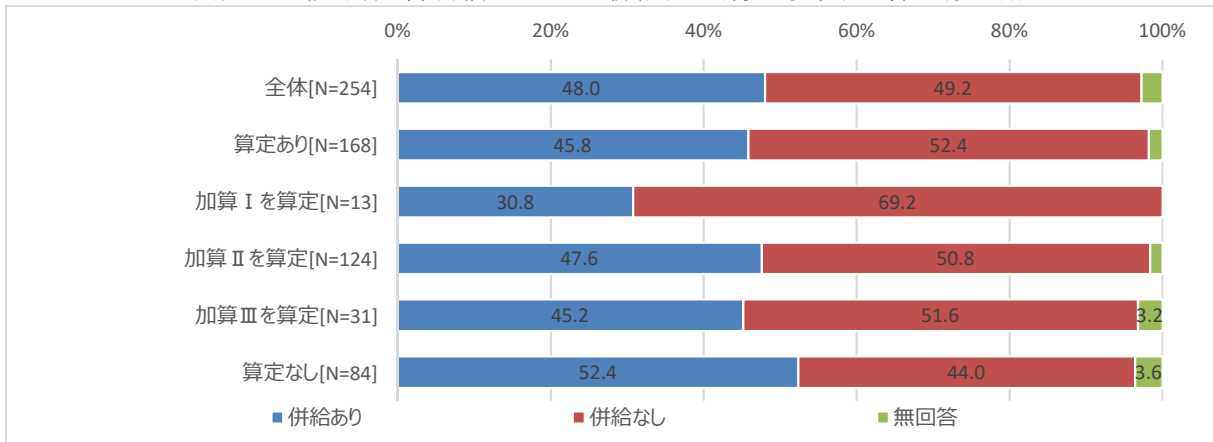
図表 55 移行者の障害福祉サービス併給状況



図表 56 移行者の障害福祉サービス併給状況(地域区分別)



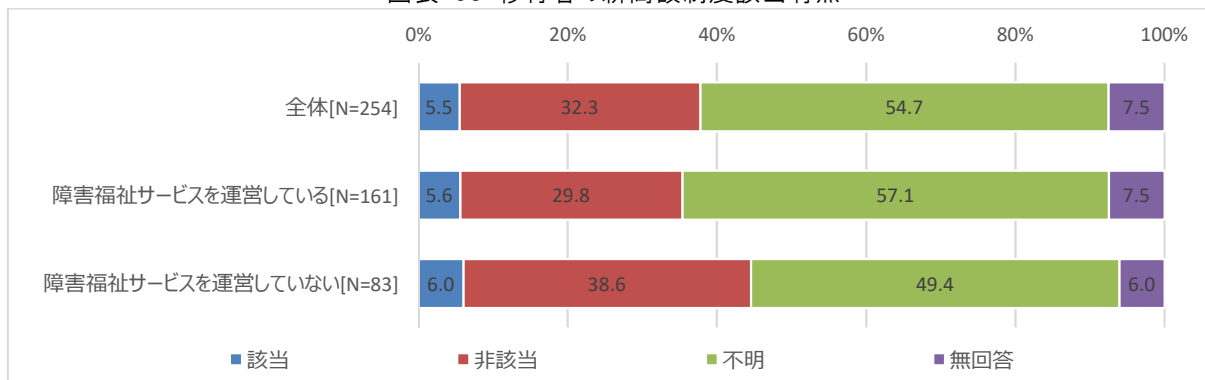
図表 57 移行者の障害福祉サービス併給状況(特定事業所加算の有無別)



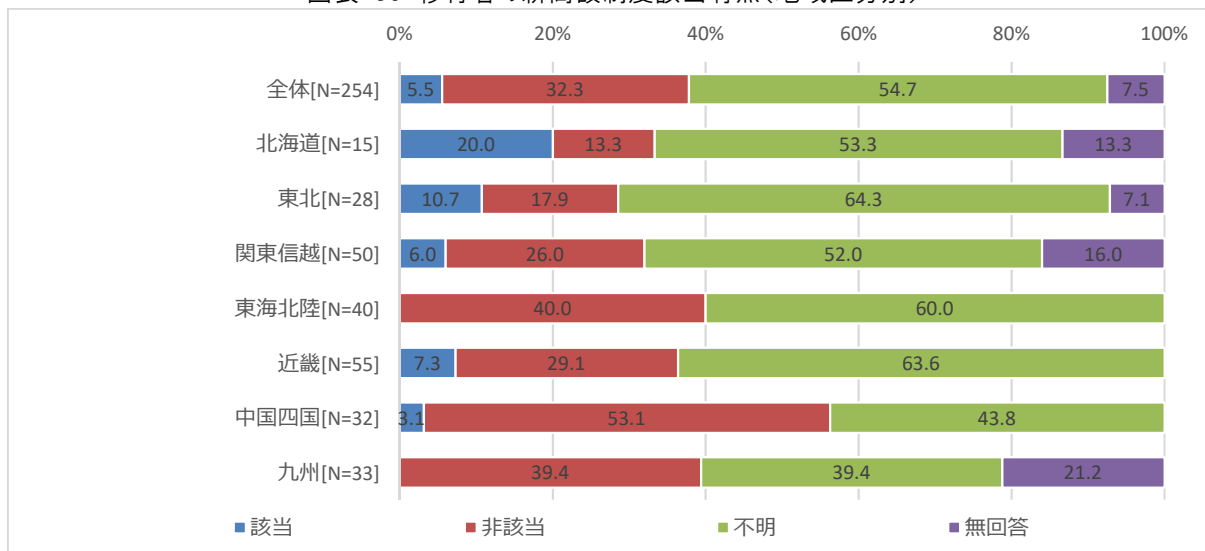
◎新高額障害福祉サービス等給付費制度の該当

新高額障害福祉サービス等給付費制度の該当者かどうかを聞いたところ、「不明」が54.7%、「非該当」が32.3%、「該当」が5.5%となっている。法人の障害福祉サービス運営の別で見ると、障害福祉サービスを運営していない法人の事業所利用者で、「非該当」の割合が比較的高くなっている。「該当」の割合にそれほど差はない。

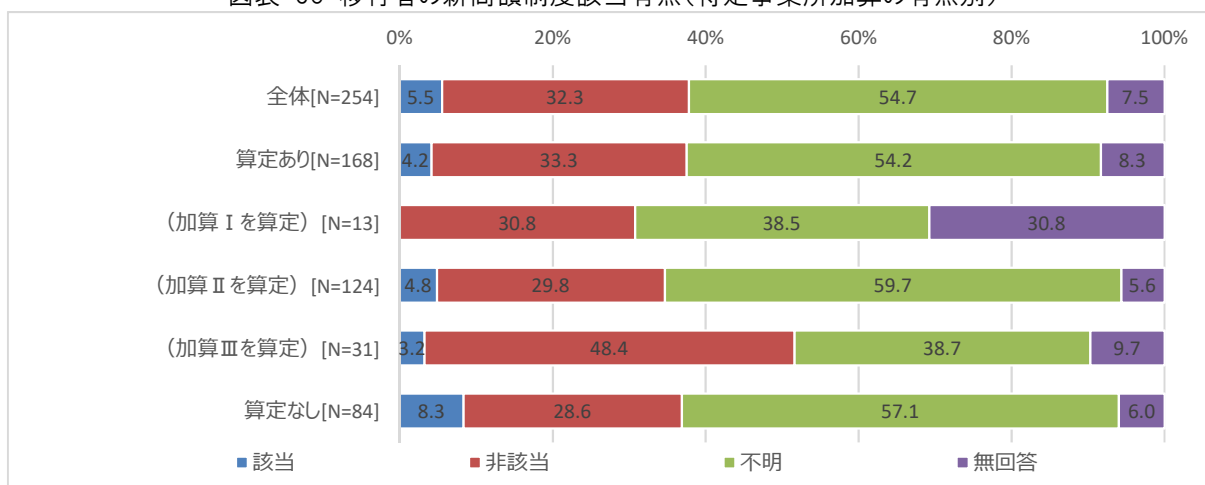
図表 58 移行者の新高額制度該当有無



図表 59 移行者の新高額制度該当有無(地域区分別)



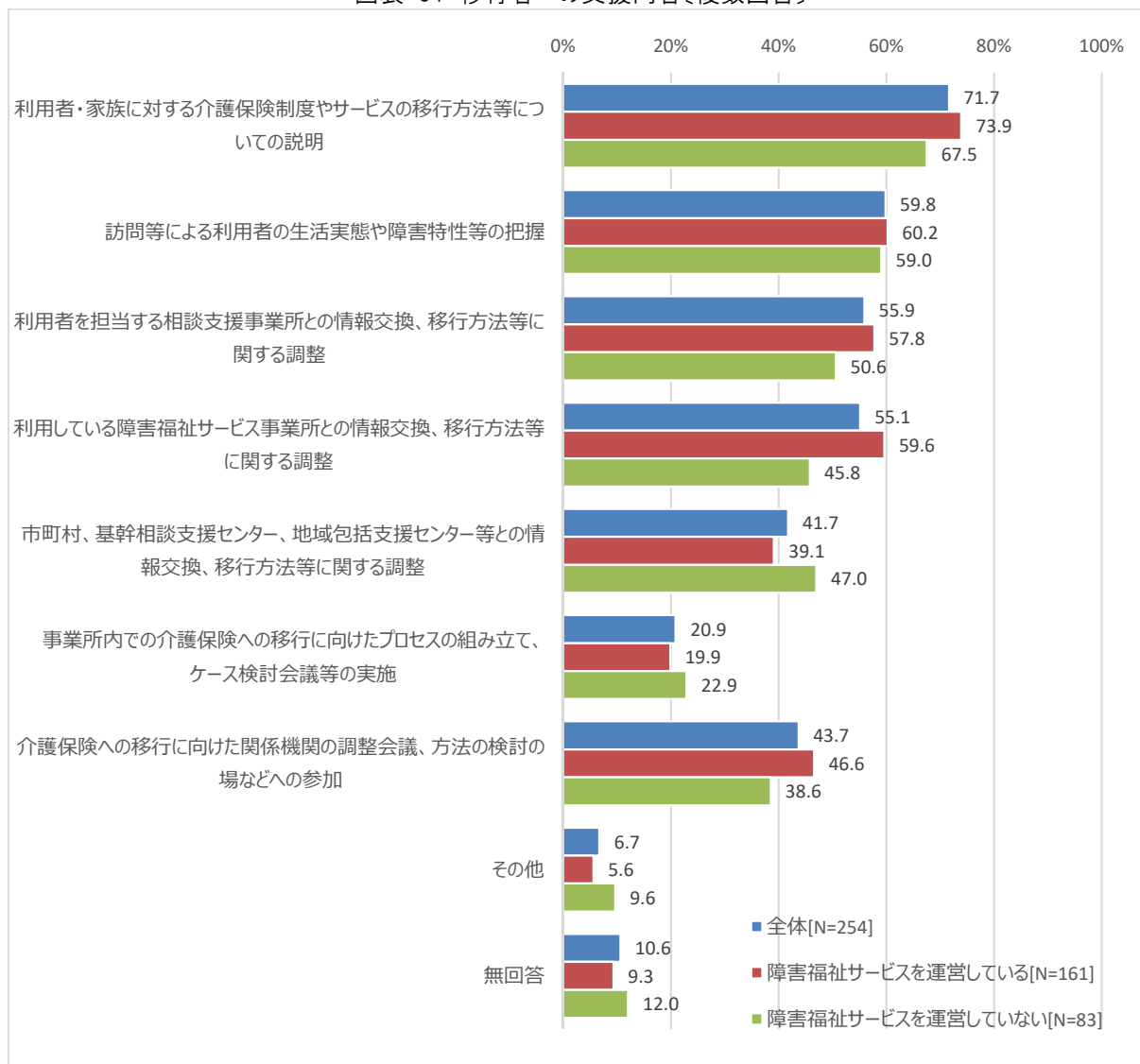
図表 60 移行者の新高額制度該当有無(特定事業所加算の有無別)



◎通常の介護保険の利用開始に上乗せして実施した支援等

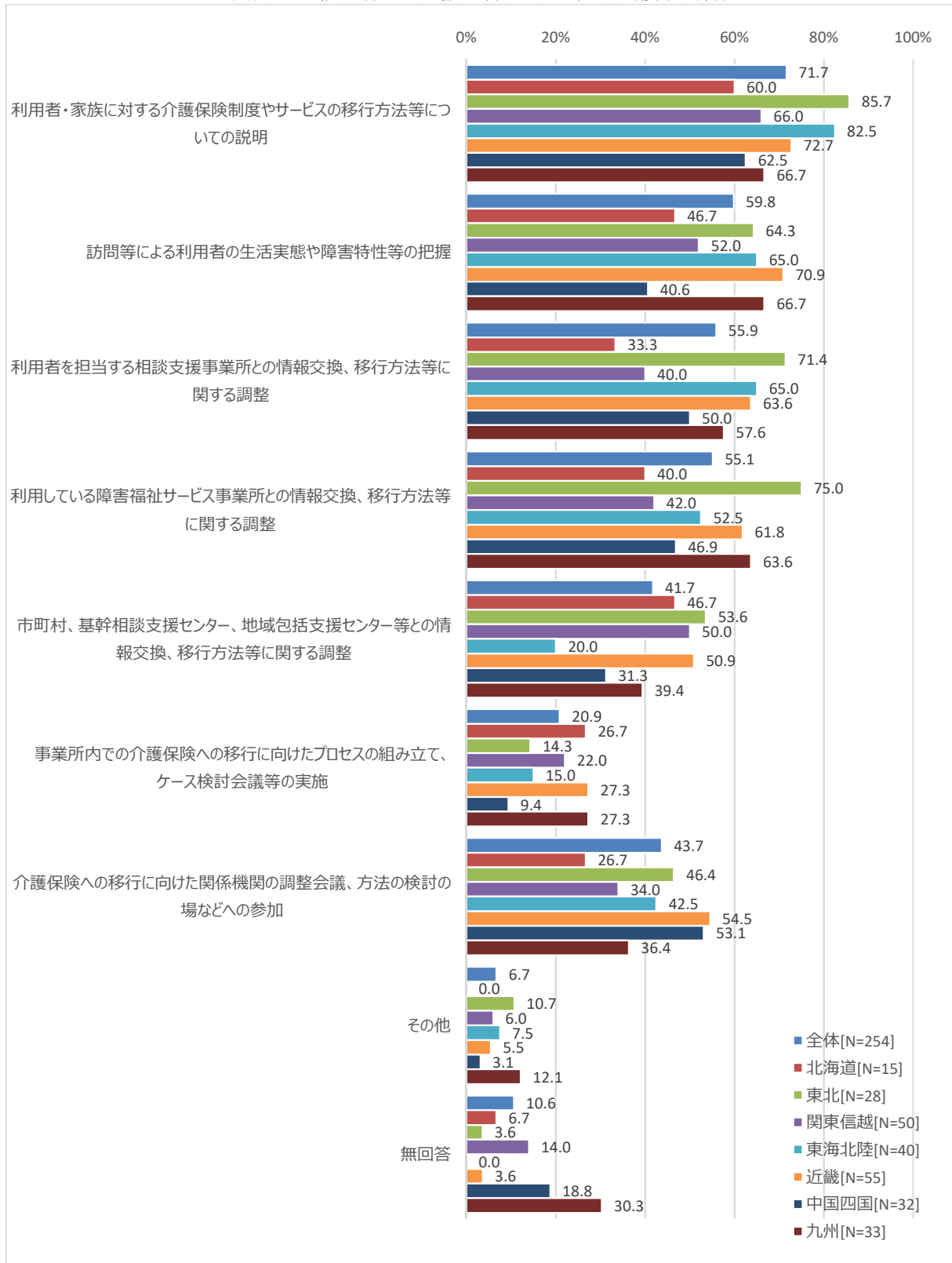
移行にあたり、通常の介護保険の利用開始に上乗せして実施した支援等について聞いたところ、「利用者・家族に対する介護保険制度やサービスの移行方法等についての説明」が71.7%、「訪問等による利用者の生活実態や障害特性等の把握」が59.8%、「利用者を担当する相談支援事業所との情報交換、移行方法等に関する調整」が55.9%、「利用している障害福祉サービス事業所との情報交換、移行方法等に関する調整」が55.1%等となっている。

図表 61 移行者への支援内容〔複数回答〕



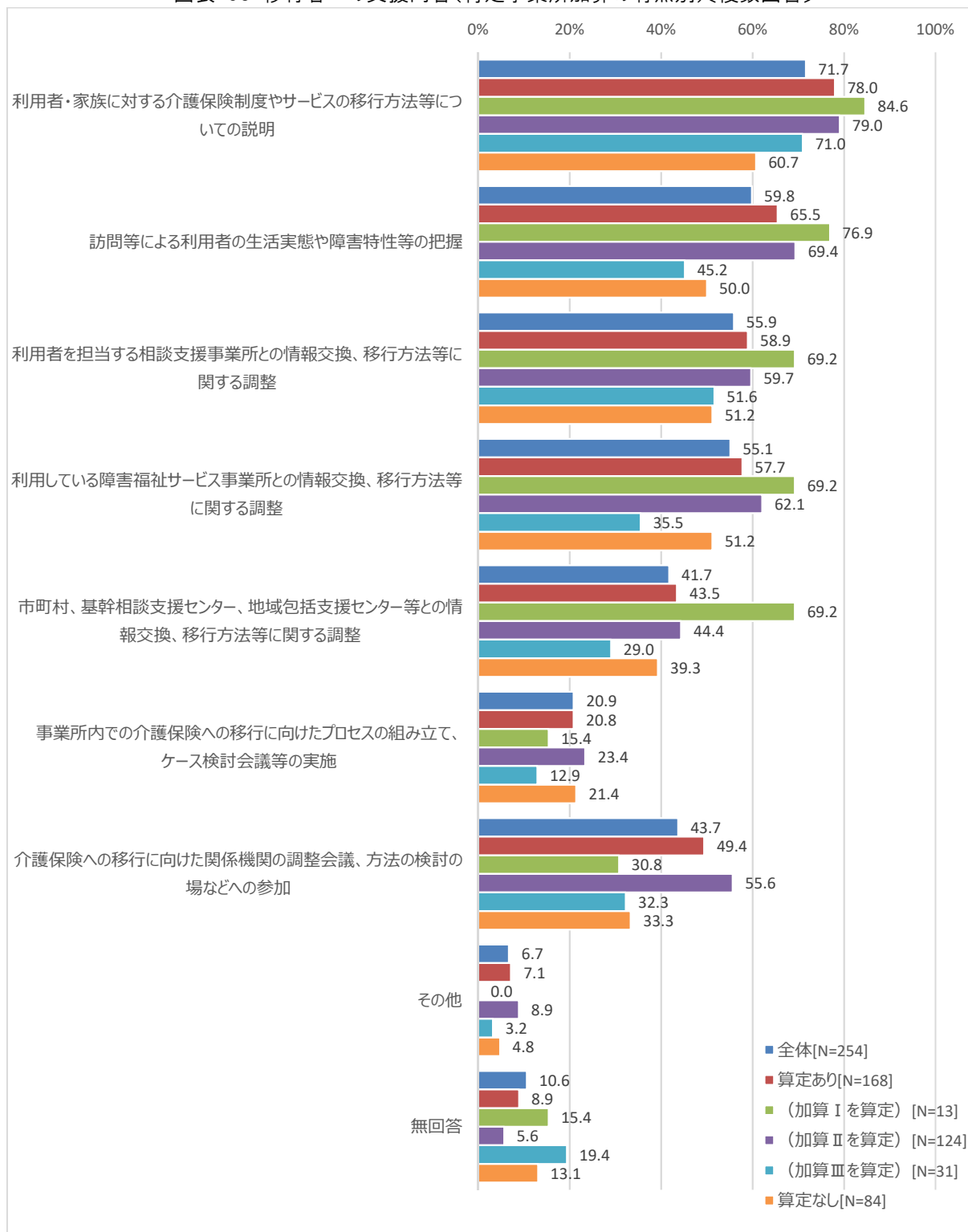
地域区別で見ると、「利用者・家族に対する介護保険制度やサービスの移行方法等についての説明」は東北や東海北陸など、「訪問等による利用者の生活実態や障害特性等の把握」は近畿や九州などで比較的多くなっている等の傾向が見られる。

図表 62 移行者への支援内容(地域区分別)[複数回答]



特定事業所加算の有無別で見ると、一般的に「算定あり」の事業所で、各種の支援を行っている割合が比較的高くなっている。

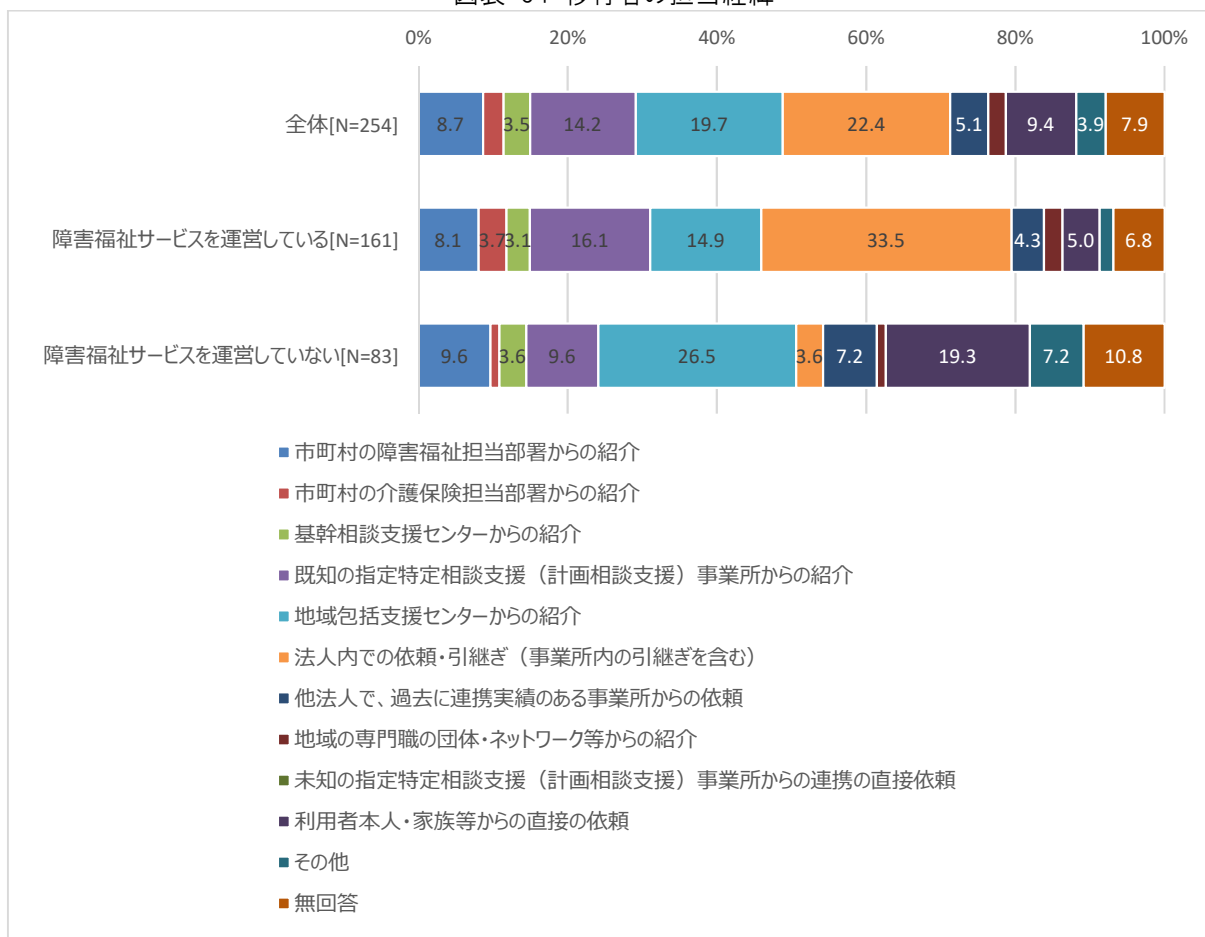
図表 63 移行者への支援内容(特定事業所加算の有無別)(複数回答)



◎担当に至った経緯

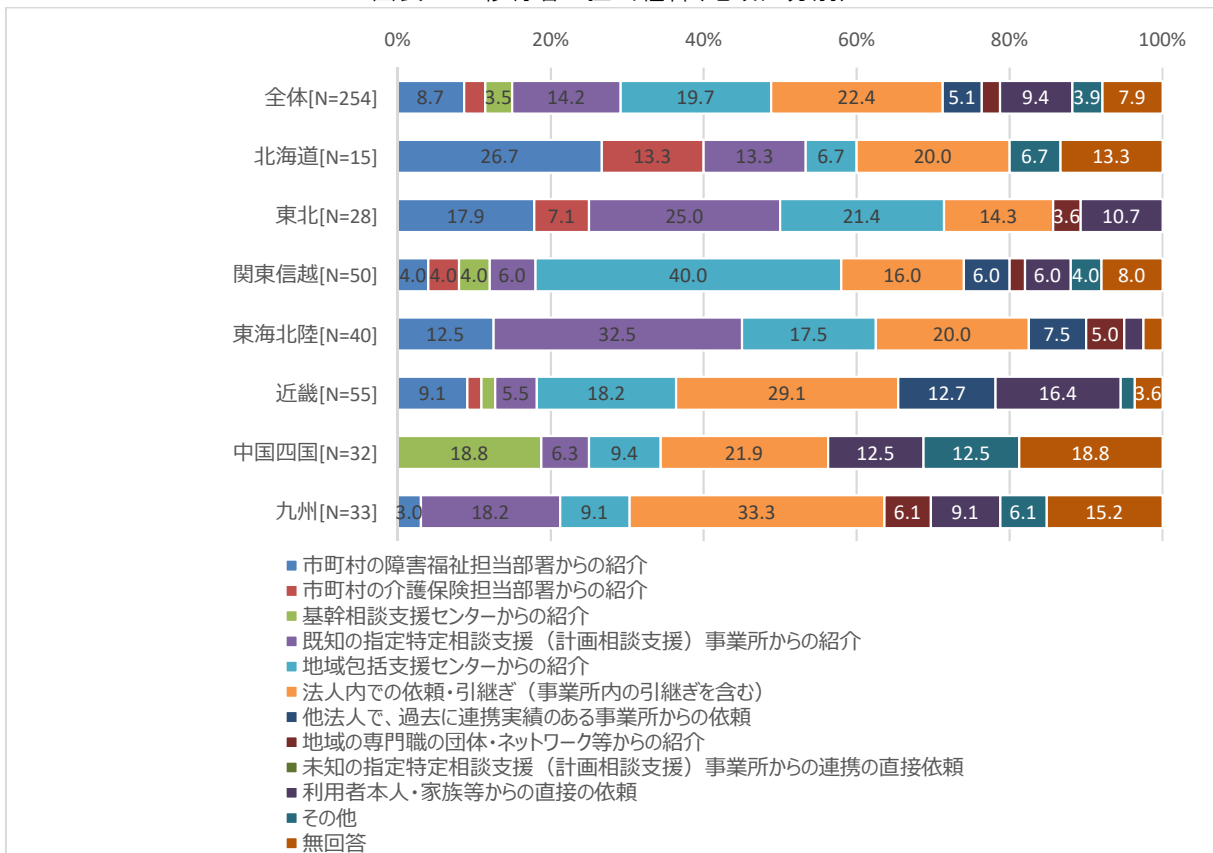
移行者の担当に至った経緯を聞いたところ、「法人内での依頼・引継ぎ（事業所内の引継ぎを含む）」が22.4%、次いで、「地域包括支援センターからの紹介」が19.7%、「既知の指定特定相談支援（計画相談支援）事業所からの紹介」が14.2%等となっている。法人の障害福祉サービス運営の別で見ると、障害福祉サービスを運営している法人の事業所利用者で、「法人内での依頼・引継ぎ（事業所内の引継ぎを含む）」の割合が高くなっている。一方、障害福祉サービスを運営していない法人の事業所利用者では、「地域包括支援センターからの紹介」「利用者本人・家族等からの直接の依頼」の割合が高い。

図表 64 移行者の担当経緯

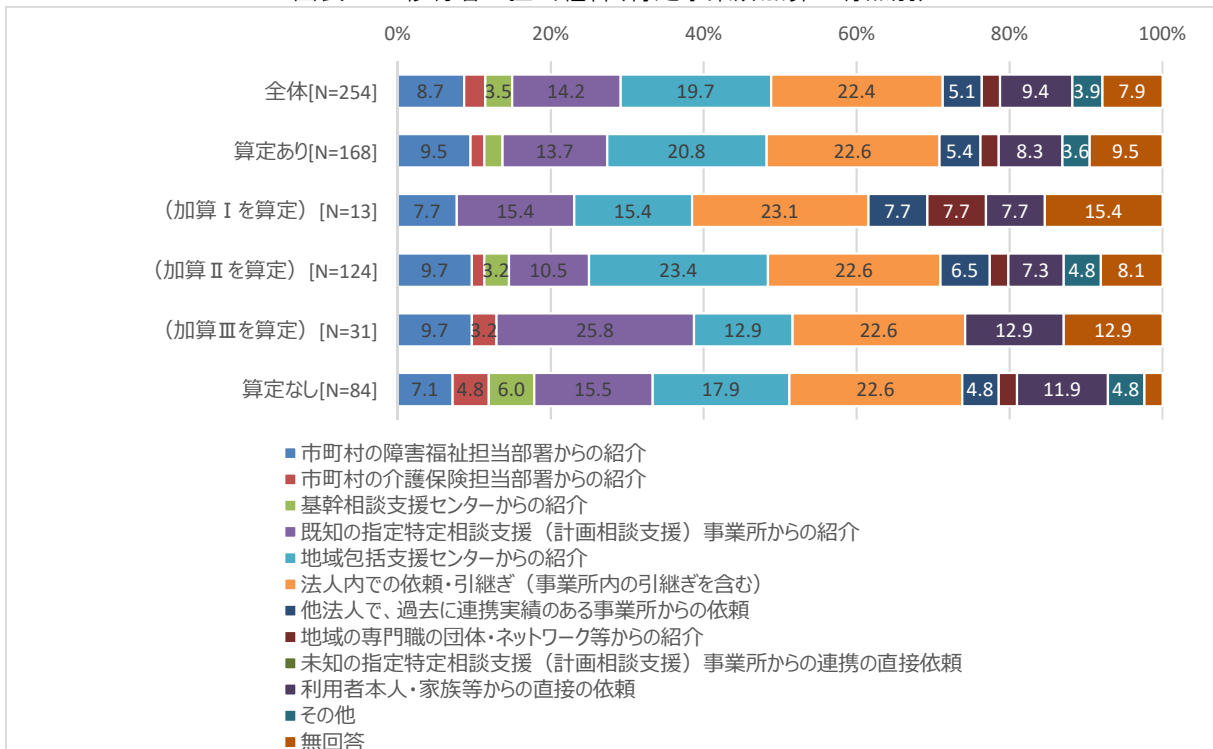


地域区別で見ると、関東信越で、「地域包括支援センターからの紹介」の割合が高くなっている。特定事業所加算の有無別では、加算の有無でそれほど大きな違いは見られない。

図表 65 移行者の担当経緯(地域区分別)



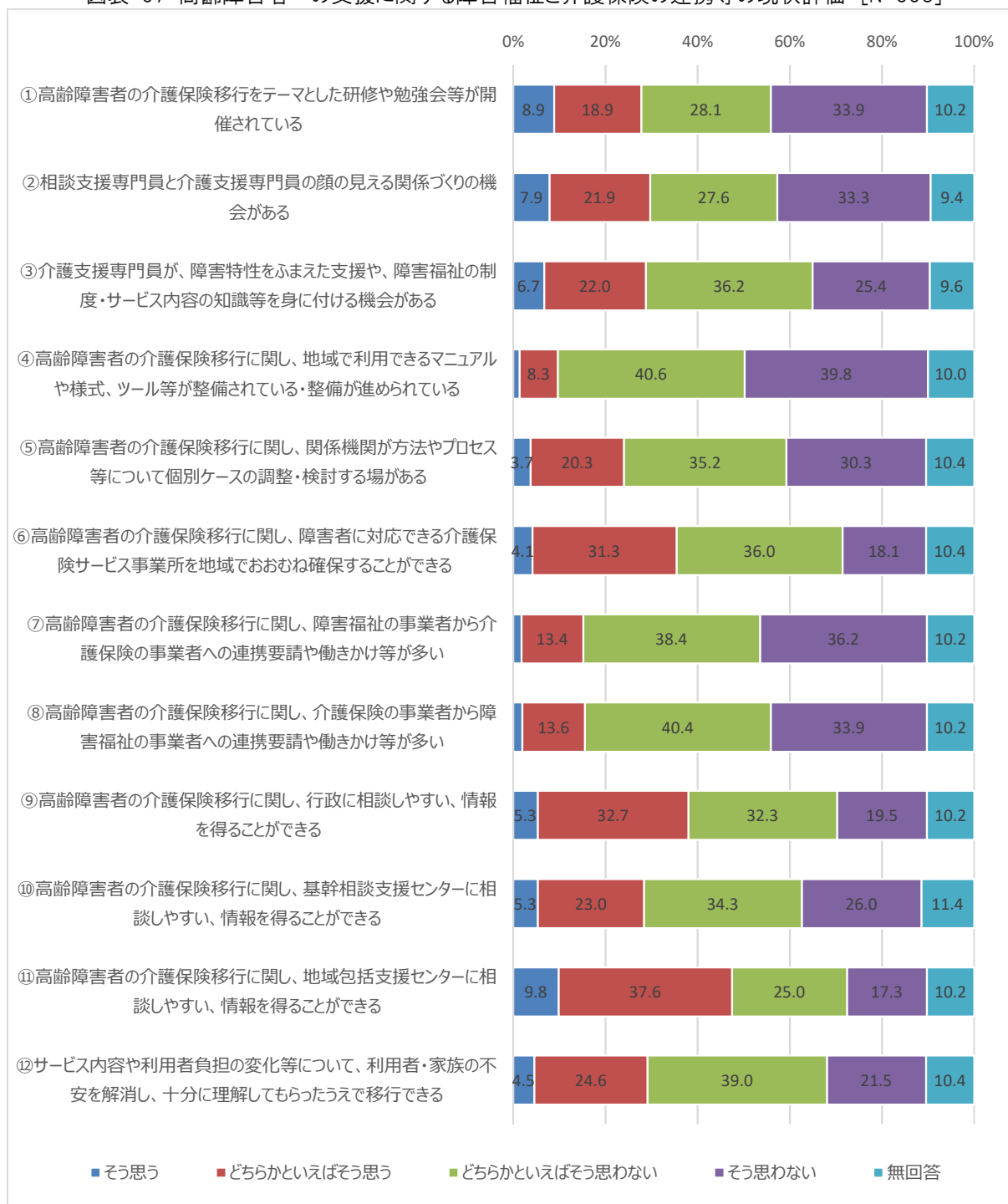
図表 66 移行者の担当経緯(特定事業所加算の有無別)



■ 高齢障害者への支援に関する障害福祉と介護保険の連携等の現状評価

高齢障害者への支援に関する障害福祉と介護保険の連携等に関し、事業所から見た現状の評価を聞いた。「⑩高齢障害者の介護保険移行に関し、地域包括支援センターに相談しやすい、情報を得ることができる」「⑨高齢障害者の介護保険移行に関し、行政に相談しやすい、情報を得ることができる」「⑥高齢障害者の介護保険移行に関し、障害者に対応できる介護保険サービス事業所を地域でおおむね確保することができる」などで、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合が高くなっており、相談のしやすさやサービスの確保のしやすさ等が比較的评价されている。

図表 67 高齢障害者への支援に関する障害福祉と介護保険の連携等の現状評価 [N=508]



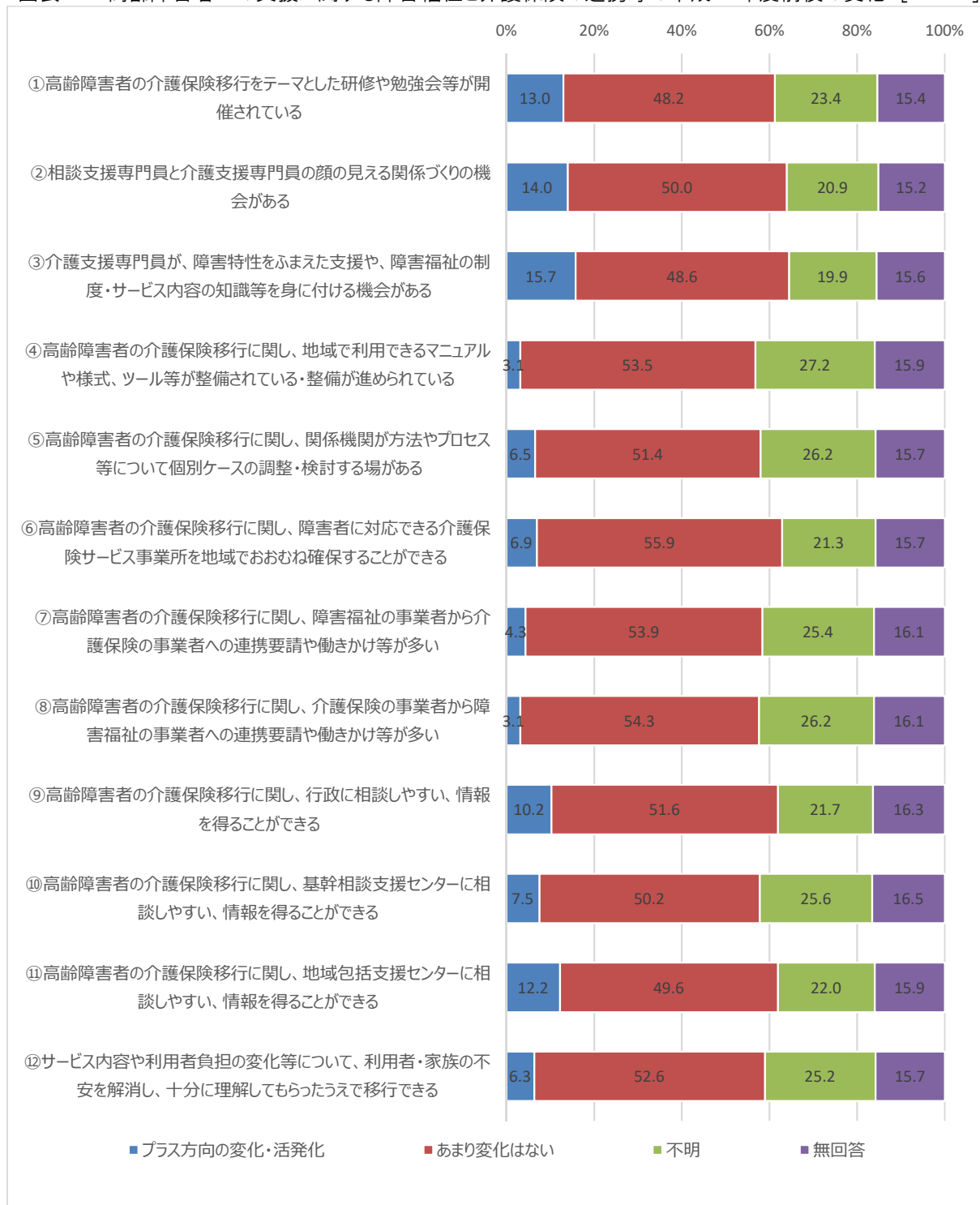
法人の障害福祉サービス運営の別で、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計割合を比較したところ、一般的に障害福祉サービスを運営している法人の事業所で割合が高くなっている傾向が見られるが、「④高齢障害者の介護保険移行をテーマとした研修や勉強会等が開催されている」では、障害福祉サービスを運営していない法人の事業所で、評価する割合が高くなっている。

図表 68 高齢障害者への支援に関する障害福祉と介護保険の連携等の現状評価(障害福祉サービス運営別)



高齢障害者への支援に関する障害福祉と介護保険の連携等に関し、平成30年度報酬改定の前後（平成30年4月前後）で変化を感じるかどうかを聞いたところ、いずれも「あまり変化はない」の割合が高くなっている。「プラス方向の変化・活発化」としては、「③介護支援専門員が、障害特性をふまえた支援や、障害福祉の制度・サービス内容の知識等を身に付ける機会がある」などで比較的多くなっている。

図表 69 高齢障害者への支援に関する障害福祉と介護保険の連携等の平成30年度前後の変化 [N=508]



法人の障害福祉サービス運営の別で、「プラス方向の変化・活発化」の割合を比較したところ、それほど大きな差異は見られないが、「⑩高齢障害者の介護保険移行に関し、地域包括支援センターに相談しやすい、情報を得ることができる」「⑨高齢障害者の介護保険移行に関し、行政に相談しやすい、情報を得ることができる」では、障害福祉サービスを運営している法人の事業所で割合の高い傾向が見られる。一方、「①高齢障害者の介護保険移行をテーマとした研修や勉強会等が開催されている」では、障害福祉サービスを運営していない法人の事業所で割合が比較的高くなっている。

図表 70 高齢障害者への支援に関する障害福祉と介護保険の連携等の平成30年度前後の変化
(障害福祉サービス運営別)



(4) 計画相談支援の状況（障害福祉）

■ 計画相談支援の高齢障害者のケース数

令和2年1月における、計画相談支援の高齢障害者のケース数について聞いたところ、65～74歳の平均7.4人、75歳以上の平均2.1人、合計で9.5人となっている。うち、介護保険サービスを併給しているケースは、65～74歳の平均0.6人、75歳以上の平均0.3人、合計で0.9人となっている。

図表 71 計画相談支援の高齢障害者のケース数

平均値	全体[N=438]			介護保険サービスを運営している[N=162]			介護保険サービスを運営していない[N=233]		
	65～74歳	75歳以上	計	65～74歳	75歳以上	計	65～74歳	75歳以上	計
全体（人）	7.4	2.1	9.5	7.3	1.9	9.2	7.8	2.3	10.1
うち、介護保険サービスを併給（人）	0.6	0.3	0.9	0.6	0.3	0.9	0.6	0.2	0.8

■ 相談支援専門員数

相談支援専門員数は、1事業所の平均で、実人数2.3人、常勤換算人数1.6人となっている。うち、介護保険サービスの経験を有する者（介護保険の介護支援専門員の資格を有する者を含む）は実人数0.6人、常勤換算人数0.4人となっている。

図表 72 相談支援専門員数

平均値	全体[N=442]		介護保険サービスを運営している[N=164]		介護保険サービスを運営していない[N=234]	
	実人数	常勤換算人数	実人数	常勤換算人数	実人数	常勤換算人数
相談支援専門員（人）	2.3	1.6	2.2	1.5	2.4	1.7
うち、介護保険サービスの経験を有する者（介護保険の介護支援専門員の資格を有する者を含む）（人）	0.6	0.4	1.1	0.7	0.4	0.3

■ 計画相談支援利用者で65歳に到達した人

平成30年度に65歳に到達した計画相談支援利用者の数を聞いたところ、1事業所の平均で1.3人となっている。そのうち、介護保険の利用に向けた何らかの支援を行った人は、平均で0.6人となっている。

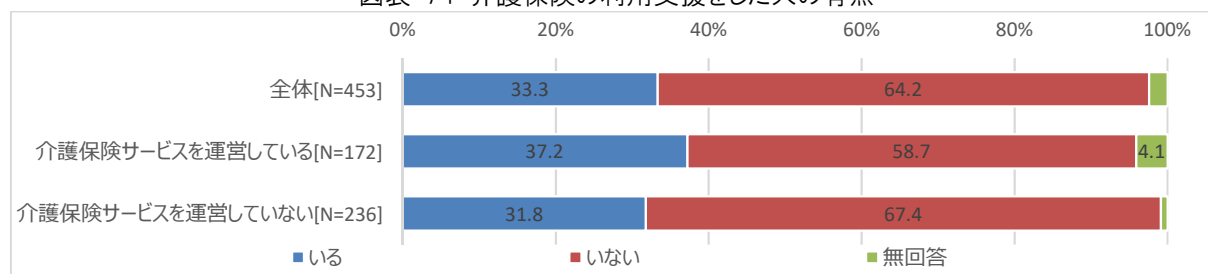
図表 73 計画相談支援利用者で平成30年度に65歳に到達した人

平均値	全体[N=442]	介護保険サービスを運営している[N=165]	介護保険サービスを運営していない[N=234]
計画相談支援利用者で平成30年度に65歳に到達した人（人）	1.3	1.3	1.5
そのうち、介護保険の利用に向けた何らかの支援を行った人（人）	0.6	0.6	0.5

■ 介護保険の利用支援をした人の有無

利用者の中に、介護保険の利用に向けた何らかの支援を行った人がいるかどうかを見たところ、「いない」が64.2%、「いる」が33.3%となっている。

図表 74 介護保険の利用支援をした人の有無



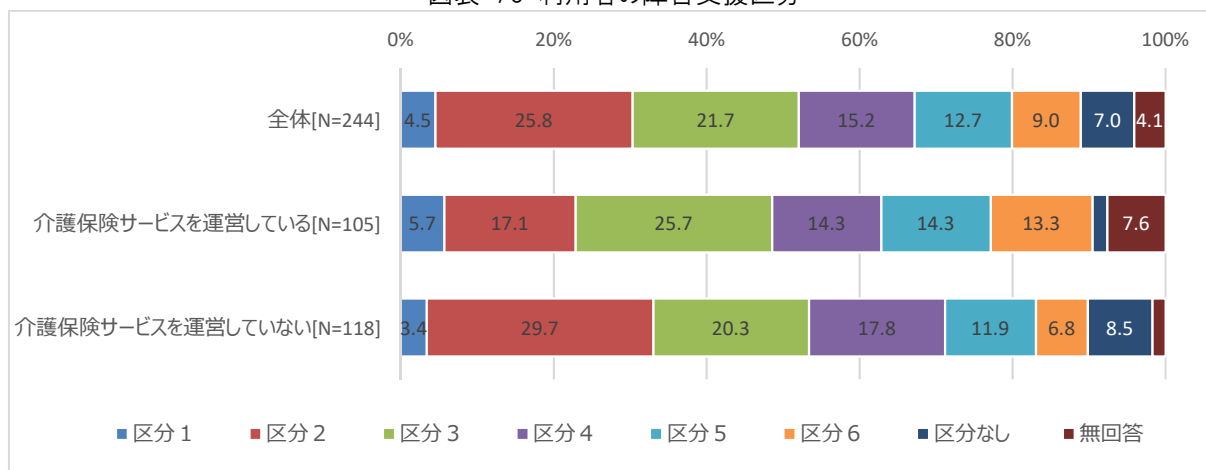
■ 介護保険の利用支援をした人の状況

利用者の中に、介護保険の利用に向けた何らかの支援を行った人が「いる」事業所に、利用支援をした人個々の状況を聞いた。全体で 244 人分の回答があった。

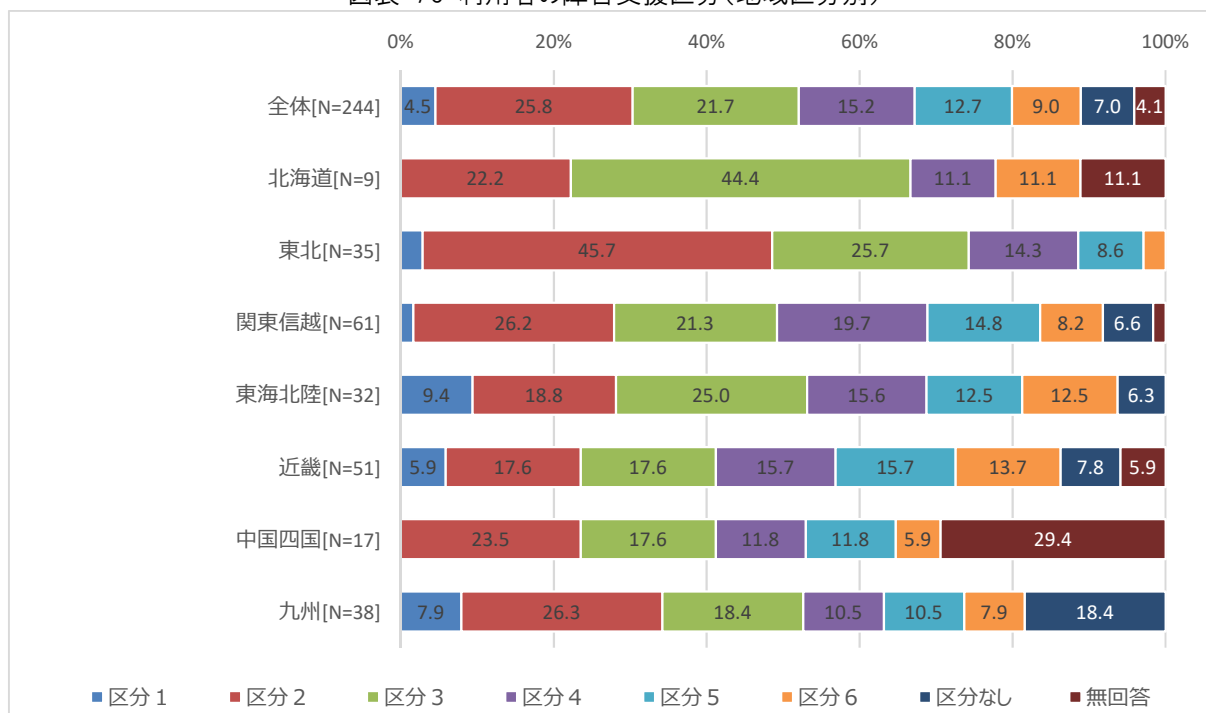
◎障害支援区分

利用者の障害支援区分は、「区分 2」が 25.8%、「区分 3」が 21.7%、「区分 4」が 15.2%等となっている。

図表 75 利用者の障害支援区分



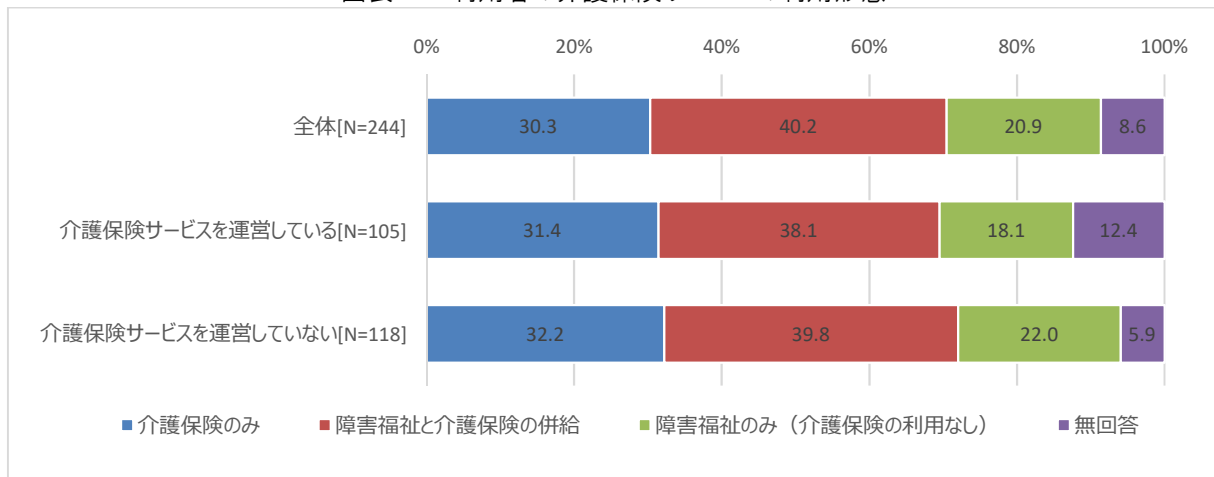
図表 76 利用者の障害支援区分(地域区分別)



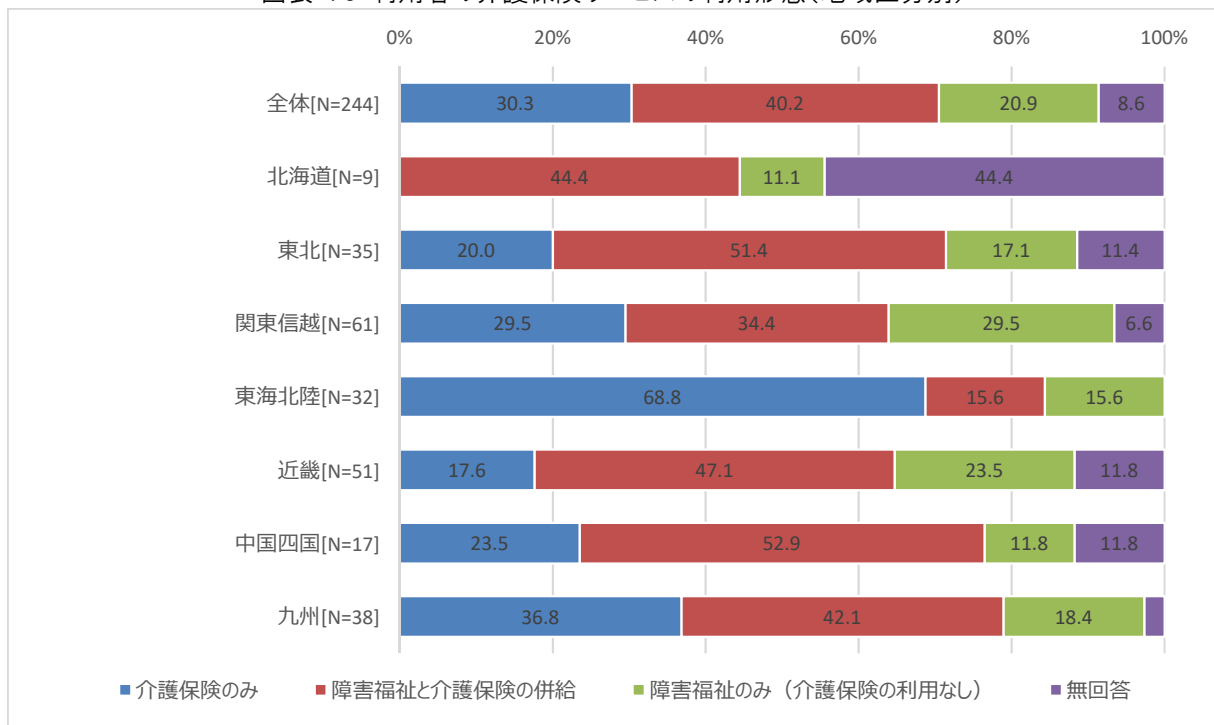
◎介護保険サービスの利用形態

利用者の介護保険サービスの利用形態は、「障害福祉と介護保険の併給」が40.2%、「介護保険のみ」が30.3%、「障害福祉のみ（介護保険の利用なし）」が20.9%となっている。

図表 77 利用者の介護保険サービスの利用形態



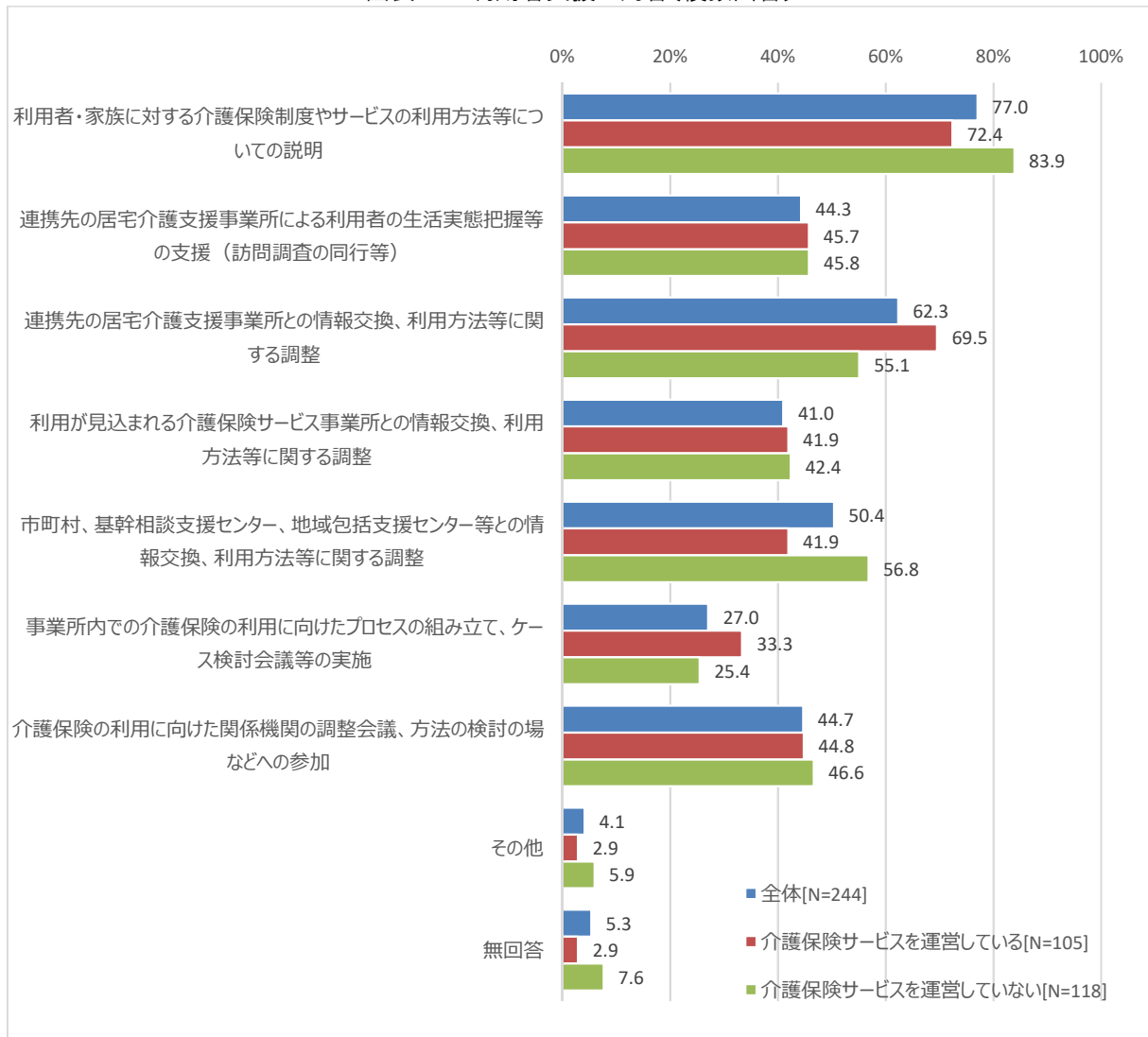
図表 78 利用者の介護保険サービスの利用形態(地域区分別)



◎介護保険の利用支援として実施したこと

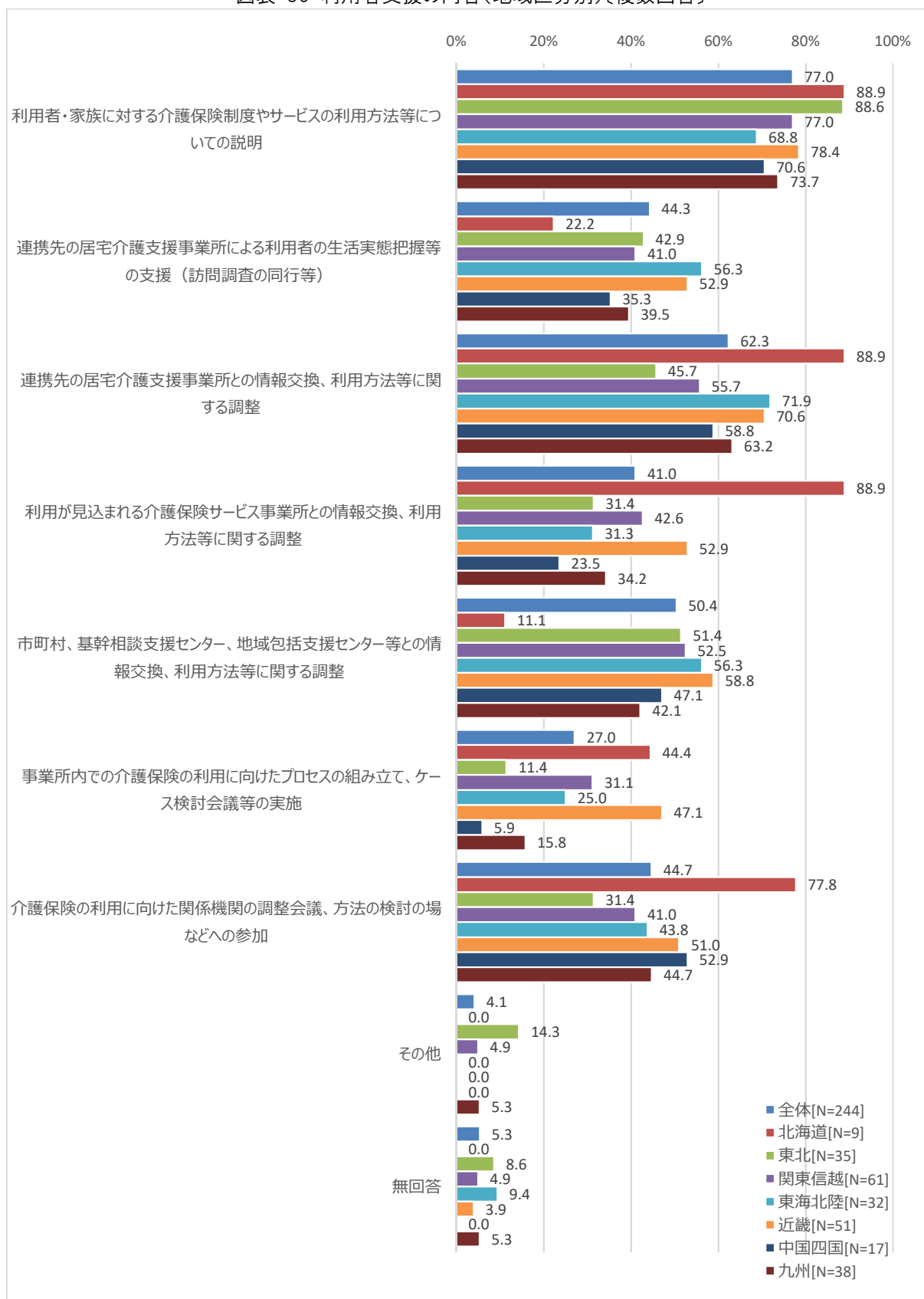
介護保険の利用支援として実施したことを聞いたところ、「利用者・家族に対する介護保険制度やサービスの利用方法等についての説明」が77.0%、「連携先の居宅介護支援事業所との情報交換、利用方法等に関する調整」が62.3%、「市町村、基幹相談支援センター、地域包括支援センター等との情報交換、利用方法等に関する調整」が50.4%等となっている。

図表 79 利用者支援の内容〔複数回答〕



地域区別で見ると、近畿で「事業所内での介護保険の利用に向けたプロセスの組み立て、ケース検討会議等の実施」が他と比べて多くなっている等の特色が見られる。

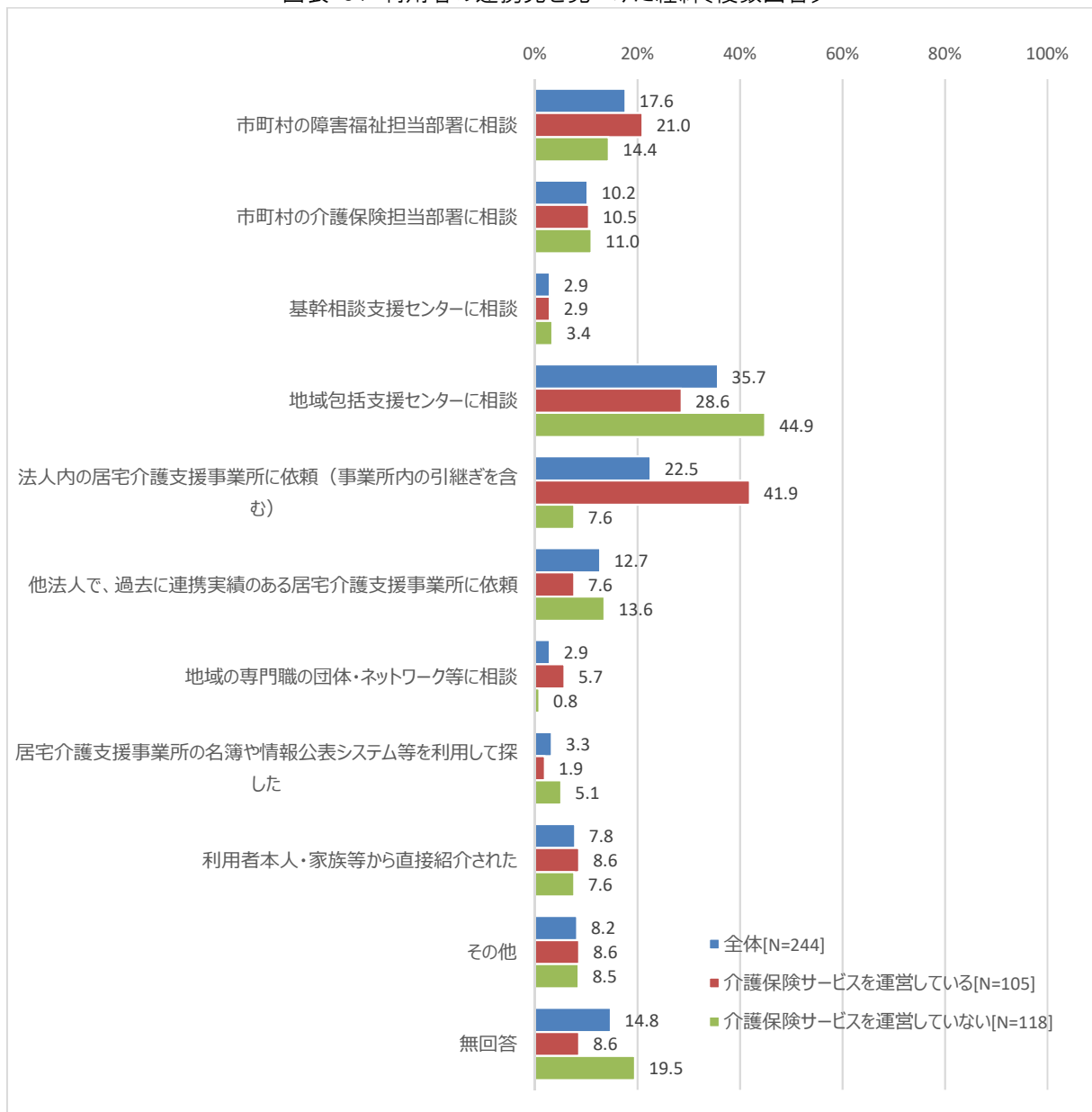
図表 80 利用者支援の内容(地域区別)[複数回答]



◎連携先の居宅介護支援事業所を見つけた経緯

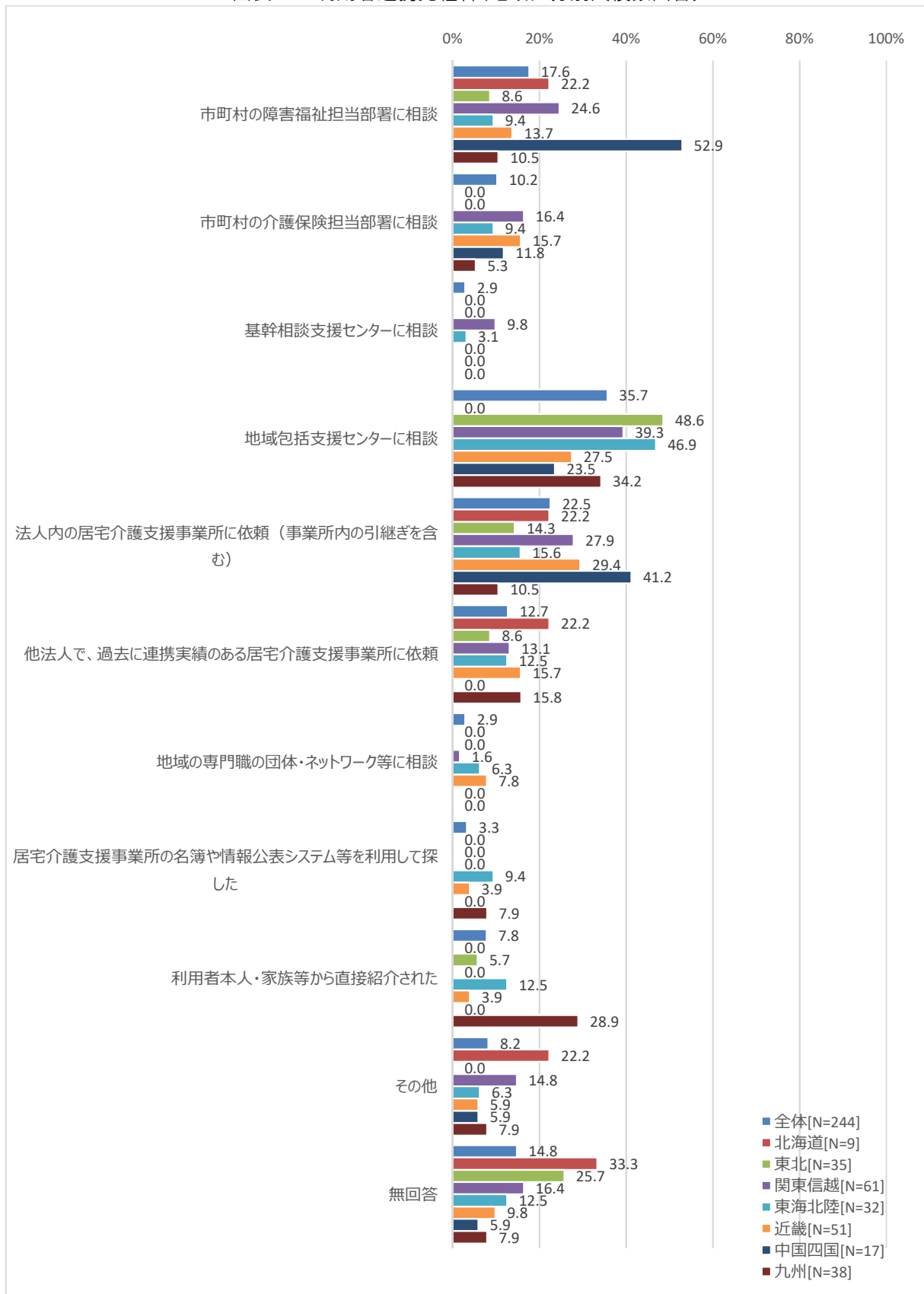
連携先の居宅介護支援事業所を見つけた経緯について聞いたところ、「地域包括支援センターに相談」が35.7%、「法人内の居宅介護支援事業所に依頼（事業所内の引継ぎを含む）」が22.5%、「市町村の障害福祉担当部署に相談」が17.6%等となっている。法人の介護保険サービス運営の別で見ると、介護保険サービスを運営している法人の事業所利用者で、「法人内の居宅介護支援事業所に依頼（事業所内の引継ぎを含む）」の割合が高くなっている。介護保険サービスを運営していない法人の事業所利用者では、「地域包括支援センターに相談」の割合が高くなっている。

図表 81 利用者の連携先を見つけた経緯〔複数回答〕



地域区別で見ると、中国四国で「市町村の障害福祉担当部署に相談」、九州で「利用者本人・家族等から直接紹介された」が他と比べて多くなっている等の特色が見られる。

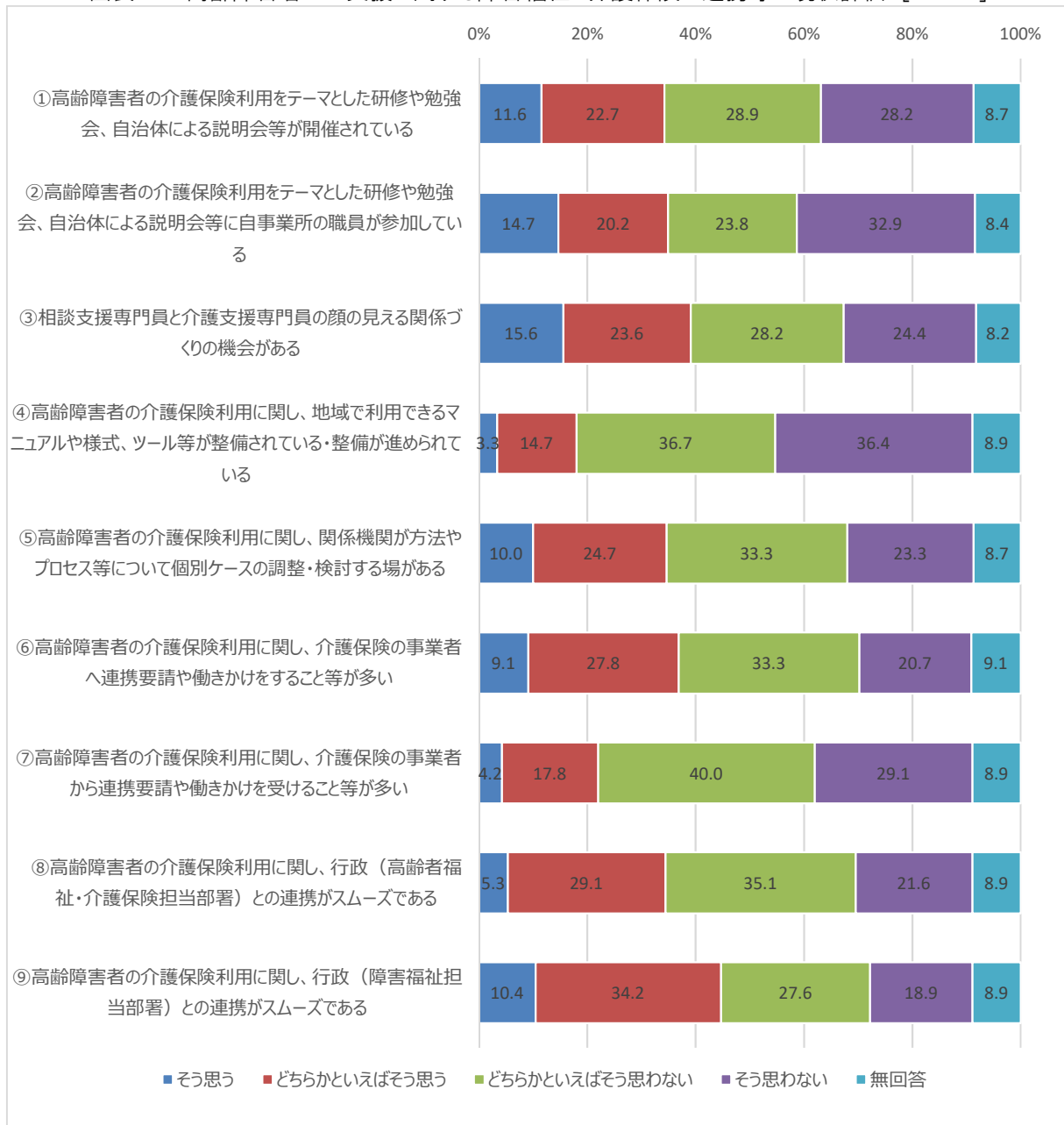
図表 82 利用者連携先経緯(地域区別)[複数回答]



■ 高齢障害者への支援に関する障害福祉と介護保険の連携等の現状評価

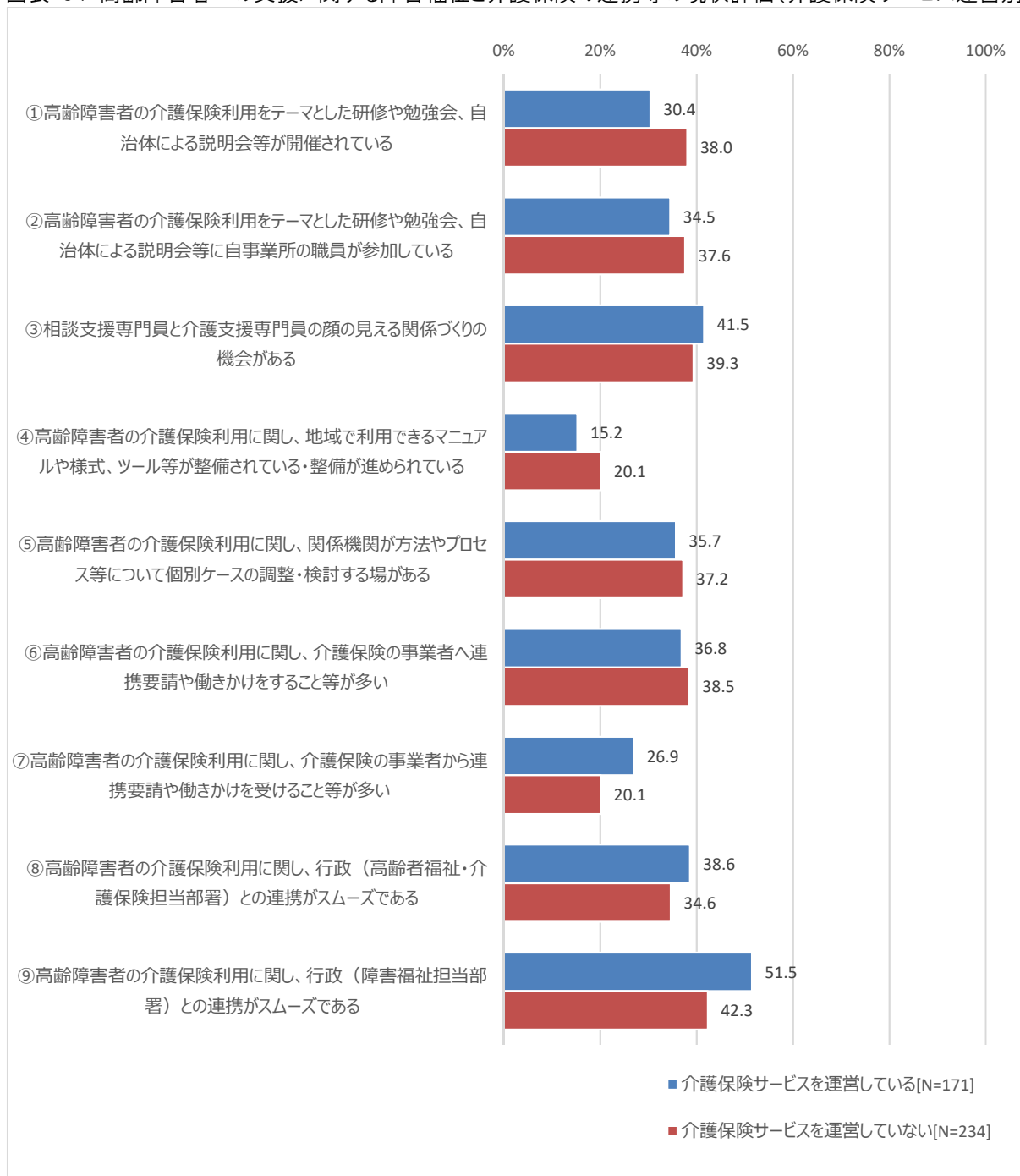
高齢障害者への支援に関する障害福祉と介護保険の連携等に関し、事業所から見た現状の評価を聞いた。「⑨高齢障害者の介護保険利用に関し、行政（障害福祉担当部署）との連携がスムーズである」「③相談支援専門員と介護支援専門員の顔の見える関係づくりの機会がある」「⑥高齢障害者の介護保険利用に関し、介護保険の事業者へ連携要請や働きかけをすること等が多い」などで、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合が高くなっており、行政との連携、介護支援専門員との顔の見える関係づくりや介護保険事業者への働きかけなどが比較的評価されている。

図表 83 高齢障害者への支援に関する障害福祉と介護保険の連携等の現状評価 [N=450]



法人の介護保険サービス運営の別で、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計割合を比較したところ、「⑨高齢障害者の介護保険利用に関し、行政（障害福祉担当部署）との連携がスムーズである」では、介護保険サービスを運営している法人の事業所で割合の高い傾向が見られる。一方、「①高齢障害者の介護保険利用をテーマとした研修や勉強会、自治体による説明会等が開催されている」では、介護保険サービスを運営していない法人の事業所で割合が比較的高くなっている。

図表 84 高齢障害者への支援に関する障害福祉と介護保険の連携等の現状評価(介護保険サービス運営別)



(5) 高齢障害者の支援に関する意見等

■ 苦勞していること、課題となっていること

苦勞していること、課題となっていることとしては、次のような回答があった。

図表 85 苦勞していること、課題となっていること

課題	回答例
<p>介護への移行の必要性や内容について理解が得られにくい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65才で介護保険に移行される場合、利用料金やヘルパーケア時間変更など、混乱を招く場合がある。担当支援相談員としっかり説明し、納得いただけるまで説明している。 ・ 障害から介護保険になり、時間数が減少、費用負担が増加、障害の時間数も思うようにいただけないことについての本人への説明と納得を得ること。 ・ 障害サービスで支援可だったことが、介護保険になると不可になってしまい、生活に不便が生じること。それを利用者に説明するのに困難がある場合がある（独居者、知的障害等）。 ・ 障害福祉サービスで居宅介護を利用されていた方が、介護保険を利用する時に負担額が発生するため、訪問介護等利用者負担額減額認定申請の説明をするも、理解してもらえず、支援を受けていないケースがある。 ・ ヘルパーが何でもしてくれると思っている方が多く、介護保険移行時にクレームが多い。 ・ 65才以降も、今まで利用してきた障害福祉で日中活動事業所を利用希望される方がほとんどです。障害福祉の日中活動の内容が、作業等が中心で、本人に合わない場合が多いのですが、高齢者のデイサービスへの移行は抵抗される方が多く、本人に合った活動を提供することが難しい。 ・ 障害者福祉サービスの時間は1回で長時間対応が可能だが介護保険に移行すると時間が短くなることや、サービス内容にも決まりごとが多く柔軟性がないと不満を持たれることがある。
<p>障害特性に応じたサービスを受けることが難しい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65才になり介護保険優先となった場合、要介護認定が低く判断されることで今までのサービス量が使えなくなる。 ・ 65才になりヘルパー利用量が減らされ、それまでの生活が維持できなくなる。 ・ 介護保険に移行する時に、サービスが必要であっても、介護認定が軽度の認定結果になってしまう（特に透析患者や視力障害の方）。そのため、障害サービスとの併用が必要となるが、行政が併用に厳しい。 ・ 障害での居宅家事及び身体での支援を行っていたが、65才で介護保険に移行された場合、サービスの内容が縮小され実質の生活に支障をきたすことが起きています（視覚障害者について）。 ・ 障害サービスが介護保険になったら利用していたサービス量が減ってしまった。当人は長年慣れた生活リズムの変更を余儀なくされた。 ・ 障害支援区分から要介護認定に変わること、利用できるサービス量を減らさないといけなくなり、それによって本人の生活スタイルも変わってしまい、それへの適応に対しても支援が必要なこと。 ・ 障害者福祉の支援理念（障害者の自立と社会参加等）と、高齢者の介護保険制度の支援理念（家族介護の補填等）とは違いがあり、特に障害福祉制度によって自立生活を実現している重度障害者にとっては、現在の介護保険制度は使いにくい。例えば、介護保険では訪問介護の1回の時間が短時間で、月の時間数が障害の制度ほど支給されないことや、サービスの利用に応じての自己負担があり経済的に厳しく利用者のニーズに合わない。 ・ 一般的介護施設での受け入れが難しい。医療的行為や、極度な身体機能の低下による生活が困難にならない限り、介護施設への移行は難しい。 ・ 言語障害の方がデイなどを利用したい場合、特化した事業所が少ない。 ・ 重度で医療依存度の高い高齢障害者が利用できるデイサービス、ショートステイが少ない。医療処置が必要な障害者も受け入れられる施設が少なく、家族の負担が大きい。 ・ 障害と介護保険の両者を行ってくれる事業所が少ないため、探すことに苦勞しています。特に長時間や夜間のカバーが難しい状態があります。吸引や経管栄養が実施できる事業所やヘルパーも少ないため調整が大変です。 ・ 要介護認定申請の際、支援の必要性（区分）が厳しく出ることが多い（全盲独居の方が、介護保険非該当になるなど）。 ・ 障害者グループホームの入居者は、要介護状態になっても介護保険サービスを利用できない（要介護認定は受けられるが）。行政も前例が少ないため、対応しきれていない。本人のADLや障害に応じた支援を見込める入所事業所がない。高齢者、障害者の両支援のスキルを持っている職員が少ない。

精神障害者を受け入れる事業者が少ない	<ul style="list-style-type: none"> ・精神の利用者を受けってくれる居宅支援事業者が少ない。 ・高齢障害者（精神）は、受け持った経験がなく、今後増える可能性も高いことから連携のシステム作りが課題と感じます。 ・身体障害は移行しやすいが、精神に対しては受け入れに難色を示す事業者もあり今後の課題。ケアマネ自身も障害に対する理解ができていない。特に精神疾患の理解や対応方法を学ぶ機会をもっと持つべきと思う。 ・入所系の介護施設の、障害に対する理解（特に精神障害）が乏しく、受け入れを拒否されるケースが多い。
制度面での課題、制度への対応が難しい	<ul style="list-style-type: none"> ・65才以上になった時デイやヘルパーなどの支援をすでに受けている際、介護保険優先となるのだが、自費負担が突如発生することで現状維持の障害福祉サービス利用に落ち着いてしまう。 ・介護施設への移行の際、費用が高くなり、年金だけでは足りない。 ・介護保険サービスの利用料1割負担がサービス利用の壁となっている、単身者が多いので障害年金のみの収入しかなく親族からの援助も望めない。 ・今まで障害者のサービスで、自己負担のない人が介護保険へ移行した場合、負担金が生じたり、最終的には還付されるにしても領収書を持って手続きに行かなければならない。一人暮らしで動けない人には煩雑である。 ・償還払いの条件の細かさや、手続きの煩雑さが本人にはハードルが高いと思う。 ・介護保険移行時に介護支援専門員が障害福祉サービスを理解していないため、なかなか進まない。 ・介護保険サービスとの違いや優先度がわかりにくく、どこで聞いたらいいのかわからない。 ・介護保険の知識がないため、業務内容、サービスの違いがわからず、ケアマネジャーとのやり取りに戸惑った。65才から介護保険優先について、共通認識が事業所間で出来ていない。制度として移行の必要性があるという認識が低い。 ・障害から介護保険に引き継いでいくルールがないため、混乱している。介護保険と障害の仕組みが複雑なため、理解しているケアマネが少ない。介護保険（ケアプラン）と障害（サービス等利用計画）が同じ利用者に対しプランを立てる、共同していきたいと思うが、別々のプランとしてとらえられてしまう。 ・障害福祉サービスと介護保険サービスでは、その目的や利用者層にかなり違いがあり、年齢で一律に区別するにはかなり無理があると思います。個別性を尊重した運用が現場で柔軟にできるようなシステムを希望します。 ・居宅介護支援事業のケアマネが指定特定相談支援の相談員を兼務しています（指定特定相談所が不足のため市からの要望を受けて）。居宅介護支援事業専任のケアマネでないと「主任介護支援専門員」を受講する事が出来ないとの事であり、将来指定特定相談支援の継続が困難になる事が予想される。「主任介護支援専門員」要件の緩和が出来ないものか。
家族等の理解や支援が得られにくい場合の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険を利用しようとしても、家族、保護者が疎遠、非協力的であることが多く、進めにくいことがある。 ・家族の関わりが希薄な方で自己判断が曖昧な場合、ケアマネに判断を任されることが多く、負担を感じる（成年後見制度の利用までに至らないケース）。 ・サービスの利用契約や施設への申し込み等で保証人になる家族がいない場合、支援がスムーズに進まない、金銭的な問題もあると対応が難しい。 ・精神疾患がある利用者の対応、家族の理解、協力を得ること、どこに相談をもちかけてよいか悩ましい。

■ 事業所や法人で工夫していること、取り組んでいること

事業所や法人で工夫していること、取り組んでいることとしては、次のような回答があった。

図表 86 事業所や法人で工夫していること、取り組んでいること

工夫	回答例
継続してサービス提供できるようにする	<ul style="list-style-type: none"> ・慣れたヘルパーにそのまま継続して入ってもらえるよう事業所へ依頼している。 ・障害サービスで利用していた事業所を引き続き継続利用出来る様、事業所を選んでいる。 ・スムーズな情報共有や引き継ぎができるよう、なるべく普段から親しみのある事業所に依頼をかけるようにしている（同一法人内の事業所など）。
高齢障害者を受け入れてくれる事業所と連携する	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢障害者でも受け入れてくれる事業所とサービスの内容を把握するようにしている。本人、家族、関係機関、行政等から高齢障害者の相談があった場合、年齢だけで高齢者分野だからとかかわりを断ることない様、詳細を聞いて障害福祉でできることを提案するようにしている。

移行に備えて早めに対応を開始する	<ul style="list-style-type: none"> ・64才到達等から当該利用者に対して、早めに制度の説明を行う(場合によっては包括センターを支えて、家族同席の元、会議を実施している)。 ・移行する日程がある程度決まった段階で介護保険サービスに支援内容を近づけていく。サービスの施設見学等に移動支援事業を利用していくこと等をする。 ・介護支援専門員が相談支援を実施し、介護保険移行期には、本人や家族に十分な説明や情報提供を行い、困ることのないように対応している、早めの情報提供や準備を心がけている。 ・高齢になる前に、今後の生活について本人や関係機関と話し合い準備をしておく。介護保険サービスとの移行がスムーズにいくよう、サービスの時間を早めに見直している。 ・65歳になる1年前から介護保険の切り替えの話をする。65歳からもらえる具体的な年金額、介護保険料、介護保険利用料等の説明をする。介護保険の認定基準と障害福祉サービスの基準の違いの説明をする。介護保険と障害福祉サービスの歴史の違いの説明をする。障害福祉サービスで身体介助→医療で訪問看護に切り替えていく(必要に応じて)。
法人内の事業所で連携する	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅、老健、クリニックが同法人であり、健康面や身体機能について相談し合える環境にある。在宅支援で連携できる。 ・法人内に、地域包括支援センターがあるため、高齢障害者が介護保険に移行する時にはすぐに相談できる。常に情報共有し、連携がとれている。 ・法人内の相談支援専門員と介護支援専門員の両者が一緒に事務所をかまえており、子どもからお年寄りまでの相談業務、連携をしている。 ・法人内では共生型サービスを実施することにより、利用者がサービスへ移行する際に負担にならないようにと考えている。
障害福祉サービスの理解を促進している	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業所側から介護保険の関係者に積極的に連絡調整をする。障害福祉サービスを一から説明することもあり、理解を深めてもらえればと思っている。また、障害特性についても分からない方が多いので、資料を渡したり、医師などの専門家に会議に参加してもらうこともある。
地域包括支援センターや専門職等と連携している。	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関からPTなど派遣してもらいリハビリや介護についてのアドバイスなどいただいている。 ・年1～2回、地域包括と相談支援と一緒に事例検討を行っている。地域包括を訪問し、互いの課題を共有し合う場を設けた。 ・地域包括支援センターへ困ったことや相談したいことを連絡できる体制づくりに力を入れている。 ・地域の資源(区役所、包括支援センター等)と、地域自立支援協議会等の活動を通してお互いに顔の見える関係づくり、また、それぞれの制度の違い等を学んでいる。
資格の取得、研修への参加等	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員の資格を取るように職員を促し、実務経験研修時は職務免除扱いとして研修を優先している。ケースを通してかかわりのできた高齢事業所を見学している。 ・現時点では、対象者は少ないが、今後増えることも予想されるため、事業所としてケアマネジャーに対して相談支援専門員の資格取得をすすめ、その費用について補助をしている。 ・高齢者の制度や介護保険について勉強会や研修があれば参加するようにしている。 ・高齢障害者との接し方をスタッフ研修で取り組んでいる。 ・市が主催する勉強会や研修に積極的に参加し、正確な情報を習得している。 ・自立支援協議会を通しケアマネとの合同研修会に参加。 ・「障害者福祉」を学ぶために、障害者生活支援センターの方に講義をしてもらった。

■ 事業所の活動地域で、関係機関が連携して取り組んでいる事例

関係機関が連携して取り組んでいる事例としては、次のような回答があった。

図表 87 関係機関が連携して取り組んでいる事例

取組	回答例
担当者間の顔の見える関係づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児・者施設(入所、通所、放課後デイ、相談支援等)と高齢者施設(特養、老健、グループホーム、ケアマネ事業所等)が情報共有や連携を図る。 ・介護支援専門員協会の研修の1つとして65才問題を取り上げ、ここ2年程、障害分野の相談員や行政職員と共にグループワークや事例検討等を実施。顔の見える関係と相互の理解を深めることを目的として取り組んでいる。 ・包括支援センターや市町、社会福祉協議会、障害者支援施設、医療機関が少しずつ歩み寄り今までは縦割り傾向が強かったと思いますが、情報の共有や、研修参加などを通じて顔の見える関係ができてきています。また、地域のコーディネーターによる冊子などの配布も出ています。徐々に相談支援の輪が広がるのではと思われます。

<p>研修等の開催</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に、事例検討などを行い、介護保険、ケアマネジャー、地域包括支援センターと障害者相談支援事業所の合同研修を実施し、情報共有や、顔の見える関係づくりを行っている。 ・ケアマネジャーの勉強会に基幹相談支援センター職員を招き講演してもらった。 ・自治体に依頼して相談支援専門員が介護保険サービスを学ぶ場を設定した。地域包括と協議し、来年度から年2回、地域包括及び相談支援事業所の職員が集い、地域課題等を協議する場を設定することとなった。 ・地域包括支援センター主催で2カ月に1度勉強会を実施。医療やサービス、インフォーマルな支援に関する情報共有を行っている。毎回内容は異なるが、障害の相談員も参加する。 ・区の協議会単位での「つなぐ研修」＝介護と障害支援者の顔の見える関係作りの場を行っている。
<p>移行対象となるケースについての情報共有・連携による支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢障害者の介護保険移行に関し、小規模ケア会議を開催し障害福祉担当者を交えた会議が行われている。 ・当事業所で担当している利用者が65才を迎える前に、地域の地域包括支援センターに事前相談に伺い移行についての調整会議を行った。当事業所の担当利用者の両親が、介護が必要な状況であることが計画相談の際に判明、地域包括支援センターと協働して支援を行った。 ・自立支援協議会の暮らし支援部会の中で、高齢（介護保険切り替え）時の支援課題について、高齢分野の事業所や機関と連携していくためのプロジェクトチームの立ち上げが検討されている。 ・市障がい福祉課が中心となって、介護保険へ移行対象となるケースについて、相談支援事業所や、地域包括支援センターと連携を図り、迅速な対応をすることで、サービス移行がなされている。 ・精神障害の方を対象にしていますが、高齢介護サービスの方で、精神障害のことを理解されている方は少ないので、情報の共有や介護保険移行後も、役割分担をしながら連携して支援をするようにしています。 ・介護保険更新時に精神科のワーカーや障害者サービス事業所の担当者が集まり、本人を交え会議を開催している。本人の意向を再認識し、情報を共有している。 ・利用者が関わっている入居施設、就労先、訪問ヘルパーさん等からお話を伺い、情報共有を行っています。両親他界により一人暮らしとなり、情緒不安定でしたがヘルパーさんと一緒に家事参加してもらい、お話を傾聴することで改善したケースがあります。 ・「個人の問題」としてではなく「一家の問題」としてとらえ、関わっている支援者を招集し担当者会議を行った。それぞれの抱える問題を支援者が共有することができ、お互い顔が見えることで、その後の連携も取りやすくなった。 ・入院して介護が必要になった場合、退院前カンファレンスを行い、障害福祉関係機関のみならず、介護保険関係機関にも出席を願い、どのようなサービスを利用できるか等の検討を行っている。
<p>生活支援、見守り等での連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢障害者世帯で、かつ生活困窮者自立支援や日常生活自立支援事業対象世帯に対する支援では社協や市町村と連携して支援している、訪問介護ヘルパーからの報告で体調等気づいたことを社協や市町村担当者に連絡している、訪問販売で高額な契約書をヘルパーが見つけた社協に連絡し社協が対応して契約を解除したこともある。 ・一人暮らし、高齢者世帯、障害者その他問題ケースを定期的に専属のヘルパーさんが巡回してくれているため、困りごとが早く発見できる、民生委員さんへの教育が徹底されていることもあり予防の面で大きく発揮してくれている、ゴミ屋敷等があれば社協が主となりながら地域と協力しながら片づけをするケースが時々ある、徘徊ケースについては地域の事業者、警察、消防署、行政、病院等で情報を共有し、連絡を取り合っている（登録者へメール発信）。 ・基幹相談支援センターや地域の民生委員などと顔の見える関係を作り、引きこもりや虐待などの情報を共有できるようにしている。 ・知的障害者への支援は民生委員、自治会への働きかけも行き連携に努めている。 ・地域のお祭り等行事に参加したり、事業所の行事に地域の方、関係機関、家族の方を招く等交流を持っている。 ・地域住民に向けて知っていただく目的で福祉施設連絡協議会を設立し活動しています。地域住民向け施設見学ツアー、福祉の仕事説明会（求人会）、福祉まつり参加、福祉避難所（町と協定）、定例会議（施設長会議、運営担当会議、総会）など行っています。

5 調査結果の考察

①高齡障害者に係る制度等に関する調査

- ・市町村における新高額障害福祉サービス等給付費に係る支給事務については、現時点で実施している市町村が約3割、実施していない市町村が約7割となっている。
- ・支給事務を実施している市町村では、支給額（償還額）の算出を、「職員の手計算」で行っているところが4割強、「国保連に委託」で行っているところが4割弱、「独自システムを用意」しているところが約2割という状況である。
- ・支給事務を実施していない市町村では、その理由として、「申請対象者（支給要件を満たすもの）がない」「申請者がいない」というところが合わせて約6割と多くなっている。「実施方法を検討中」のところは約3割である。規模の小さな自治体で、申請対象者がいないところが多い。申請対象者がいない自治体においても、「定期的に対象者要件に該当する者がいないか確認している」ところが多い。
- ・市町村の、障害福祉サービス所管部局と介護保険サービス所管部局の連携については、「介護保険制度へ移行する対象者の情報や必要な手続きの進捗状況の把握等、双方の部局で連携が取れている」というところが約6割と多くなっているが、「部局間での交流は少なく、連携が取れているとはいえない」というところも1割程度見られる。新高額障害福祉サービス等給付費に係る支給事務を実施している自治体の方が、部局間連携が取れていると回答する割合の高い傾向が見られる。
- ・高齡障害者支援における障害・介護の連携に関しては、行政が連携の中心になり、高齡障害者の介護保険サービスの利用等に関し、個別ケースへのサポートや、障害・介護のネットワークづくり等が行われている。該当ケースに関して相談支援事業所等への通知、相談支援事業所や地域包括支援センター等との連携、ネットワークづくり等の会議等の主催や参加など、さまざまな取り組みが行われている。

②高齡障害者支援に係る相談支援専門員と介護支援専門員の連携調査

- ・居宅介護支援事業所において、利用者の中に高齡障害者（障害福祉サービス利用者、併給含む）がいる事業所は約3割となっている。
- ・居宅介護支援事業所における高齡障害者の状況としては、障害福祉サービスの併給有無はほぼ半々となっており、また、通常の介護保険の利用開始に上乗せして実施した支援等については、「利用者・家族に対する介護保険制度やサービスの移行方法等についての説明」や「訪問等による利用者の生活実態や障害特性等の把握」等が多く行われている。
- ・高齡障害者の担当に至った経緯としては、「法人内での依頼・引継ぎ（事業所内の引継ぎを含む）」や「地域包括支援センターからの紹介」等が多くなっている。介護保険と障害福祉の両サービスを運営している法人では、「法人内での依頼・引継ぎ（事業所内の引継ぎを含む）」が多くなっている一方、障害福祉サービスを運営していない法人では、「地域包括支援センターからの紹介」や「利用者本人・家族等からの直接の依頼」の多い傾向が見られる。
- ・特定相談支援事業所における介護保険利用支援の状況としては、利用者に対し、介護保険の利用支援を行ったことのある事業所は約3割となっている。介護保険の利用支援を行った利用者に関して、支援の内容としては、「利用者・家族に対する介護保険制度やサービスの利用方法等についての説明」や「連携先の居宅介護支援事業所との情報交換、利用方法等に関する調整」等が多く行われている。
- ・連携先の居宅介護支援事業所を見つけた経緯としては、「地域包括支援センターに相談」や「法人内の居

宅介護支援事業所に依頼（事業所内の引継ぎを含む）」等が多くなっている。介護保険と障害福祉の両サービスを運営している法人では、「法人内の居宅介護支援事業所に依頼（事業所内の引継ぎを含む）」が多くなっている一方、障害福祉サービスを運営していない法人では、「地域包括支援センターに相談」の多い傾向が見られる。

- ・高齡障害者への支援に関する障害福祉と介護保険の連携等の現状評価としては、居宅介護支援事業所では、「高齡障害者の介護保険移行に関し、地域包括支援センターに相談しやすい、情報を得ることができる」や「高齡障害者の介護保険移行に関し、行政に相談しやすい、情報を得ることができる」「高齡障害者の介護保険移行に関し、障害者に対応できる介護保険サービス事業所を地域でおおむね確保することができる」など、相談のしやすさやサービスの確保のしやすさ等が比較的評価されている。一方、特定相談支援事業所では、「高齡障害者の介護保険利用に関し、行政（障害福祉担当部署）との連携がスムーズである」や「相談支援専門員と介護支援専門員の顔の見える関係づくりの機会がある」「高齡障害者の介護保険利用に関し、介護保険の事業者へ連携要請や働きかけをすること等が多い」など、行政との連携、介護支援専門員との顔の見える関係づくりや介護保険事業者への働きかけなどが比較的評価されている。介護、障害のいずれも、行政との連携については比較的評価されている傾向が見られる。一方、事業者間の連携の働きかけ等については、特定相談支援事業所で障害から介護への働きかけが比較的評価されているが、居宅介護支援事業所では障害から介護、介護から障害のいずれも評価の割合はそれほど高くないなど、認識の違い等も見られる。

6 参考資料（調査票）

自治体調査票：高齢障害者に係る制度等に関する調査

事業者調査票：高齢障害者支援に係る相談支援専門員と介護支援専門員の連携に関する調査

【令和元年度老人保健健康増進等事業】

高齢障害者に係る制度等に関する調査

本調査票は、全都道府県・市町村の障害福祉部署にお送りしています。

自治体名等をご記入ください。

団体名				団体コード	
回答部署					
	連絡先 Tel			E-Mail	

新高額障害福祉サービス等給付費に係る調査

※支給決定者数及び問1～問8は、市町村がご回答ください。(都道府県は回答不要)

平成30年4月1日から開始した新たな高額障害福祉サービス等給付費制度（いわゆる「新高額障害福祉サービス等給付費制度」）に関して、貴自治体における対象人数や給付額等について、以下の問よりお答えください。

※貴自治体の障害福祉サービス等支給決定者数の総数、うち、65歳以上の人数を記入してください。(令和元年12月末日時点)

支給決定者数（総数）	人	うち、65歳以上	人
------------	---	----------	---

問1 新高額障害福祉サービス等給付費に係る対象者数を記入してください。(令和元年12月末日時点)

※対象者とは、実際に当該給付費に係る申請のあった者を指します。

新高額障害福祉サービス等給付費に係る対象者	人
-----------------------	---

問2 新高額障害福祉サービス等給付費に係る支給事務（償還払い）の実施状況を回答してください。

1 実施している	(⇒問3を回答し、問4～6をとばして問7へ)
2 実施していない	(⇒問3をとばして問4へ)

問3 問2で「1 実施している」を選択した場合、以下を回答してください。

(1) 新高額障害福祉サービス等給付費の実績（平成30年度実績）

新高額障害福祉サービス等給付費	千円
-----------------	----

(2) 新高額障害福祉サービス等給付費の支給額（償還額）算出方法

1 国民健康保険団体連合会へ委託して実施
2 自治体独自のシステム等を用いて実施
3 自治体職員等における手計算による実施

(3) 新高額障害福祉サービス等給付費の支給（償還）スケジュール

1 年額払い（高額介護サービス費（年額）等との併給調整後に支給）
2 毎月払い（高額介護サービス費（年額）等確定後に重複支給額の併給調整）
3 年額払いか毎月払いかは、申請者により異なる（申請者の希望等による）
4 その他（)

(4) 新高額障害福祉サービス等給付費の支給（償還）スケジュールについて、申請者への説明方法（複数可）

- | | |
|---|--|
| 1 | 申請対象者への勧奨通知等送付の際に、償還時期を記載した案内を同封している |
| 2 | 申請対象者へ電話又は訪問等により、個別に説明を行っている |
| 3 | ポスター掲示やリーフレットの配布、市のホームページへ掲載 |
| 4 | 上記1～3のような特別な対応はしていないが、適宜問い合わせがあった際には丁寧な説明を心掛けている |
| 5 | その他（ ） |

※申請対象者とは、新高額障害福祉サービス等給付費制度の対象要件を満たす者を指します。

(5) 本制度施行に当たり、住民向けの広報・周知の状況（複数可）

- | | |
|---|-------------------------------|
| 1 | ポスターやリーフレットなどを作成、提示する等の一般的な広報 |
| 2 | 本制度の申請対象者へ個別に勧奨通知等の送付 |
| 3 | 市のホームページに制度概要や申請方法について掲載 |
| 4 | その他（ ） |
| 5 | 特に広報・周知は実施していない |

問4 問2で「2 実施していない」を選択した場合、実施していない理由について回答してください。

- | | | |
|---|----------------------|----------------------|
| 1 | 申請対象者（支給要件を満たす者）がいない | (⇒問5を回答し、問6をとばして問7へ) |
| 2 | 申請者がいない | (⇒問5、6をとばして問7へ) |
| 3 | 自治体独自のシステムを改修中 | (⇒問5をとばして問6へ) |
| 4 | 実施方法を検討中 | (⇒問5をとばして問6へ) |
| 5 | その他（ ） | (⇒問5、6をとばして問7へ) |

問5 問4で「1 申請対象者がいない」を選択した場合、対象者の確認方法について回答してください。

- | | |
|---|----------------------------|
| 1 | 定期的に対象者要件に該当する者がいないか確認している |
| 2 | その他（ ） |

問6 問4で「3 自治体独自のシステムを改修中」又は「4 実施方法を検討中」を選択した場合、以下を回答してください。

(1) 新高額障害福祉サービス等給付費に係る事務開始予定時期

- | | | | |
|---|----------------------|---|--------|
| 1 | 令和2年 [] 月 (←開始月を記入) | 2 | 令和3年以降 |
|---|----------------------|---|--------|

(2) システム改修や実施方法の検討に時間を要している理由（複数可）

- | | |
|---|-----------------------------|
| 1 | 申請対象者の把握が困難 |
| 2 | 対象者数とシステム改修を行う費用対効果がない又は少ない |
| 3 | 国民健康保険団体連合会との調整が難航している |
| 4 | 手計算するための事務が整理されていない |
| 5 | その他（ ） |

問7 本制度の手続等に関するご意見があれば、具体的に記入してください。

--

問8 介護保険の被保険者になった障害福祉サービス利用者の介護保険制度への適切な移行に関して、貴自治体内の障害福祉サービス所管部局と介護保険サービス所管部局の連携（※）について、最も当てはまるものを選択してください。

- | | |
|---|--|
| 1 | 介護保険制度へ移行する対象者の情報や必要な手続きの進捗状況の把握等、双方の部局で連携が取れている |
| 2 | 部局間での交流は少なく、連携が取れているとはいえない |
| 3 | どちらともいえない（わからない） |

※ここでの「連携」とは、双方の部局で必要な情報を共有し合う等、業務上具体的に協力を行っている状態をいいます。

精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修等に係る調査

※問9～13は、都道府県・政令市がご回答ください。

長期入院している精神障害者の地域移行等の促進に関し、高齢障害者の介護保険サービスによる対応も含め、障害特性に応じた適切な支援の実施のための障害福祉・介護両分野における従事者を養成する研修（地域生活支援事業（任意事業）の「精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修」）について、以下の問よりお答えください。

問9 地域生活支援事業（任意事業）「精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修」の実施状況を回答してください。

1 実施している	(⇒問10を回答し、問11をとばして問12へ)
2 実施していない	(⇒問10をとばして問11へ)

問10 問9で「1 実施している」を選択した場合、以下を回答してください。

(1) 研修補助の実績（平成30年度実績）

「精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修」補助実績額	千円
-------------------------------	----

(2) 実施主体（複数可）

1 都道府県・政令市が直接実施（保健所、精神保健福祉センター等）	
2 研修事業者へ委託（事業者名称：	）
3 研修事業者を指定（事業者名称：	）

(3) 研修受講者（複数可）

1 障害福祉サービス事業所等の職員	2 介護保険・高齢者福祉サービス事業所等の職員
3 相談支援専門員	4 介護支援専門員
5 地域包括支援センターの職員	6 医療機関の職員
7 行政職員（障害福祉担当者）	8 行政職員（介護保険・高齢者福祉担当者）
9 その他（	）

問11 問9で「2 実施していない」を選択した場合、実施していない理由について回答してください。（複数可）

1 実施を検討中	
2 既存の他の研修等ですでに対応している （具体的な研修名や内容：	）
3 地域で独自に連携等が進んでいるなど、研修ニーズがあまりない （連携等の具体的な内容：	）
4 標準カリキュラムでの実施が難しい	
5 講師の確保が難しい	
6 その他（	）

問12 （自立支援）協議会における障害福祉人材確保のための部会の設置状況を回答してください。

1 設置している	(⇒問13へ)
2 設置していない	(⇒問13をとばして問14へ)

問13 問12で「1 設置している」を選択した場合、部会の検討状況について回答してください。（「1」と「2～5」の双方の複数回答可）

1 障害福祉人材の確保や養成について、定期的に検討している	
2 「精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修」の実施について、次期障害福祉計画に記載する予定である	
3 「精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修」の実施について、次期障害福祉計画への記載を検討している	
4 「精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修」の実施については、特に検討していない	
5 その他（	）

高齢障害者の自立支援における障害福祉サービスと介護保険サービスの連携に係る調査

※すべての自治体をご回答ください。

問 14 貴自治体の地域において、高齢障害者の自立支援、サービスの円滑な移行等に関し、障害福祉サービスと介護保険サービスの連携等の取組事例等がございましたら、その概要についてお教えてください。

※都道府県の場合は、都道府県単位の圏域等で実施している事例を回答してください。都道府県内市町村の個別の取組事例をピックアップする必要はありません。

連携の中心となっている機関等 (複数可)	1 行政(障害福祉部局) 2 行政(高齢・介護部局) 3 行政(その他の部局) 4 地域包括支援センター 5 基幹相談支援センター 6 (自立支援)協議会 7 その他の地域団体、機関、法人等()
取組の主な内容 (複数可)	1 サービスの移行マニュアル等に関する事 2 個別の移行ケース等へのサポートに関する事 3 相談支援専門員・介護支援専門員等のスキルアップに関する事 4 相談支援専門員・介護支援専門員等の関係づくり・ネットワークに関する事 5 併給原則の柔軟な運用等、制度の運用に関する事 6 その他()
事例の概要 ※上記「取組の主な内容」の選択肢ごとに記載してください	※ 記載例 3 相談支援専門員・介護支援専門員等のスキルアップに関する事 ○ 障害、介護分野の事例検討会を定期的実施している。 4 相談支援専門員・介護支援専門員等の関係づくり・ネットワークに関する事 ○ (自立支援)協議会の部会において、連携を推進する場を設けている。 等
その他、事例に関する特記事項 (自由記載)	

※複数の事例の詳細を回答される場合は、このページを複製してください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

【令和元年度老人保健健康増進等事業】

高齢障害者支援に係る相談支援専門員と介護支援専門員の連携に関する調査

◆オンライン回答を利用される場合は、右の ID、パスワードで調査用ウェブサイト (<https://www.shogaifukushi.jp/korei/>) にアクセスし、ファイルのダウンロード等を行ってください。
 なお、ID・パスワードは、すべての調査票に重複のないものを発行し、ランダムに貼付していますので、この番号でログインできるのは本調査票をお持ちの方のみです。

ログイン用
 ID、パスワード添付位置

事業所の基本情報

■事業所名等をご記入ください。

事業所名		
事業所の所在地	都道府県	市区町村
連絡先	(TEL)	(E-mail)

■事業所の現在の活動状況（該当する番号 1 つに○）

1 活動中	2 休止中、廃止
-------	----------

⇒2 の場合は、以降の回答は不要です。このまま調査票を返送してください。

問 1 貴事業所を運営している法人の種別を回答してください。（1 つに○）

1 都道府県、市区町村、広域連合、一部事務組合	2 社会福祉法人
3 医療法人	4 営利法人（株式・合名・合資・合同会社）
5 特定非営利活動法人（NPO）	6 その他の法人

※公設民営等で設置法人と運営法人が異なる場合は、運営法人を回答してください。

問 2 貴事業所の実施事業について回答してください。該当するものすべてについて番号に○をつけ、開設年月を記入してください。

		開設年月	
障害福祉	1 指定特定相談支援（計画相談支援）	(西暦)	年 月
	2 指定一般相談支援（地域相談支援）	(西暦)	年 月
	3 指定障害児相談支援（障害児相談支援）	(西暦)	年 月
	4 地域生活支援事業（市町村委託）の障害者相談支援	(西暦)	年 月
	5 基幹相談支援センター	(西暦)	年 月
介護保険	6 居宅介護支援	(西暦)	年 月
	7 介護予防支援（地域包括から受託）	(西暦)	年 月
	8 地域包括支援センター	(西暦)	年 月

問 3 貴事業所を運営する法人の、他の事業所も含めた障害福祉サービス（障害者サービス）、介護保険サービスの事業運営状況を回答してください。（それぞれ1つに○）

障害福祉サービス（障害者サービス）※ （障害福祉の委託事業含む、障害児サービス除く）	1 運営している	2 運営していない
介護保険サービス （介護保険の委託事業含む）	1 運営している	2 運営していない

※ここでの「障害福祉サービス」は、児童福祉法上の障害児サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス等）は除いて回答してください。例）法人が介護保険事業と児童福祉事業を実施しており、放課後等デイサービスを運営しているが、他の障害福祉サービスは運営していない場合、障害福祉サービスについては「2 運営していない」を回答

居宅介護支援の状況（介護保険）

問 4～問 9 は、居宅介護支援事業所が回答してください。

（指定特定相談支援事業所は回答不要 ⇒5 ページの問 10 へ）

問 4 貴事業所の特定事業所加算の算定状況を回答してください。（1つに○）

1 加算Ⅰを算定	2 加算Ⅱを算定
3 加算Ⅲを算定	4 算定なし

問 5 貴事業所における、令和2年1月に給付管理を行ったケース数を記入してください。

	65～74 歳	75 歳以上
全体	件	件
うち、障害福祉サービスを併給	件	件

※65歳未満のケース数については記入不要

※該当ケースがない場合は0を記入してください

問 6 貴事業所に属する介護支援専門員の人数を回答してください。（令和2年1月）

	実人数	常勤換算人数
介護支援専門員	人	人
うち、障害福祉サービスの経験を有する者	人	人
うち、障害福祉の相談支援専門員の資格を有する者	人	人

問 7 貴事業所の現在の居宅介護支援の利用者の中に、65歳まで障害福祉サービスの利用者で、65歳到達後に障害福祉サービスから介護保険サービスに移行した人（介護保険移行後も障害福祉サービスを併給している人を含む）はいいますか。（1つに○）

また、該当者がいる場合は、その人数を記入してください。

1 いる →該当者数 [] 人	2 いない
---------------------------	-------

問 8 前問で「1 いる」と回答した事業所にお聞きします。個々の移行者の概要を回答してください(1人1行)。なお、該当者が10名を超える場合は、移行時期の近い順に10名までを回答してください。

No.	年齢 (令和2年 1月時点)	要介護度 (令和2年 1月時点) 要支援の場合は「支」、 要介護の場合は「介」に ○をつけ、 度数を記入	給付管理の開始年 月(西暦)	障害福祉 サービスの 併給状 況(1つに ○)		新高額障害福祉 サービス等給付 費制度の該当有 無(1つに○)			移行にあたり、通常の介護保 険の利用開始に上乗せして 実施した支援等(複数可) ※下欄から該当する番号を すべて記入してください	担当に至った経緯 ※下欄から該当す る番号1つを記 入してください
				併 給 あ り	併 給 な し	該 当	非 該 当	不 明		
1	歳	支・介	年 月	1	2	1	2	3		
2	歳	支・介	年 月	1	2	1	2	3		
3	歳	支・介	年 月	1	2	1	2	3		
4	歳	支・介	年 月	1	2	1	2	3		
5	歳	支・介	年 月	1	2	1	2	3		
6	歳	支・介	年 月	1	2	1	2	3		
7	歳	支・介	年 月	1	2	1	2	3		
8	歳	支・介	年 月	1	2	1	2	3		
9	歳	支・介	年 月	1	2	1	2	3		
10	歳	支・介	年 月	1	2	1	2	3		

障害福祉サービスの利用者が介護保険に移行するにあたり、通常の介護保険の利用開始に上乗せして実施した支援等があれば、該当するものを選んでください。(複数可)

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 利用者・家族に対する介護保険制度やサービスの移行方法等についての説明 2 訪問等による利用者の生活実態や障害特性等の把握 3 利用者を担当する相談支援事業所との情報交換、移行方法等に関する調整 4 利用している障害福祉サービス事業所との情報交換、移行方法等に関する調整 5 市町村、基幹相談支援センター、地域包括支援センター等との情報交換、移行方法等に関する調整 6 事業所内での介護保険への移行に向けたプロセスの組み立て、ケース検討会議等の実施 7 介護保険への移行に向けた関係機関の調整会議、方法の検討の場などへの参加 8 その他 () |
|--|

障害福祉サービスの利用者が介護保険に移行するにあたり、その移行者の担当に至った経緯で該当するものを選んでください。(1つ選択)

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 市町村の障害福祉担当部署からの紹介 2 市町村の介護保険担当部署からの紹介 3 基幹相談支援センターからの紹介 4 既知の指定特定相談支援(計画相談支援)事業所からの紹介 5 地域包括支援センターからの紹介 6 法人内での依頼・引継ぎ(事業所内の引継ぎを含む) 7 他法人で、過去に連携実績のある事業所からの依頼 8 地域の専門職の団体・ネットワーク等からの紹介 9 未知の指定特定相談支援(計画相談支援)事業所からの連携の直接依頼 10 利用者本人・家族等からの直接の依頼 11 その他 () |
|--|

問 9 高齢障害者への支援に関し、平成 30 年度報酬改定において、居宅介護支援事業者と特定相談支援事業者の連携の促進等が明確化されました。

高齢障害者への支援に関する障害福祉と介護保険の連携等に関し、以下のことについて、貴事業所から見た現状の評価と、平成 30 年度報酬改定の前（平成 30 年 4 月前）での変化について回答してください。

	現状の評価 (各項目それぞれ1つに○)				平成 30 年 4 月前 後を比較した変化 (各項目それぞれ 1つに○) ※平成 30 年 4 月以降 の開設等で比較でき ない場合は、「不明」 としてください		
	そう 思う	思 う ど ち ら か と い え ば そ う	思 わ な い ど ち ら か と い え ば そ う	そ う 思 わ な い	発 生 化	プ ラ ス 方 向 の 変 化 ・ 活	あ ま り 変 化 は な い (マ イ ナ ス 方 向 も 含 む)
①高齢障害者の介護保険移行をテーマとした研修や勉強会等が開催されている	1	2	3	4	1	2	3
②相談支援専門員と介護支援専門員の顔の見える関係づくりの機会がある	1	2	3	4	1	2	3
③介護支援専門員が、障害特性をふまえた支援や、障害福祉の制度・サービス内容の知識等を身に付ける機会がある	1	2	3	4	1	2	3
④高齢障害者の介護保険移行に関し、地域で利用できるマニュアルや様式、ツール等が整備されている・整備が進められている	1	2	3	4	1	2	3
⑤高齢障害者の介護保険移行に関し、関係機関が方法やプロセス等について個別ケースの調整・検討する場がある	1	2	3	4	1	2	3
⑥高齢障害者の介護保険移行に関し、障害者に対応できる介護保険サービス事業所を地域でおおむね確保することができる	1	2	3	4	1	2	3
⑦高齢障害者の介護保険移行に関し、障害福祉の事業者から介護保険の事業者への連携要請や働きかけ等が多い	1	2	3	4	1	2	3
⑧高齢障害者の介護保険移行に関し、介護保険の事業者から障害福祉の事業者への連携要請や働きかけ等が多い	1	2	3	4	1	2	3
⑨高齢障害者の介護保険移行に関し、行政に相談しやすい、情報を得ることができる	1	2	3	4	1	2	3
⑩高齢障害者の介護保険移行に関し、基幹相談支援センターに相談しやすい、情報を得ることができる	1	2	3	4	1	2	3
⑪高齢障害者の介護保険移行に関し、地域包括支援センターに相談しやすい、情報を得ることができる	1	2	3	4	1	2	3
⑫サービス内容や利用者負担の変化等について、利用者・家族の不安を解消し、十分に理解してもらったうえで移行できる	1	2	3	4	1	2	3

計画相談支援の状況（障害福祉）

問 10～問 14 は、指定特定相談支援事業所が回答してください。

（居宅介護支援事業所は回答不要 ⇒8 ページの問 15 へ）

問 10 貴事業所で担当している計画相談支援の高齢障害者のケース数（令和2年1月現在）を記入してください。
（令和2年1月にサービス利用支援、継続サービス利用支援の給付実績がない場合も含む）

	65～74 歳	75 歳以上
全体	件	件
うち、介護保険サービスを併給	件	件

※該当ケースがない場合は0を記入してください

問 11 貴事業所に属する相談支援専門員の人数を回答してください。（令和2年1月）

	実人数	常勤換算人数 [※]
相談支援専門員	人	人
うち、介護保険サービスの経験を有する者（介護保険の介護支援専門員の資格を有する者を含む）	人	人

※当該相談支援事業所の管理者として兼務している場合、その配置分も含め、相談支援専門員として計算してください。

問 12 貴事業所の計画相談支援の利用者のうち、平成30年度に65歳に到達した人はいますか。また、そのうち、介護保険の利用に向けた何らかの支援を行った人はいますか。該当する人数を記入してください。

※計画相談支援の利用当時に65歳に到達した人について回答してください（現在は貴事業所の計画相談支援を利用していない人も含みます）。

平成30年度（平成30年4月～平成31年3月）に65歳に到達した人	人
うち、介護保険の利用について支援を行った人	人

※該当者がいない場合は0を記入してください

問 13 前問で、「介護保険の利用について支援を行った人」に1人以上を回答した事業所にお聞きします。介護保険の利用支援を行った人の、個々の概要を回答してください（1人1行）。なお、該当者が5名を超える場合は、支援を行った時期が現在に近い順に5名までを回答してください。

No.	65歳到達時の障害支援区分 (1つに○)							介護保険の利用形態 (1つに○)			介護保険の利用支援として実施したこと(複数可) ※下欄から該当する番号をすべて記入してください	連携先の居宅介護支援事業所 を見つけた経緯(複数可) ※下欄から該当する番号をすべて記入してください
	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分なし	介護保険のみ	併給 障害福祉と介護保険の	障害福祉のみ (介護保 険の利用なし)		
1	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3		
2	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3		
3	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3		
4	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3		
5	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3		

利用者が介護保険を利用するにあたり、実施した支援について、該当するものを選んでください。(複数可)

- 1 利用者・家族に対する介護保険制度やサービスの利用方法等についての説明
- 2 連携先の居宅介護支援事業所による利用者の生活実態把握等の支援(訪問調査の同行等)
- 3 連携先の居宅介護支援事業所との情報交換、利用方法等に関する調整
- 4 利用が見込まれる介護保険サービス事業所との情報交換、利用方法等に関する調整
- 5 市町村、基幹相談支援センター、地域包括支援センター等との情報交換、利用方法等に関する調整
- 6 事業所内での介護保険の利用に向けたプロセスの組み立て、ケース検討会議等の実施
- 7 介護保険の利用に向けた関係機関の調整会議、方法の検討の場などへの参加
- 8 その他()

利用者が介護保険を利用するにあたり、連携先の居宅介護支援事業所をどのように見つけましたか。経緯で該当するものを選んでください。(複数可)

- 1 市町村の障害福祉担当部署に相談
- 2 市町村の介護保険担当部署に相談
- 3 基幹相談支援センターに相談
- 4 地域包括支援センターに相談
- 5 法人内の居宅介護支援事業所に依頼(事業所内の引継ぎを含む)
- 6 他法人で、過去に連携実績のある居宅介護支援事業所に依頼
- 7 地域の専門職の団体・ネットワーク等に相談
- 8 居宅介護支援事業所の名簿や情報公表システム等を利用して探した
- 9 利用者本人・家族等から直接紹介された
- 10 その他()

問 14 高齢障害者への支援に関する障害福祉と介護保険の連携等について、貴事業所から見た現状の評価を回答してください。

	現状の評価 (各項目それぞれ1つに○)			
	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない
①高齢障害者の介護保険利用をテーマとした研修や勉強会、自治体による説明会等が開催されている	1	2	3	4
②高齢障害者の介護保険利用をテーマとした研修や勉強会、自治体による説明会等に自事業所の職員が参加している	1	2	3	4
③相談支援専門員と介護支援専門員の顔の見える関係づくりの機会がある	1	2	3	4
④高齢障害者の介護保険利用に関し、地域で利用できるマニュアルや様式、ツール等が整備されている・整備が進められている	1	2	3	4
⑤高齢障害者の介護保険利用に関し、関係機関が方法やプロセス等について個別ケースの調整・検討する場がある	1	2	3	4
⑥高齢障害者の介護保険利用に関し、介護保険の事業者へ連携要請や働きかけをすること等が多い	1	2	3	4
⑦高齢障害者の介護保険利用に関し、介護保険の事業者から連携要請や働きかけを受けること等が多い	1	2	3	4
⑧高齢障害者の介護保険利用に関し、行政（高齢者福祉・介護保険担当部署）との連携がスムーズである	1	2	3	4
⑨高齢障害者の介護保険利用に関し、行政（障害福祉担当部署）との連携がスムーズである	1	2	3	4

高齢障害者の支援に関する意見等

問 15 は、すべての事業所が回答してください。

問 15 高齢障害者の介護保険を利用する等の支援に関し、課題と感ずること、貴事業所や法人で工夫していること、地域での特色ある取組と思われることなどを具体的に記入してください。

高齢障害者の支援に関し、苦勞していること、課題となっていること等	
高齢障害者の支援に関し、事業所や法人で工夫していることや取り組んでいること	
高齢障害者の支援に関し、事業所の活動地域で、関係機関が連携して取組が進められている事例等	
その他のご意見等	

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

厚生労働省 令和元年度老人保健事業推進費等補助金
老人保健健康増進等事業
相談支援専門員と介護支援専門員との連携の推進
に関する調査研究事業
報 告 書

令和2年3月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
政策研究事業本部

大阪本部 研究開発第1部
〒530-8213 大阪市北区梅田2丁目5番25号
TEL : 06-7637-1430